新・担い手三法について

~建設業法、入契法、品確法の一体的改正について~

国土交通省 土地•建設産業局 建設業課 令和元年7月



国土交通省

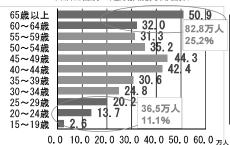
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

建設業を取り巻く現状と課題

◎ 国土交通省

60歳以上の高齢者(82.8万人、25.2%)は、10 年後には大量離職が見込まれる。一方、それを 補うべき若手入職者の数は不十分。

(年齢階層) 年齢階層別の建設技能労働者数



出典:総務省「労働力調査」(H30年平均)を元に国土交通省にて推計

社会保険の加入は一定程度進んでいるが、 下位の下請になるほど加入率は低く、さらに 踏み込んだ対策が必要。

企業別・3保険別加入割合の推移								
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険				
H23.10	94%	86%	86%	84%				
H24.10	95%	89%	89%	87%				
H25.10	96%	92%	91%	90%				
H26.10	96%	94%	94%	93%				
H27.10	98%	97%	96%	96%				
H28.10	98%	97%	97%	96%	元請:98.4%			
H29.10	98%	98%	97%	97%	1次下請:97.2% 2次下請:94.6%			
H30.10	98%	98%	97%	97%	3次下請:90.5%			

出典。公共事業労務費調査

給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産 労働者(技能者)については、製造業と比べ低い

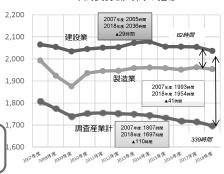
建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

(時間)		2012年	2018年	上昇率	
建設業男性	生産労働者	3,915.7	4,624.5	18.1%	
建設業男性	全労働者	4,831.7	5,713.3	約3% 18.2%	
製造業男性	生産労働者	4,478.6	4,764.1	6.4%	
製造業男性	全労働者	5,391.1	5,601.6	3.9%	
全産業男性	労働者	5,296.8	5,584.5	5.4%	

出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所) ※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

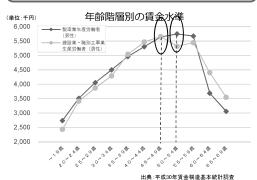
建設業は全産業平均と比較して年間300時間 以上長時間労働の状況。

年間実労働時間の推移

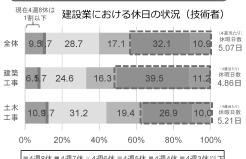


出典。原生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設業生産労働者(技能者)の賃金は、45~49歳でピーク を迎える。体力のピークが賃金のピークとなっている側面が あり、マネジメントカ等が十分評価されていない。



他産業では当たり前となっている週休2日もとれ ていない。



■4週8休 ■4週7休 ■4週6休 ■4週5休 ■4週4休 ■4週3休以下 - / ※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。 ※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。 出典、日建協「2018時短アンケート」を基に作成

新・担い手 3 法(品確法と建設業法・入契法の一体的改正)について

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を 徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待 働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正 i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、 5年間の成果をさらに充実する 新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶 価格のダンピング対策の強化 建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 〜公共工事の発注者・受注者の基本的な責務〜 <議員立法※>

○発注者の責務

- ・適正な工期設定 (休日、準備期間等を考慮)
- ・施工時期の平準化 (債務負担行為や繰越明許費の活用等)
- ・適切な設計変更
- (工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)

○受注者(下請含む)の責務

・適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務

情報通信技術の活用等による 生産性向 L

○発注者の責務

- 緊急性に応じた随意契約・指名競 争入札等の適切な選択
- 災害協定の締結、発注者間の連携 ・労災補償に必要な費用の予定価格 への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保

「公共工事に関する測量」 地質調査その他の調査及 び設計」を、基本理念及 び発注者・受注者の責務の 各規定の対象に追加

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止 (違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化 のための措置を講ずることを努力義務化 < 入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上 への取組

○技術者に関する規制の合理化

- 監理技術者:補佐する者(技士補) を配置する場合、兼任を容認
- 主任技術者(下請):一定の要件を 満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体 の青森の追加

・建設業者と地方公共団体等との 連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を 合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関す る規定を整備

建設業法・入契法の改正 ~建設工事や建設業に関する具体的なルール~ <政府提出法案>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

(令和元年6月7日成立、 ●公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 6月14日公布・施行)

背景・必要性

- ○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興の ため、災害時の緊急対応の充実強化が急務
- 3. 生産性向上の必要性
- ○<u>建設業・公共工事の持続可能性を確保</u>するため、働き方改革の促 進と併せ、<u>生産性の向上が急務</u>

- ○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても<u>長時間</u> 労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務
- 間査・設計の重要性
- ○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で<u>重要な</u> <u>役割</u>

法案の概要

1. 災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ 円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択 ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

2.働き方改革への対応

【基本理念】

<u>適正な請負代金・工期による請負契約</u>の締結、公共工事に従事する 者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の 適正な整備への配慮

【公共工事等を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

【発注者の責務】

①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定

②公共工事の施工時期の平準化に向けた

<u>債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注</u> 見通しの作成・公表等

③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。)及び設計)に ついて**広く本法律の対象**として位置付け

(1) 発注者の体制整備

- ① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
- ② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を 有する者の活用促進等
- (2) 工事に必要な情報(地盤状況)等の適切な把握・活用 【基本理念】
- (3)公共工事の目的物の適切な維持管理
 - 【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (令和元年法律第三十号) (令和元年6月5日成立、6月12日公布)

背景•必要性

建設業の働き方改革の促進

<u>長時間労働が常態化</u>する中、<u>その是正等が急務。</u>

※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、 建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

<時間外労働の上限規制>

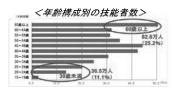
- ✔原則、月45時間 かつ 年360時間 ✓特別条項でも上回ることの出来ないもの:
 - ■年720時間(月平均60時間) ■2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
 - ■単月100時間未満
 - •月45時間を上回る月は年6回を上限

| 2. 建設現場の生産性の向上

○ 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、○ 地方部を中心に事業者が減少し、 限りある人材の有効活用と若者の入職促進による 将来の担い手の確保が急務。

3. 持続可能な事業環境の確保

後継者難が重要な経営課題となる 中、今後も「守り手」として活躍し続 けやすい環境整備が必要。



法案の概要

1. 建設業の働き方改革の促進

(1)長時間労働の是正 (工期の適正化等)

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。 また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反 者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平 <u>準化のための方策を講ずることを努力義務化</u>。

2. 建設現場の生産性の向上

(1)限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
- (i)<u>元請の監理技術者</u>に関し、<u>これを補佐する制度を創</u> <u>設</u>し、技士補がいる場合は<u>複数現場の兼任を容認</u>。
- (ii)下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の 要件を満たす場合は設置を不要化。

<元請の監理技術者> <下請の主任技術者> 現場Δ 現網 注文者(元請) 監理技術者(技士) 次下請A社 主任技術者 二次下MO社 主任技術者 主任技術者 技士補 技士補 主任技術者の設置を不要化

監理技術者は兼務可能

(2)現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

(2)建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

■ 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、 資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、 国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

3. 持続可能な事業環境の確保

- 経営業務に関する多様な人材確保等に資するよう、<u>経営業務管理責任者に関する規制を合理化(※)</u>。
 - ※建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、 今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。
- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築

新・担い手三法成立・公布までの経緯について

平成 31年



5月 令和

元年

6月

- 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正 15日 する法律案を閣議決定、国会に提出
 - 22日 建設業法及び入契法の一部改正法案が衆議院国土交通委員会において審議
 - 建設業法及び入契法の一部改正法案が附帯決議と併せ全会一致で賛成が決議。品 確法の一部改正法案が衆議院国土交通委員会において委員長提案で提出され、審 議、附帯決議と併せ全会一致で賛成が決議
 - 28日 - 両法案について衆議院本会議において全会一致で可決、参議院に送付
 - 建設業法及び入契法の一部改正法案が参議院国土交通委員会において審議、附帯 4日 決議と併せ全会一致で賛成が決議
 - 参議院本会議において建設業法及び入契法の一部改正法案が全会一致で可決、成 5日 立
 - 6 ⊟ 品確法の一部改正法案が参議院国土交通委員会において委員長提案で提出され、 審議。附帯決議と併せ全会一致で賛成が決議
 - 7日 参議院本会議において品確法の一部改正法案が全会一致で可決、成立
- 12日 建設業法及び入契法の一部改正法公布
- 品確法の一部改正法公布・施行 14日

1. 建設業の働き方改革の促進

- (1) 工期の適正化・・
- (2) 平準化の促進・・・・ · p.14
- (3) 下請代金の支払・・ p.18

1. (1) 工期の適正化

◎ 国土交通省

(建設業法第19条、第19条の5・6、第20条、第20条の2、第21条、第34条、入契法第11条

◆中央建設業審議会が工期に関する基準を作成

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関す る基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

注文者

実施を勧告

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短 い工期による請負契約の締結を禁止

(著しく短い工期の禁止)

- 第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締 結してはならない。
- 工期に影響を及ぼす事象で認識しているもの について契約締結までに通知

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定 める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するま でに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な 情報を提供しなければならない。

建設業者

◆工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及 びその準備に必要な日数を見積り

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容 (に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工 事の見積りを行うよう努めなければならない。

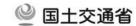
◆工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しな ければならない。

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の改訂



(平成30年7月2日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革関連法による改正労働基準法(H31.4.1施行)に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1)請負契約の締結に係る基本原則

○ 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

○ 受注者は、建設工事従事者の<u>長時間労働を前提とした不当に短い工期と</u> ならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

(3)発注者の役割

○ 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

(4)施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

○ 受発注者は、<u>工事実施前に情報共有</u>を図り、役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・建設工事従事者の休日(週休2日等)
 - ・労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の<u>準備期間</u>、現場の<u>後片付け期間</u>

筡

- ・降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数
- <u>業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議</u>し、適正な工期を設定。
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費 等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休2日工事の件数拡大。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる<u>「工期のダンピング」を行わない</u>
- <u>予定工期内での完了が困難な場合</u>は、受発注者協議の上、<u>適切に工期を変更</u>。 補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2)必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・ 見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、<u>建設生産プロス全体における生産性を向上</u>。
 - ・3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
 - ・プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行う フロントローディングの積極活用

(4)下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、<u>日給制の技能労働者等の処遇水準に留意</u>し、労務 費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

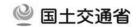
(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

○ 工事の特性等を踏まえ、外部機関(コンストラクション・マネジメント企業等)を活用。

4. その他(今後の取組)

建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、<u>本ガイドラインについてフォローアッ</u>プを実施し、適宜、内容を改訂。 8

工期に関する基準(イメージ)



- 工期に関する基準は定量的なものではなく、例えば以下のような工期を設定する際に考慮すべき定性的な 事項を盛り込むことを想定
- 今後、中建審の下にWGを設置するなどして、基準の作成に向けた専門的な検討を行う予定

<全工期に共通する事項>

- •自然的要因(多雪、寒冷、多雨、強風等)
- 不稼働日(週休2日、祝日、年末年始、夏期休暇等)
- <各工期において考慮すべき事項>

施工 準備 後片付け等 基礎工事 躯体工事 内装仕上げ工事 •用地買収や建築確認、・地下水及び地下 - 受電の時期 道路管理者との調整 埋設物の存在 •養生期間 設備の総合試運 官公署の完了検査 工事場所の周辺環境、 - 掘削土の搬出 転調整

契

約

- 近隣状況及び規制等 ・労働者や建設資材の投入量 仮設工作物の設置、
 - 採用している工法

と工期の関係を確認

•工事の完成検査

仮設工作物の撤去、 清掃等

成

完

< その他考慮すべき事項>

- 過去の同種類似工事の実績
- ・工事別の特性を考慮

資材及び機器の製作

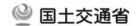
期間、調査、測量等

(例)新築工事:地下水及び地下埋設物の存在

改修工事:アスベスト除去工事 再開発工事:保留床の処分時期

※特に設計変更が行われる場合には、工期の変更が認められないケースが多いため、重点的に確認

工期の変更について



<公共工事標準請負契約約款>

- ・受注者:天候の不良、関連工事の調整への協力その他<u>受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないとき</u>は、その理由を明示した書面により、<u>発注者に工期の延長変更を請求すること</u>ができる。
- ・発注者:請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。
 - ⇒工事の途中で発生した要因であっても著しく短い工期とならないよう適切な変更契約がなされることが求め られる。

○公共工事標準請負契約約款

(受注者の請求による工期の延長)

- 第二十一条 受注者は、天候の不良、第二条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

<品確法>

八~九 (略) 2~5 (略)

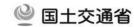
- ・受発注者の合意の下、適正な工期を定めた公正な契約を締結することを基本理念として規定。
- ・設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合等において必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うことが発注者等の責務として定められている。

□ ○公共工事の品質確保の促進に関する法律

(基本理念)
第三条 (略)
一〜七 (略)
ハ 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料(第八条第二項において単に「保険料」という。)等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期(以下「工期等」という。)を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。
カ・+ (略)
(発注者等の責務)
第七条 (略)
ー〜六 (略)
し 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。)に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったと

著しく短い工期の判断基準について

きは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。



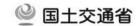
10 i

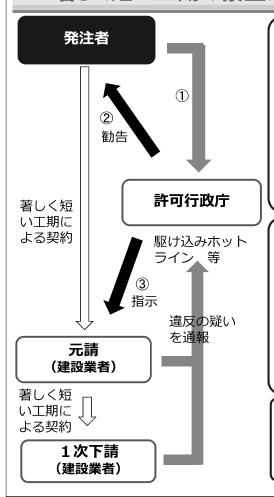
- ○著しく短い工期をどのように判断するのか?
 - ・著しく短い工期であるかどうかについては、工事の内容や工法、投入する人材や資材の量などに依るため一律に判断する ことは困難



- ・休日や雨天による不稼働日など、中央建設業審議会において 作成した工期に関する基準で示した事項が考慮されているか どうかの確認
- ・過去の同種類似工事の実績との比較
- ・建設業者が提出した工期の見積りの内容の精査などを行い、許可行政庁が工事ごとに個別に判断

著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置





① <公共工事の場合> <入契法>

建設工事の受注者(元請)が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政 庁にその旨を通知しなければならない。

- **<**入契法>

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者(建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。)に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

一 (略)

二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したこと。

② 国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができる。 ※必要があるときは発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

<建設業法>

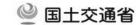
第十九条の六 (略)

- 2 建設業者と請負契約(請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、 当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。
- ③ 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は建設業 法第41条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分を行う。 (通常と同様)

※建設業法第31条を根拠とする立入検査や報告徴収も可能

12

工期に影響を及ぼす事項の例



等

・土地取得の経緯や近傍の事象により、その可能性について注文者が承知している以下のような事項を想定 (※国土交通省令で規定予定)

地中の状況等に関する事項

- ・支持地盤深度
- ・地下水位
- ・地下埋設物
- ・土壌汚染

等

設計に起因する調整に 関する事項

- ・設計図書との調整
- ・設計間の整合

周辺環境に関する事項

資材の調達に関する事項

- ・近隣対応
- ・騒音振動
- ・日照阻害

等

→ 注文者があらかじめ知っている上記の情報を建設業者に提供することにより、施工における手戻りを防止し、働き方改革の取組を促進

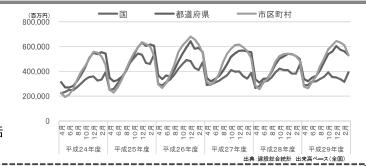
1. (2)施工時期の平準化の推進(入契法第17条、品確法第3条、第7条)

【指針】←入契法

- ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する 指針の記載事項に平準化に関する事項を追加
- ・法律に基づき総務省と連名で自治体に対して要請 →取り組み状況について報告を求め、公表

【具体的な手段(発注者責務)】←品確法

・発注者の責務として、繰越明許費・(国庫)債務負担行為の活 用や発注見通しの作成・公表を明示



○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(適正化指針の策定等)

第十七条 (略)

適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。

五 公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関すること。

(略)

○公共工事の品質確保の促進に関する法律

(基本理念)

(略)

八 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすこと 公共工事が応見は、これで確保9。0上で公共工事寺の支土者のかならすト請負人及いこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれそれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料(第八条第二項において単に「保険料」という。)等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工則又は調査をの履行期(以下「工期等」という。)を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。 (略)

(発注者等の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及 (略)

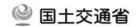
定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

六~九 (略) (略)

~`5___

14 ¦

施工時期等の平準化



- 〇適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為(2か年国債やゼロ国債)を活用すること等により、 公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。
- 〇これにより、閑散期の工事稼働件数は下図の通り改善傾向にあり、国交省直轄工事での平準化率は 約9割に達している。
- ○引き続き国庫債務負担行為の活用、発注見通しの統合・公表の参加団体を拡大。

①国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための<u>国庫債務負担行為(2か年国債(注1)</u>及び ゼロ国債(注2)を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債〉

<u>平成31年度:約3,200億円</u> (平成30年度:約3,100億円)

※平成29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定(業務についても平成31年度から新たに設定)

※平成31年度の内訳は、2ヶ年国債約2,000億円、ゼロ国債約1,200億円(業務含む)

②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大 全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、

とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大

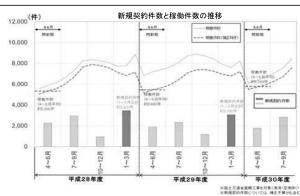
※参加状況の推移:平成29年3月時点:約500団体(約25%)→平成31年3月時点:1783団体(約89%) 国、特殊法人等:198/209、都道府県:47/47、政令指定都市:20/20、市町村:1518/1722(平成31年3月時点)

③地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、 平準化の取組の推進を改めて要請

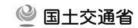
注1:国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約) することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

注2:国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。



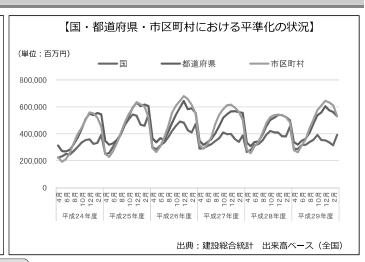


地方公共団体における平準化の取組

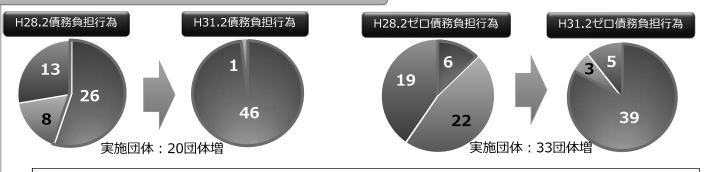


取組状況(地方公共団体における平準化に向けた取組の促進)

- H27.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
 - ※以降、■H28.2、■H28.10、■ H29.2、■ H30.2、 ■ H30.11、■ H31.2に要請。
 - ※H29.2以降は、地方公共団体の契約担当課だけではなく、 新たに財政担当課に対しても平準化について要請。
- H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に 係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施す ることも可能であること等について通知
- H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集を とりまとめ
 - ※H29.3に市区町村の事例を収集し、第2版を公表 ※H30.5に市区町村の事例を拡充し、第3版を公表
- H31.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、速やかな繰越手続の徹底 による建設業の適正な労働環境の確保について通知

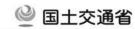


債務負担行為の活用状況(交付金事業/H28.2、H31.2比較)



■本年度実施し、翌年度も実施予定 ■本年度は実施していないが、翌年度から実施予定または実施する方向で検討 ■実施していない

平準化の促進に向けた取組(さしすせそ)



(さ)債務負担行為の活用

- 年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的 として、債務負担行為を積極的に活用する。
- また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担行為も適切に活用する。

(し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

- 工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手方式等を積極的に活用する。
- ※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

(す)速やかな繰越手続

● 工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入 手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、 その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

(せ) 積算の前倒し

● 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始する。

(そ) 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

● 年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4~6月)における工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

1. (3)下請代金の支払(建設業法第24条の3、品確法第3条、第8条)

【建設業法】→元請負人

・下請代金の支払いについて、労務費相当分については、現金で支払 うよう適切な配慮をしなければならない。

【品確法】→公共工事の当事者

- ・請負代金のできる限り速やかな支払い、公共工事に従事する者の賃金へ の配慮を基本理念として規定。
- ・公共工事を実施する者は、技術者・技能労働者等の賃金等、労働環境が 適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格を的確に反映した 適正な額の請負代金を定める下請契約を締結しなければならない。

<現金として扱われるものの例>

- ・現金
- ・銀行振り込み
- 銀行振出小切手



○建設業法

(下請代金の支払)

- 第二十四条の三 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に対 して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、か できる限り短い期間内に支払わなければならない。
- 前項の場合において、元請負人は、同項に規定する下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。 (略)

○公共工事の品質確保の促進に関する法律

(基本理念)

 $2 \sim 7$ (略)

- 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに 鑑み、公共工事等における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期(以 下「工期等」という。)を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者 の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。 $\sim 1 \ 2$ (略)
- $9 \sim 1.2$

(受注者等の責務)

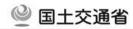
第八条

- 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が 適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。 18 i

2. 建設現場の生産性の向上

- (1) 監理技術者の専任の緩和・ p.20
- 技術検定制度の見直し・
- 主任技術者の配置義務の見直
- (4)建設資材製造業者等への勧告等・
- 知識及び技術又は技能の向上・・

2. (1) 監理技術者の専任の緩和(建設業法第26条)



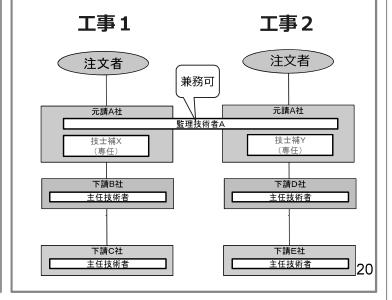
【現 状】

・建設工事の請負代金の額が3500万円(建築一式工事にあっては7000万円)以上である場合については、<u>監理技術者は現場に専任</u>の者でなければならない。

工事1 工事2 注文者 注文者 元請A社 元請A社 監理技術者A 監理技術者B 下請B社 下請D社 主任技術者 主任技術者 下請C社 下請E社 主任技術者 主任技術者

【改正後】

- ・<u>監理技術者の職務を補佐する者</u>として政令で定める者<u>を専任で置いた場合には、監理技術者の</u> <u>兼務を認める</u>こととする。(当面 2 現場とする 予定。)
- ・政令で定める者は、今回創設する技士補制度の うち、<u>1級の技士補であって主任技術者の資格</u> を持つ者などとすることを検討中。



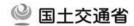
<条文>建設業法第26条

○建設業法

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第二十六条 (略)

- 2 (略)
- 3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負つた特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又は八に該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の規定は、同項ただし書の工事現場の数が、同一の特例監理技術者(同項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。次項において同じ。)がその行うべき各工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を行つたとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。
- 5 第三項の規定により専任の者でなければならない監理技術者(特例監理技術者を含む。)は、第二十七条の 十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条の五から第二十六条 の七までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければな らない。
- 6 (略)



- ○監理技術者は、2現場(予定)の兼務が可能となるが、監理技術者は建設工事を 適正に実施するため、
 - ・当該建設工事の施工計画の作成
 - ・工程管理・品質管理その他の技術管理
 - といった業務を引き続き担っている。
 - →監理技術者に求められる責務は従前と変わっておらず、これらの責務が適正に 実施されるよう監理技術者を補佐する者を適切に指導することが求められる。

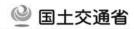
○建設業法

(主任技術者及び監理技術者の職務等)

- 第二十六条の四 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。
- 2 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に 従わなければならない。

22

主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について



(平成29年8月9日建設業課長通達、平成30年12月3日改正)

専任について

- ・監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成等及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う役割を担っていることから、当該工事現場にて業務を行うことが基本
- •請負代金の額が3千5百万円(建築一式工事である場合にあっては、7千万円)以上の公共性のある施設等に関する重要な建設工事については、監理技術者等は、工事現場ごとに専任
- ・専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事すること を意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、 常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではない

- 【背景】技術者の継続的な技術研鑽の重要性 + 建設業の働き方改革の推進の観点を追加し、改正

技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、<u>休暇の取得、その他の合理的な理由</u>により、 専任の監理技術者等が短期間工事現場を離れることは差し支えないことを明確化

【前提条件】

- ・適切な施工ができる体制(※)の確保
- •その体制について、注文者の了解

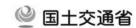
(※)適切な施工ができる体制の例

- ・必要な資格を有する代理の技術者の配置
- ・工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保 等

【留意事項等】 ※新規追加

- ┃・<u>監理技術者等が当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさ</u> ┃ <u>どる者であることに変わりはない</u>
- ・ 監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする
- ・<u>監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨</u> げることのないよう留意(現場に戻りうる体制の確保は必ずしも要しない等)
- 建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の 活躍の観点に留意(監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れること が可能となるような体制の確保等)

主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について



【ご案内】

通達の内容を広く周知・広報するためのバナーを作成しましたので、研修、講習、試験等の案内時にご活用下さい。引き続き監理技術者等の専任制度が的確に運用されるよう、皆様のご協力をお願いいたします。(データは建設業者団体の皆様にお送りいたします)

監理技術者、主任技術者は

研修・講習・試験等への参加、休暇の取得等のために 短期間工事現場を離れることができます。





ОК

監理技術者、主任技術者は、

研修・講習・試験等への参加、休暇の取得等のために 短期間工事現場を離れることができます。

いずれの場合も、適切な施工ができる体制を確保するとともに、注文者の了解を得ていることが必要です。 詳しくは平成30年12月3日国土建第309号「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)」をご参照下さい。 http://www.milt.go.jp/common/001283592.pdf



現場に配置された監理技術者・主任技術者は工事現場にて業務を行うことが基本ですが、 下記の理由等により<u>短期間工事現場を離れることは可能</u>です。

- ・研修、講習、試験等への参加
- ・休暇の取得

いずれの場合も、適切な施工ができる体制を確保するとともに、注文者の了解を得ていることが必要です。 詳しくは平成30年12月3日国土建第309号「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)」をご参照下さい。

24

2. (2)技術検定制度の見直し(建設業法第27条)

❷ 国土交通省

【現 状】



1級 学科試験

実地試験

1 級技士

2級 学科試験

実地語

一 一

2級技士

【改正後】

称号付与

称号付与

1級 第一次検定

1級技士補■

第二次検定



1級技士

2級 第一次検定

級技士補■● 第二次検定

シン 級

2級技士

施工技術のうち基礎となる知 識及び能力を有するかどうか を判定

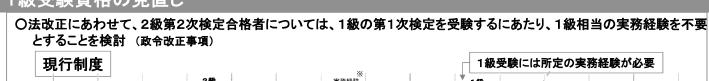
※称号は政令事項

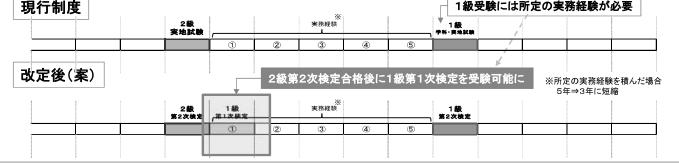
施工技術のうち実務経験に基づいた技術管理及び指導監督 に係る知識及び能力を有する かどうかを判定

建設業法の一部改正に伴う技術検定制度の改定(案)









<条文>建設業法第27条

○建設業法

(技術検定)

第二十七条 (略)

- 2 前項の検定は、これを分けて第一次検定及び第二次検定とする。
- 3 第一次検定は、第一項に規定する者が施工技術の基礎となる知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。
- 4 第二次検定は、第一項に規定する者が施工技術のうち第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督に係る知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。
- 5 国土交通大臣は、第一次検定又は第二次検定に合格した者に、それぞれ合格証明書を交付する。
- 6 (略)
- 7 第一次検定又は第二次検定に合格した者は、それぞれ政令で定める称号を称することができる。

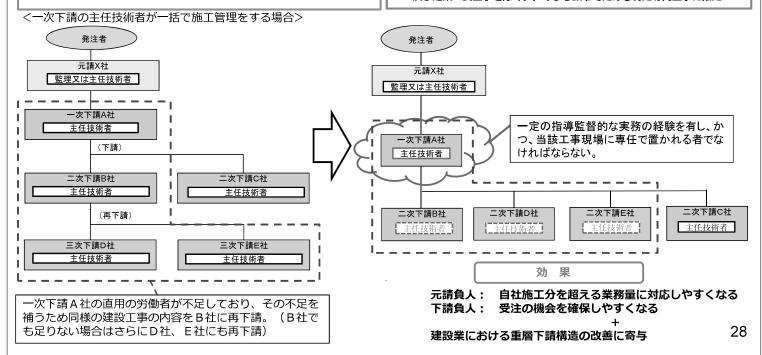
2. (3)主任技術者の配置義務の見直し①(建設業法第26条の3) 国土交通省

【現 状】

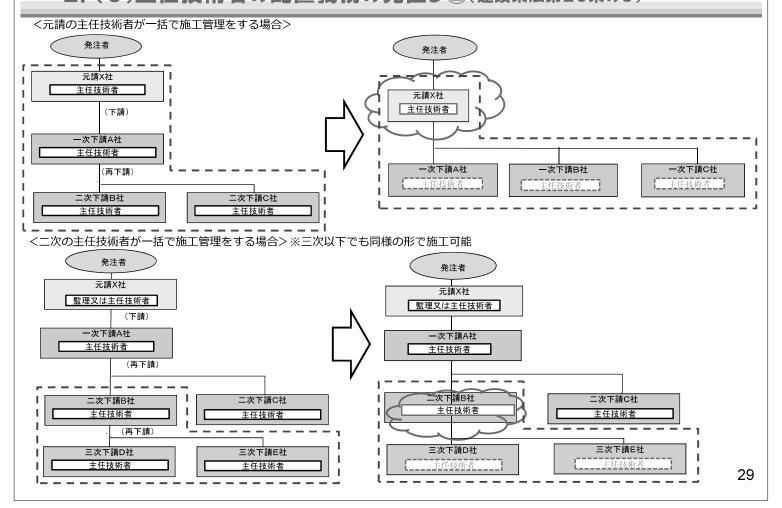
【改正後】

本来であれば一次下請Aが置く主任技術者による技術上の施工管理 のみで適正施工が確保される場合であっても、第26条の規定によ り全ての二次下請、三次下請(B~E)がそれぞれ主任技術者を 置くことが必要。 一次下請A社及び二次下請B、D、Eは、その合意により、 Aが自ら工事現場に置く主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、本来であれば B、D、Eの主任技術者が行うべき技術上の施工管理を行うこととしたときは、B、D、Eは、当該工事現場に主任技術者を置くことを要しないこととする。(新第26条の3)

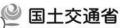
(※)適用対象は、下請代金の額が一定の金額未満の建設工事(土木一式工事 及び建築一式工事を除く。)のうち政令で定める特定専門工事に限定



2. (3)主任技術者の配置義務の見直し②(建設業法第26条の3) 国土交通省



2. (3)主任技術者の配置義務の見直し③(活用にあたっての要件 ²² 国土交通省



(第2項) 対象とする工事

政令で定める特定専門工事は、**土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であ り、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるもの**として、以下の丁事を想定。

- ・鉄筋工事
- ・型枠工事

下請契約の請負代金の額 (第2項)

政令で定める額未満→主任技術者の専任義務が35 00万円以上となっていることを踏まえ規定する予定

配置される主任技術者の要件 (第6項)

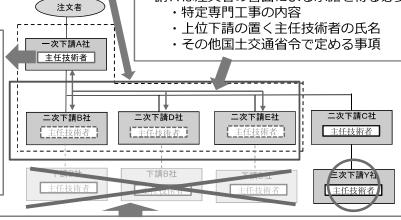
上位下請(一次下請A社)の主任技 術者は、下記の要件を満たす必要があ る。

- ・当該特定専門工事と同一の種類の建 設工事に関し一年以上指導監督的 **な実務の経験**を有すること。
- ・当該特定専門工事の工事現場に専任 で置かれること。

手続き (第1.3.4.5項)

工事を注文する者(一次下請A)と工事を請け負う 者(二次下請B、D、E社)が以下の事項を記載した **書面において合意をする必要がある**。この際、一次下 請Aは注文者の書面による承諾を得る必要がある。

・特定専門工事の内容



再下請の禁止 (第8項)

主任技術者を置かないこととした下請負人(二次下請B、D、E社)は、その**下請負に係る建設工事を他人に請け 負わせてはならない。**⇒違反した場合、監督処分の対象となる

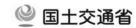
※ 主任技術者を置いている (制度を利用していない) 下請は再 下請可能

30

<条文>建設業法第26条の3

- 第二十六条の三 特定専門工事の元請負人及び下請負人(建設業者である下請負人に限る。以下この条において 同じ。)は、その合意により、当該元請負人が当該特定専門工事につき第二十六条第一項の規定により置かな ければならない主任技術者が、その行うべき次条第一項に規定する職務と併せて、当該下請負人がその下請負 に係る建設工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならないこととされる主任技術者の行うべ き次条第一項に規定する職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請負人は、第二十六 条第一項の規定にかかわらず、その下請負に係る建設工事につき主任技術者を置くことを要しない。
- 前項の「特定専門工事」とは、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一 的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして政令で定めるものであつて、 当該建設工事の元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あ るときは、それらの請負代金の額の総額。以下この項において同じ。)が政令で定める金額未満となるものを いう。ただし、元請負人が発注者から直接請け負つた建設工事であつて、当該元請負人がこれを施工するため に締結した下請契約の請負代金の額が第二十六条第二項に規定する金額以上となるものを除く。
- 第一項の合意は、書面により、当該特定専門工事(前項に規定する特定専門工事をいう。第六項において同 じ。)の内容、当該元請負人が置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてする ものとする。
- 第一項の元請負人は、同項の合意をしようとするときは、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得なけれ ばならない。
- 注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾 を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定 めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書 面による承諾をしたものとみなす。
- 第一項の元請負人が置く主任技術者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。
 - 当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。
 - 当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。
- 第一項の元請負人が置く主任技術者については、第二十六条第三項の規定は、適用しない。
- 第一項の下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。

2.(4)建設資材製造業者等への勧告等①



落橋防止装置等の溶接不良

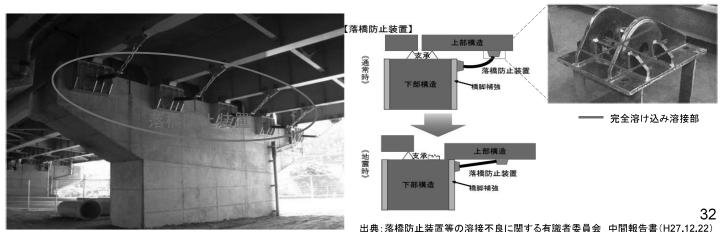
【事案概要】

- 耐震補強工事に使用された落橋防止装置等の部材(約150基のうち、調査を行った80基の約7割にあたる58基)に、 溶接不良による亀裂を発見
- 製作会社が意図的に工程を省いた疑いのある製品を納品したことに、加えて検査会社の職員も不正を働い た可能性があることが判明

く参考>

平成30年6月22日 中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会 基本問題小委員会 中間とりまとめ 工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合において、工場製品の製造者に対し、原因の究明や取引の停止、再発防止策の 策定等、適切な対応を求めるなどの制度を検討すべきである。

具体的には、例えば、建設企業が施工不良等により監督処分を受ける場合に、その原因が工場製品製造者である場合には、原因究明、 再発防止等を求めるための勧告等ができる仕組みを構築すべきである。



2.(4)建設資材製造業者等への勧告等②(建設業法第41条の2)

発注者

建設工事 の発注



引渡し

生産物に 不具合

建設業者

売買



建設資材 の引渡し

建設資材製造業者等※

※建設資材製造業者等(建設資材(建設工事 に使用された資材をいう) の製造、加工又 は輸入を業として行う者をいう。)

報告・立入検査

・建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、その業 務に関し報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉 庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査 させることができる

許可行政庁

(国土交通大臣・都道府県知事)

指示

- ・建設業者が建設工事を適正に施工しなかったために公衆に危 害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。
- 建設業者又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令 に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

勧告

当該指示に係る違反行為が建設資材に起因するものであると 認められ、かつ、当該<u>建設業者又は建設業を営む者に対する</u> 指示のみによつては当該違反行為の再発を防止するこ 難であると認められるとき

公表

勧告を受けた建設資 材製造業者等がその 勧告に従わないとき



勧告を受けた建設資材製造業者等が、 正当な理由がなくてその勧告に係る 措置をとらない場合において、同項 の建設資材と同一又は類似の建設資 材が使用されることにより建設工事 の適正な施工の確保が著しく阻害さ れるおそれがあると認めるとき



<条文>建設業法第41条の2

(建設資材製造業者等に対する勧告及び命令等)

- 第四十一条の二 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第二十八条第一項第一号若しくは第三号に該当することにより当該建設業者に対して同項の規定による指示をする場合又は当該都道府県知事の管轄する区域内で建設工事を施工している第三条第一項の許可を受けないで建設業を営む者が第二十八条第二項第一号に該当することにより当該建設業を営む者に対して同項の規定による指示をする場合において、当該指示に係る違反行為が建設資材(建設工事に使用された資材をいう。以下この条において同じ。)に起因するものであると認められ、かつ、当該建設業者又は建設業を営む者に対する指示のみによつては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該建設業者又は建設業を営む者に当該建設資材を引き渡した建設資材製造業者等(建設資材の製造、加工又は輸入を業として行う者をいう。以下この条において同じ。)に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた建設資材製造業者等がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた建設資材製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらない場合において、同項の建設資材と同一又は類似の建設資材が使用されることにより建設工事の適正な施工の確保が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該建設資材製造業者等に対して、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、その許可を受けた建設業者 (都道府県知事にあつては、その許可を受けた建設業者又は当該都道府県の区域内で建設業を営む者)に建設資 材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉 庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第二十六条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

34

2. (5)知識及び技術又は技能の向上(建設業法第25条の27)

(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)

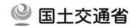
第二十五条の二十七(略)

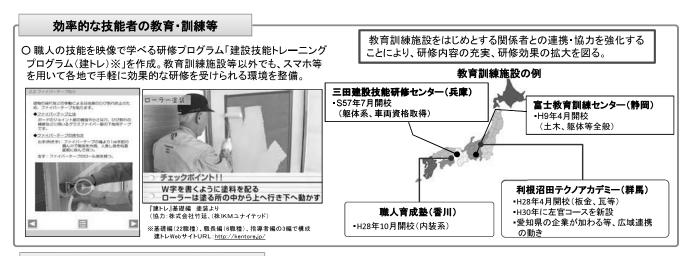
- 2 建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない。
- 3 国土交通大臣は、前二項の施工技術の確保並びに知識及び技術又は技能の向上に資するため、必要に応じ、 講習及び調査の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

<必要な知識及び技術又は技能の向上の取り組みとして考えられるものの例>

- ・技能労働者、技術者に対する講習・研修への参加
- ・Webで公開している建設職人の技能を映像で学べる研修プログラム 『建設技能トレーニングプログラム(略称:建トレ)』の活用(技能者)
- ・登録基幹技能者資格の取得(技能者)
- ・技術検定の受検(技術者)

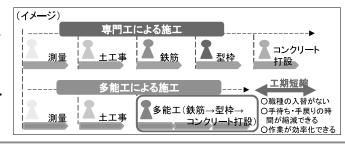
建設技能者の教育・訓練、多能工化の推進





地域建設産業における多能工化の推進

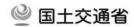
- 中小・中堅建設企業の生産 性を高めるためには、建設現 場を担う技能者の専門技能 の幅を広げることによる多能 エ化が有効な手段の一つ
- 多能工化推進のため、中小・中堅建設企業で構成するグループによる多能工育成・活用計画の策定と実施を支援



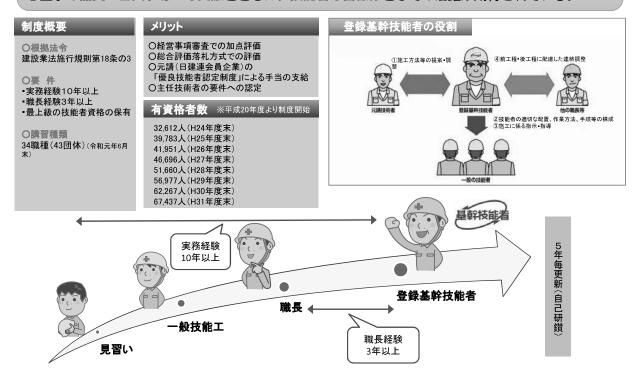


壁面下地処理・防水・塗装工事を 横断的に施工可能に

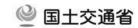
登録基幹技能者制度の概要



- ○登録基幹技能者は、**熟達した作業能力**、現場を効率的にまとめるマネジメント能力及び豊富な知識 を備え、国土交通大臣の登録を受けた講習(43の専門工事業団体において講習を実施)を修了し た技能者。
- ○工事の品質・コスト等への貢献とともに、技能者の目標像としての活躍が期待されている。



建設キャリアアップシステムの構築



- ○「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界 横断的に登録・蓄積する仕組み
- ○システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたっ て建設業の担い手を確保
- 〇システムの構築に向け官民(参加団体:日建連、全建、建専連、全建総連等)で検討を進め、平成31年1月 以降システムを利用できる現場を限った「限定運用」を開始し、限定運用で蓄積した知見を踏まえ、 平成31年4月より「本運用」を開始
- ○運用開始初年度で100万人の技能者の登録、5年で全ての技能者(330万人)の登録を目標

<建設キャリアアップシステムの概要>



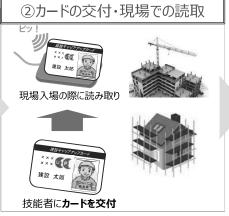


【事業者情報】

- ·商号
- ·本人情報 ·保有資格
- ·所在地
- ·建設業許可情報 等 ·社会保険加入状況等

【現場情報】

- 現場名
- ・工事の内容 等



③技能者の能力評価 技能者の能力評価の対象 経験(就業日数) 知識・技能(保有資格) マネジメント能力 建設キャリアアップシステム により客観的に把握可能 (登録基幹技能者講習・職長経験) 目安: 職員として現場に 従事できる技能者 レベル1 建設キャリアアップシステムに登録した技能者に 対し個別に配布されるキャリアアップカードを、 レベルに応じて色分けする 目安: 初級技能者 (見替いの技能者)

技能者の処遇改善が図られる環境を整備

※システム運営主体 (一財) 建設業振興基金

38

□ □ 建設技能者の能力評価制度(概要)

🥯 国土交通省

レベル4

ŒŒ

- ○建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用した技能者の能力評価基準を策定。
- ○基準に基づき、技能者の技能について、4段階の客観的なレベル分けを行う。レベル4として登録基幹技能者、レベル3として 職長クラスの技能者を位置づけ。
- ○<u>技能レベル</u>(評価結果)<u>を活用</u>して、技能者一人ひとりの<u>技能水準を対外的にPR</u>し、<u>技能に見合った評価や処遇の実現等</u> を図る。 ※第6回専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会(平成31年3月6日)において了承、 建設技能者の能力評価制度に関する告示及びガイドラインを平成31年4月1日に施行

界横断的な経験・技能の蓄積



就業履歴を蓄積

建設キャリアアップ システム

○経験(就業日数)

○知識・技能(保有資格)

○マネジメント能力 (職長や班長としての 就業日数 など)

能力評価基準 (※) を 策定し、レベルを判定



キャリアアップシステムと 連携したレベル判定システ

技能の客観的なレベル分け

○○技能講習



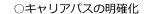
経験年数 〇年 1級□□技能士

班長経験 □年

※専門工事業団体等が職種毎の能力評価基準を策定

技能レベル(評価結果)を活用した処遇改善等

○技能の対外的 P R



キャリアアップに必要な経験や 技能が明らかに



若年層の入職拡大・定着促進

○専門工事企業の施工能力の P R

レベル1

建設 太郎

初級技能者

(見習い)

60

所属する技能者のレベルや 人数に応じた評価を見える化



発注者

登録基幹技能者

職長経験

元請企業

エンド ユーザー

高い施工能力を有していることを 雇用する企業が選ばれ

取引先や顧客にPR(価格交渉力の強化)

技能をPR!

3. 持続可能な事業環境の確保

- (1) 許可基準の見直し・・・・p.41
- (2) 事業承継の規定の整備・・・p.45
- (3) 不利益取扱いの禁止・・・p.53
- (4) 災害時の対応・・・・・p.54
- (5) 工事現場に掲げる標識・・・p.55

3. (1)許可基準の見直しについて(建設業法第7条関係)

- ・ 現行の許可の基準は①経営能力、②財産的基礎、③技術力、④誠実性の4つ
- ・ 今般、建設業者の持続可能性の観点から、①経営能力(経営業務管理責任者)に関する基準を 見直し、経営能力をこれまでと同様に担保できる体制が整っているような場合には、基準に適合 しているものとし許可を認めることとした。

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると 認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 法人である場合においてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

二~四 (略)



(旧)

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合している <u>と認めるときでなければ、許可をしてはならない。</u>

一 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。

(新)

建設業許可制度における経営業務管理責任者要件について 国土交通省

- 建設業法における建設業許可の要件の一つとして、『経営業務管理責任者要件』 (建設業の経営に関する一定の経験を有する者が、一名以上常勤役員等であること)がある。
- ① 許可を受けようとする建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験(注1) を有する者
- ② 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって次 のいずれかの経験を有する者
 - 経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲 を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経営業務を総合的に管理した 経験(注2)
- -6年以上経営業務を補佐(注3)した経験
- ③ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し6年以上次のいずれかの経験を有 する者
- 一経営業務の管理責任者としての経験を有する者
- -経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締 役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建 設業の経営業務を総合的に管理した経験(注2)

- 〇 業務を執行する社員 (持分会社の業務を執 行する社員)
- 〇 取締役
- 〇 執行役
- 〇 上記に準ずる者(組 合等の理事等)

[趣旨] 事業者の経営陣に一定の人的要件の配置を求めることを通じ、一品ごとの受注生産、契約金額が多額、請負者が 長期間瑕疵担保責任を負うという、他の産業と異なる特性を有する建設業における適正経営の確保を図る目的

- (注1)業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する 地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験をいう。
- (注2) 取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行 方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。
- (注3) 許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について従事した **42** 経験をいう。

経営業務管理責任者の配置規制の見直しに関する方向性について(案) 🎱 国土交通省



個人の経験によって能力を担保していたこれまでの考え方を見直し、組織の中で経営業務の管理を適 正に行うに足りる能力を有することを求めることとする。

国土交通省令で定める基準に適合する者として①、②の両方を満たす者であることを求める予定。

- ①建設業に係る経営業務の管理を担当する常勤の役員として、以下のいずれかの者を置くこと。
 - (1) 建設業の経営に関する経験を5年以上有している者等
 - ·役員等5年 ·執行役員等5年 ·経営業務補佐経験6年
 - (2) 建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のい づれかに関し、建設業の役員等の経験2年以上を含む 5年以上の建設業の役員等又は役員等に次ぐ職制上の 地位における経験を有する者

<経験の拡大>

(3) 建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のい づれかに関し、建設業の役員等の経験2年以上を含む 5年以上の役員等の経験を有する者

<対象業種の拡大>



- A 許可申請等を行う建設業者等において5年以上 の財務管理の経験を有する者
- B 許可申請等を行う建設業者等において5年以上 の労務管理の経験を有する者
- C 許可申請等を行う建設業者等において5年以上 の業務管理の経験を有する者

※上記の内容は、パブリックコメントを参考に作成

- ②適切な社会保険に加入していること
- **--・健康保険、厚生年金保険、雇用保険について、建設業者がその加入義務が課されている保険に加入しているも**
- ※従業員が4人以下の事業者であり、厚生年金への加入義務がないなど、加入が義務となっていない保険につい て加入している必要はない。



「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」に今回を交通省

所属する事業所						「下請指導ガイドライン」における	
事業所の 形態	常用労働者 の数	就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険	「適切な保険」の範囲	
法人	1人~	常用 労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ・健康保険組合・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等)※1	厚生年金	3保険	
	_	役員等	-	協会けんぽ健康保険組合適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等)※1	厚生年金	医療保険及び年金保険	
個人事業主	5人~	常用 労働者	雇用保険※2	協会けんぽ健康保険組合適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等)※1	厚生年金	3保険	
	1人~4人	常用 労働者	雇用保険※2	•国民健康保険 •国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	雇用保険 (医療保険と年金保険については個人で 加入)	
	_	事業主、 一人親方	_	•国民健康保険 •国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	(医療保険と年金保険については個人で加入)※3	

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。 (この場合は、協会けんぽに加入し直す必要は無い。)

適用除外承認による国民健康保険組合への加入手続については日本年金機構のホームページを参照。 (http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/yakuwari/20150518.files/0703.pdf)

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

■ :事業主に従業員を加入させる義務があるもの

※3 但し、一人親方は請負としての働き方をして いる場合に限る(詳しくは、一人親方「社会

□:個人の責任において加入するもの44

保険加入にあたっての判断事例集」参照)

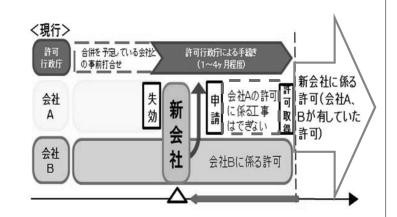
3. (2)建設業者の地位の承継について (建設業法第17条の2・3)

状] 【現

建設業者が事業の譲渡、会社の合併、 分割を行った場合、譲渡、合併後又は 分割後の会社は新たに建設業許可を取 り直すことが必要。



新しい許可が下りるまでの間に建設業 を営むことができない空白期間が生じ、 不利益が生じていた。





【改正後】

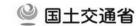
今回の改正建設業法において、事業承 継の規定を整備し、事前の認可を受け ることで、建設業の許可を承継するこ とが可能に。

合併効力の発生 (合併登記日又は合併契約の効力発生日)



※個人事業主の承継についても同様の規定を整備

承継のスキームについて



例:建設業者Aの地位を建設業者Bが承継する場合

※ 事業譲渡等(事業譲渡・合併・分割)

事業譲渡等の日

建設業者A 建築(特)

建設業者 B 土木(特) 大工(般)

①事前に事業譲渡等 について認可を申請 ③認可について通知 (不認可の場合はそ の旨を通知)

※元々の許可に付されていた条件の変更や新たな条件の付与が可能

許可行政庁

②許可行政庁において、 申請の内容について審査

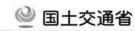
→ 建設業者 B → 土木(特) → 建築(特) → 大工(般)

④事業譲渡等の日 に建設業の許可に ついても承継

> 空白期間がなく、 建設業者Bが建設 業者Aの許可を受 けていた建設業に ついても営業可能

> > 46

承継規定の対象外とするケース(建設業法第17条の2各項共通)



(地位承継の前)

承継元

- · 十木業 (特定)
- · 鉄筋業 (一般)
- ・舗装業 (一般)
- ・造園業 (一般)



*** * * ***

・建築業(特定)

承継先

- ・鉄筋業 (一般)
- ・大工業 (一般)
- ・左官業(一般)



(地位承継の後)

承継先

・土木業(特定)・建築業(特定)

<u>・鉄筋業(一般)</u>

舗装業(一般)

·大工業(一般)

・告園業 (一般)

· 左官業 (一般)

※ 一部のみの承継は不可。 ※ 同一業種でも、一般・特定 発養種間の承継は可。

承継元

- ・土木業(特定)
- ・鉄筋業(特定)
- ・舗装業 (一般)
- ・造園業 (一般)

承継先

- ・建築業 (特定)
- ・鉄筋業 (一般)
- ・大工業 (一般)
- ・左官業(一般)



一般建設業の許可を受けている者が、その許可に係る 建設業のいずれか同一種類の建設業に係る特定建設業 の許可を受けている者の地位を受け継ぐようなケース は、この制度による承継の対象外

→承継先が鉄筋業(一般)を事前に廃業することで承継可

承継元

- ・土木業 (特定)
- ・鉄筋業 (一般)
- ・舗装業 (一般)
- ・ 造園業 (一般)



承継先

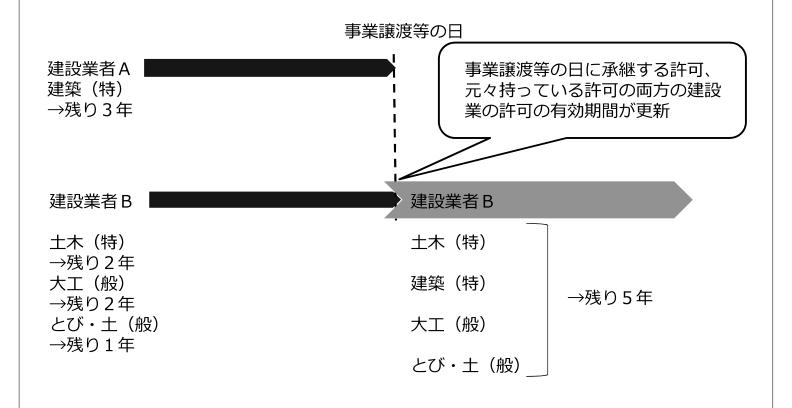
- ・建築業 (特定)
- · 鉄筋業 (特定)
- ・大工業 (一般)
- ・左官業 (一般)



特定建設業の許可を受けている者が、その許可に係る 建設業のいずれか同一種類の建設業に係る一般建設業 の許可を受けている者の地位を受け継ぐようなケース は、この制度による承継の対象外

→承継元が鉄筋業(一般)を事前に廃業することで承継可





48

<条文>建設業法第17条の2①

(譲渡及び譲受け並びに合併及び分割)

第十七条の二 建設業者が許可に係る建設業の全部(以下単に「建設業の全部」という。)の譲渡を行う場合(当該建設業者(以下この条において「譲渡人」 という。)が一般建設業の許可を受けている場合にあつては譲受人(建設業の全部を譲り受ける者をいう。以下この条において同じ。)が当該一般建設業の 許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、譲渡人が特定建設業の許可を受けている場合にあつては譲受人が当該特定建設業の許可 に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合を除く。)において、譲渡人及び譲受人が、あらかじめ当該譲渡及び譲受けに ついて、国土交通省令で定めるところにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、譲受人は、当該譲渡及び譲受けの日に、譲渡人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

- 譲渡人が国土交通大臣の許可を受けているとき 国土交通大臣
- 譲渡人が都道府県知事の許可を受けているとき 当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。
- イ 譲受人が国土交通大臣の許可を受けているとき。 ロ 譲受人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。
- 建設業者である法人が合併により消滅することとなる場合(当該建設業者である法人(以下この条において「合併消滅法人」という。)(合併消滅法人が こ以上あるときは、そのいずれか)が一般建設業の許可を受けている場合にあつては当該一般建設業の許可を受けている合併消滅法人以外の合併消滅法人又 は合併存続法人(合併後存続する法人をいう。以下この条において同じ。)が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、合併消滅法人(合併消滅法人が二以上あるときは、そのいずれか)が特定建設業の許可を受けている場合にあつては合併存続法人が当該特定建設業 の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合を除く。)において、合併消滅法人等(合併消滅法人、合併により消滅 することとなる法人であつて合併消滅法人でないもの及び合併存続法人をいう。)が、あらかじめ当該合併について、国土交通省令で定めるところにより次 の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、合併存続法人又は合併により設立される法人は、当該合併の日に、合併消滅法 人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。
- 合併消滅法人(合併消滅法人が二以上あるときは、そのいずれか)が国土交通大臣の許可を受けているとき 国土交通大臣
- 合併消滅法人が二以上ある場合において、当該合併消滅法人の全てが都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でな いとき 国土交通大臣
- 三 合併消滅法人が二以上ある場合において当該合併消滅法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき、又は合併消滅法人が一である場合にお いて当該合併消滅法人が都道府県知事の許可を受けているとき 当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。
 - 合併存続法人が国土交通大臣の許可を受けているとき。
 - 口 合併存続法人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

<条文>建設業法第17条の2 ②

- 建設業者である法人が分割により建設業の全部を承継させる場合(当該建設業者である法人(以下この条において「分割被承継法人」という。)(分割被承継法 人が二以上あるときは、そのいずれか)が一般建設業の許可を受けている場合にあつては当該一般建設業の許可を受けている分割被承継法人以外の分割被承継法人又 は分割承継法人(分割により建設業の全部を承継する法人をいう。以下この条において同じ。)が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、分割被承継法人(分割被承継法人が二以上あるときは、そのいずれか)が特定建設業の許可を受けている場合にあつては分割承継法人が当該特定 建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合を除く。)において、分割被承継法人等(分割依承継法人、分割によりその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる法人であつて分割被承継法人でないもの及び分割承継法人をいう。)が、あらかじめ当該分割について、 国土交通省令で定めるところにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、分割承継法人は、当該分割の日に、分割被承継法 人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。 一 分割被承継法人(分割被承継法人が二以上あるときは、そのいずれか)が国土交通大臣の許可を受けているとき 国土交通大臣
- 分割被承継法人が二以上ある場合において、当該分割被承継法人の全てが都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でない とき 国土交通大臣
- 分割被承継法人が二以上ある場合において当該分割被承継法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき、又は分割被承継法人が一である場合にお いて当該分割被承継法人が都道府県知事の許可を受けているとき 当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。 分割承継法人が国土交通大臣の許可を受けているとき。
- 分割承継法人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

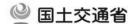
を受けたものとして扱

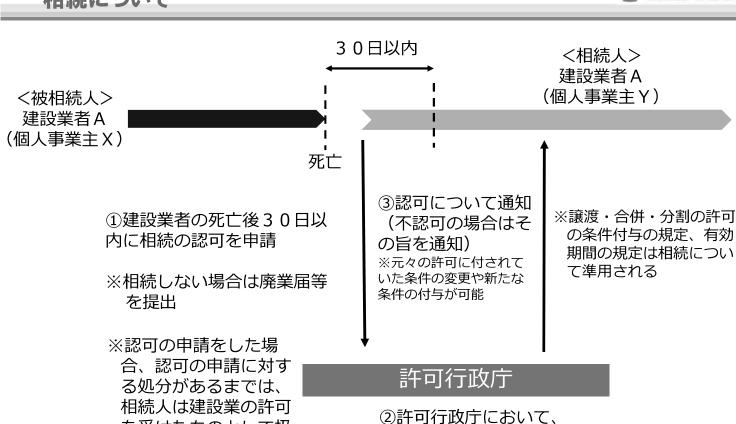
う

- 第七条及び第八条の規定は一般建設業の許可を受けている譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人(以下この条において「譲渡人等」という。)に係る前三項 の認可について、第八条及び第十五条の規定は特定建設業の許可を受けている譲渡人等に係る前三項の認可について、それぞれ準用する。この場合において、第七条 及び第八条中「許可を受けようとする者」とあり、並びに第十五条中「特定建設業の許可を受けようとする者」とあるのは、「第十七条の「同条第二項に規定する合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は同条第三項に規定する分割承継法人」と読み替えるものとする。 「第十七条の二第一項に規定する譲受人、
- 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項から第三項までの認可をするに際しては、当該認可をしようとする承継に係る建設業の許可又は譲受人、合併存続法人 若しくは分割承継法人が受けている建設業の許可について第三条の二第一項の規定により付された条件(この項(次条第三項において準用する場合を含む。)の規定 により変更され、又は新たに付された条件を含む。第二十九条第二項において同じ。)を取り消し、変更し、又は新たに条件を付することができる。この場合においては、第三条の二第二項の規定を準用する。
- 第一項から第三項までの規定により譲渡人等の建設業者としての地位を承継した譲受人等(建設業の全部を譲り受けた者、合併存続法人若しくは合併により設立 された法人又は分割により建設業の全部を承継した法人をいう。以下この条において同じ。)が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該承継の日に、 譲受人等は、当該各号に定める建設業について国土交通大臣の許可を受けたものとみなし、譲受人等に係る都道府県知事の許可は、その効力を失う。

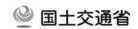
 一 国土交通大臣の許可を受けている譲受人等が都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき 当該都道府県知事の許可に係る建設業(当該国
 - 土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。)
 - 都道府県知事の許可を受けている譲受人等が国土交通大臣の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき 当該都道府県知事の許可に係る建設業(当該国 土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。)
- 都道府県知事の許可を受けている譲受人等が他の都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき 当該都道府県知事の許可に係る建設業及び 当該他の都道府県知事の許可に係る建設業
- 四 建設業の許可を受けていない譲受人等が、同時に、国土交通大臣の許可を受けている譲渡人等の地位及び都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承 継したとき 当該都道府県知事の許可に係る建設業(当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。)
- 五 建設業の許可を受けていない譲受人等が、同時に、都道府県知事の許可を受けている二以上の譲渡人等の地位を承継したとき(当該許可をした都道府県知事が 同一であるときを除く。) 当該都道府県知事の許可に係る建設業
- 第一項から第三項までの規定により譲受人等が譲渡人等の建設業者としての地位を承継した場合における承継許可等(当該承継に係る建設業の許可及び当該譲受 人等が受けている建設業の許可(当該承継前に自ら受けたものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)に係る許可の有効期間については、当該承継の日にお ける承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算するものとする 50

相続について





申請の内容について審査

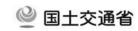


(相続)

- 第十七条の三 建設業者が死亡した場合において、当該建設業者(以下この条において「被相続人」という。)の相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により被相続人の営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において単に「相続人」という。)が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとするとき(被相続人が一般建設業の許可を受けていた場合にあつては相続人が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、被相続人が特定建設業の許可を受けていた場合にあつては相続人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合を除く。)は、その相続人は、国土交通省令で定めるところにより、被相続人の死亡後三十日以内に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に申請して、その認可を受けなければならない。
 - 一 被相続人が国土交通大臣の許可を受けていたとき 国土交通大臣
 - 二 被相続人が都道府県知事の許可を受けていたとき 当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当する ときは、国土交通大臣とする。
 - イ 相続人が国土交通大臣の許可を受けているとき。
 - ロ 相続人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。
- 2 相続人が前項の認可の申請をしたときは、被相続人の死亡の日からその認可を受ける日又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした建設業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 3 第七条及び第八条の規定又は同条及び第十五条の規定は一般建設業の許可を受けていた被相続人又は特定建 設業の許可を受けていた被相続人に係る第一項の認可について、前条第五項の規定は第一項の認可をしようと する承継に係る建設業の許可又は相続人が受けている建設業の許可について、それぞれ準用する。
- 4 第一項の認可を受けた相続人は、被相続人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。
- 5 前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により被相続人の建設業者としての地位を承継した相続人について準用する。

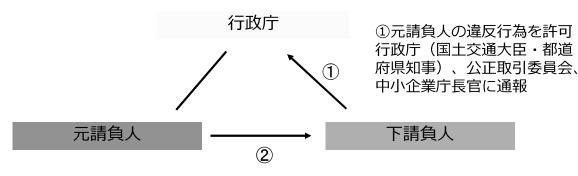
52

3. (3)不利益な取扱いの禁止について(建設業法第24条の5)



(不利益取扱いの禁止)

第二十四条の五 元請負人は、当該元請負人について第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、前条又は次条第三項若しくは第四項の規定に違反する行為があるとして下請負人が国土交通大臣等(当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。)、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。



元請負人が下記のいずれかに違反する行為

- ・不当に低い請負代金の禁止(第19条の3)
- ・不当な使用資材等の購入強制の禁止(第19条の4)
- ・下請代金の期間内の支払い義務(第24条の3第1項)
- ・期間内の検査及び引渡しを受ける義務(第24条の4)
- ・特定建設業者の下請代金の支払い義務(第24条の6第 3項、第4項)

②元請負人が下請負人に対して、下請負人が許可行政庁等に通報を行ったことを理由に、当該下請負人に対して取引の停止などの不利益な取扱いをしてはならない。

3. (4)災害時の対応について(建設業法第27条の40、品確法第7条) 国土交通省

○公共工事の品質確保の促進に関する法律

(発注者等の責務)

第七条 (略)

(略)

三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあって は随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあっては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選 択するよう努めること。

四~九 (略)

(略) 2 • 3

発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法(昭和二十四年法律第 百号)第二十七条の三十七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結 その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

5 (略)

<平時の対応>

- ・地方公共団体等との災害協定の締結
- ・災害時における資材及び建設機械の調達 に関する調整の方法について定める



・緊急性に応じた適切な入札及 び契約の実施

- ▶災害応急対策又は緊急性が高い災害 復旧に関する工事等→随意契約
- ▶上記以外の災害復旧に関する工事の うち、一般競争入札に付す時間的 余裕がない工事等→指名競争入札

建設業者

建設業者団体

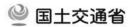
・当該復旧工事を施工する建設業者と地方 公共団体その他の関係機関との連絡調整

<災害発生時の対応>

()建設業法

第二十七条の四十 建設業者団体は、災害が発生した場合において、当該災害を受けた地域における公共施設その他の施設の復旧工事の 円滑かつ迅速な実施が図られるよう、当該復旧工事を施工する建設業者と地方公共団体その他の関係機関との連絡調整、当該復旧工事 に使用する資材及び建設機械の調達に関する調整その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

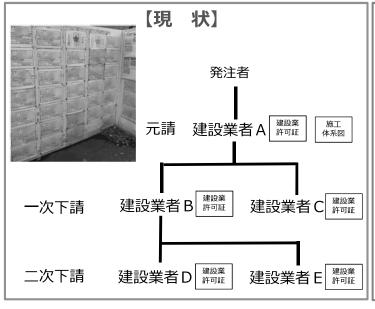
3.(5)標識の掲示義務の緩和について(建設業法第40条)

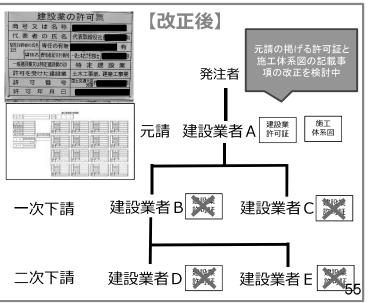


- 現場に掲げる建設業許可証の掲示義務を元請のみとする。
- 一方、下請にどのような会社が入っているかを引き続き明らかにする必要があることから、許可証 と施工体系図の記載事項の改正を検討。

(標識の掲示)

第四十条 建設業者は、その店舗及び建設工事(発注者から直接請け負つたものに限る。)の現場ごとに、公衆の見や すい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建 設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。



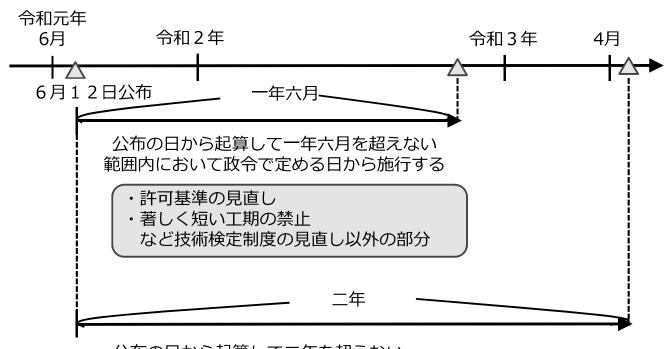


4. その他(改正建設業法等関係)

- (1) 施行時期について・・・p.57
- (2) 附帯決議について・・・p.58

4.(1)施行時期について

❷ 国土交通省

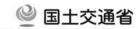


公布の日から起算して二年を超えない 範囲内において政令で定める日から施行する

・技術検定制度の見直し

※公共工事の品質確保の促進に関する法律は令和元年6月14日に施行済

4.(2)附帯決議について



建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 令和六年度から適用される建設業における時間外労働の上限規制を視野に、長時間労働の是正や週休二日の確保が図られるような工期に関する基準 を策定するとともに、この基準を踏まえ、国及び地方公共団体において、適正な工期の実現が図られるよう努めること。
- 地方公共団体に対して、債務負担行為や繰越明許費の活用により、施工時期の平準化に取り組むべきことを要請するとともに、地方公共団体におけ るこれらの円滑な実施のために必要な取組を進めること。
- 元請負人と下請負人の間における請負代金の支払の適正化など建設工事の請負契約の適正化を図るとともに、重層下請構造の改善に向けた取組を進 めること。
- 四 公共工事設計労務単価の引上げを一次下請以下の全ての建設労働者の賃金上昇につなげていくとともに、下請代金のうち労務費相当分が着実に現金 で支払われるようにすることで、建設労働者への賃金の着実な支払を確保すること。
- 五 建設業の許可業者における社会保険加入を達成するとともに、下請負人への法定福利費の着実な支払及び一人親方をはじめとした小規模な個人事業主やその労働者における適切な保険への加入を促進すること。また、建設技能者が加入する国民健康保険組合に対する十分な財政支援に努めること。
- 六 技術者について、技術検定制度の再編を始めとして若年者の積極的な登用を促進することにより、担い手を確保するとともに、適正な施工の確保を 図ること。

<参議院>

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

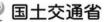
- 令和六年度から適用される建設業における時間外労働の上限規制を視野に、長時間労働の是正や週休二日の確保が図られるような工期に関する基準 を策定するとともに、この基準を踏まえ、国及び地方公共団体において、適正な工期の実現が図られるよう努めること。
- 工期の適正化等のための措置が講じられるに当たっては、公共工事のみならず、民間発注の工事についても、その実現のため十分な取組が進められ るよう努めること。また、週休二日を実現するための大手建設業者による人材確保等に伴い、地域の中小建設業者・専門工事業者において人材不足や 追加費用の過度な負担等が生じることのないよう留意するとともに、必要な対策を講ずること。
- 債務負担行為や繰越明許費の活用により施工時期の平準化に取り組むべきことを、地方公共団体に対して要請するとともに、これらの円滑な実施の ために必要な取組を進めること。
- 四 元請負人と下請負人の間における請負代金の支払の適正化など建設工事の請負契約の適正化を図るとともに、重層下請構造の改善に向けた取組を進 めること。
- 公共工事設計労務単価の引上げを一次下請以下の全ての建設労働者の賃金上昇につなげていくとともに、下請代金のうち労務費相当分が着実に現金 で支払われるようにすることで、建設労働者への賃金の着実な支払を確保すること。
- 建設業の許可業者における社会保険加入を達成するとともに、下請負人への法定福利費の着実な支払及び一人親方を始めとした小規模な個人事業主 やその労働者における適切な保険への加入を促進すること。また、建設技能者が加入する国民健康保険組合に対する十分な財政支援に努めること。 七 建設業は、労働災害による死亡者数が全産業中最も多いことを踏まえ、墜落・転落、交通事故、熱中症等に係る安全対策とともに、メンタルヘルス
- にも留意した健康管理が適切に行われるよう、事業者等に対する指導を徹底し、好事例の収集、周知等を通じ、その取組を支援すること。
- 八 技術検定制度の再編を契機として若年者の積極的な登用の促進などを図り、担い手の確保や適正な施工の確保に努めること。

58

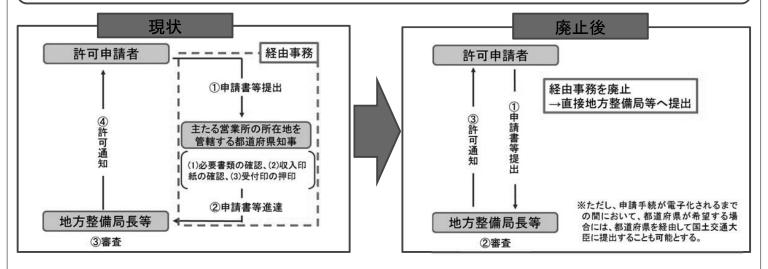
5. その他(改正建設業法等以外)

- (1)建設業の許可申請等に係る都道府県経由 事務の廃止・・・・・・・
- (2) 建退共制度の見直しの状況について・・p.61

5. (1)建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止



- 国土交通大臣許可に係る許可申請書等については、都道府県を経由し地方整備局等へ提出されている(経由事務)ところ、 第9次分権一括法により、これを廃止することとされた。
- ただし、<u>申請手続が電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を経由して国土交通大臣に提</u>出することも可能。



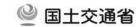
『平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)

二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県経由事務(44 条の4)に ついては、廃止する。

その際、申請手続が電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を経由して国土交通大臣に提出することも可能とする。

60

建退共制度の見直しの状況について



- ・電子申請方式の導入にあたり、中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)の改正が必要で あるところ、先の通常国会ヘデジタル・ファースト法案が提出され、成立(令和元年5月 31日公布)。
- ・電子申請方式について、令和2年秋頃に試行的に実施し、令和3年度より全面的・本格的 実施。

「平成30年(2018年) 1月~6月

実証実験

○ 実用可能性を検証するため、実証実験 用のシステムを用いて19現場等で実施 (元請19社、下請72社参加)

平成31年(2019年) 令和元年

就労実績報告書作成ツールの提供

○ 電子申請システムの開発に先行して 就労実績報告書作成ツールを提供

令和2年(2020年) 夏·秋頃~半年間程度

試行的実施

- 全面的・本格的実施と同じシステムで 大量の情報処理
- ○キャリアアップカードと連携
- 随時システムを停止して必要な調整

全面的·本格的実施

○ 希望する全ての共済契約者に電 子申請方式の利用を可能とする キャリアアップシステムで 積み上げた就労実績とあわ せて、就労実績報告書を 建退共に電子メールにて送 付可能とする

令和3年(2021年) 3月31日まで 中央建設業審議会総会 資料

日時:令和2年7月20日(月)

資料1

最近の建設業を巡る状況について

1. 改正建設業法に係る取組について

1

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (令和元年法律第三十号) (令和元年6月5日成立、6月12日公布)

2. 建設現場の生産性の向上

将来の担い手の確保が急務。

背景•必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

○ 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

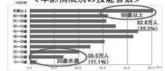
※働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、 建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

<時間外労働の上限規制>

- ✔原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓特別条項でも上回ることの出来ないもの: 年720時間(月平均60時間)

 - ■2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内 ■単月100時間未満 ■月45時間を上回る月は年6回を上限

<年齢構成別の技能者数>



3. 持続可能な事業環境の確保

○ 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、○ 地方部を中心に事業者が減少し、 後継者難が重要な経営課題となる 中、今後も「守り手」として活躍し続 けやすい環境整備が必要。

法案の概要

1. 建設業の働き方改革の促進

- (1)長時間労働の是正(工期の適正化等)
- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。 また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反 者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平 準化のための方策を講ずることを努力義務化。

2. 建設現場の生産性の向上

(1)限りある人材の有効活用と若者の入職促進

限りある人材の有効活用と若者の入職促進による

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
- (i)元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創 <u>設</u>し、技士補がいる場合は<u>複数現場の兼任を容認</u>。
- (ii)<u>下請の主任技術者</u>に関し、一定未満の工事金額等の 要件を満たす場合は設置を不要化。

く元請の監理技術者> <下請の主任技術者> 現場B 注文者(元請) 田坦ム 監理技術者(技士) 主任技術者 技士補 二次下請B社 二次下請C社 主任技術者 主任技術者

監理技術者は兼務可能

主任技術者の設置を不要化

(2)現場の処遇改善

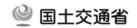
- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

(2)建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

■ 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、 資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、 国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

3. 持続可能な事業環境の確保

- 経営業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経営業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。
- ※ 建設業経営に関し<u>過去5年以上の経験者</u>が役員にいないと許可が得られないとする<u>現行の規制を見直し</u> 今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。
- 合併·事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより<u>円滑に事業承継できる仕組みを構築</u>



○建設業法

- ・施工技術の確保に関する建設業者等の責務の追加
- ・建設業者団体等の責務(災害協定等の締結)の追加
- ・中央建設業審議会による工期に関する基準の作成
- ○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
 - ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に 関する指針に定める事項の追加



○建設業法

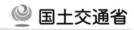
- ・許可基準の見直し
- ・著しく短い工期の禁止
- ・建設資材製造業者等に対する勧告等 など、 技術検定制度の見直し以外の部分

○建設業法

- ・技術検定制度の見直し
- ※公共工事の品質確保の促進に関する 法律は令和元年6月14日に施行済

3

建設業法等の改正に伴う政省令の改正について(概要)



I. 政令(建設業法施行令)の主な改正事項について

令和2年5月15日閣議決定、令和2年10月1日施行 (一部 令和2年5月22日閣議決定、令和3年4月1日施行)

- 工事現場の技術者の配置要件に関する規制の合理化について
- ①監理技術者の専任義務の緩和について
- 改正法:元請の監理技術者に関し、監理技術者を補佐する者を置く場合は、元請の監理技術者の複数現場の兼任を容認する 制度を創設。
- →この場合の監理技術者が兼務することが可能な現場の数は2とする。
- ②下請負人の主任技術者の配置が免除される特定専門工事について

改正法:専門工事のうち、施工技術が画一的である等として政令で定めるもの(以下「特定専門工事」という。)については、下位下請の主任技術者の配置を不要とする制度を創設。

- →特定専門工事は、下請代金の合計額が3,500 万円未満の鉄筋工事及び型枠工事とする。
- ※ その他、技術検定の手数料の見直しなどを実施する。

Ⅱ. 省令(建設業法施行規則等)の主な改正事項について

令和2年5月13日~6月12日パブリックコメント実施 令和2年10月1日(一部 令和3年4月1日)施行

- (1)建設業の許可要件について、以下の内容を規定する。
- ①適正な経営能力を有すること

現行の経営業務管理責任者の要件(法第7条第1号)を以下のように拡大する。

- ・経験の拡大:常勤役員等に求める経験は、これまでは5年以上の建設業の「役員等」としての経験だったところ、改正後は、常 勤役員等を補佐する者を置く場合には、5年以上の建設業の「役員等に次ぐ職制上の地位」としての経験も認めることとする。
- ・対象業種の拡大: 常勤役員等に求める経験は、これまでは5年以上の「建設業の」役員等としての経験だったところ、改正後は、 常勤役員等を補佐する者を置く場合には、建設業に限定せず、5年以上の役員等としての経験(うち、2年以上は建設業の役員 等の経験を求める。)を認めることとする。
- ②適切な社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)に加入していること
- (2)施工体制台帳の記載事項について、建設工事の従事者に関する事項として、氏名や社会保険の加入状況等の事項を追加する。
- ※ その他、事業承継及び相続に係る認可の手続について、提出書類等を具体的に規定する。

2. 施工時期の平準化に向けた取組について

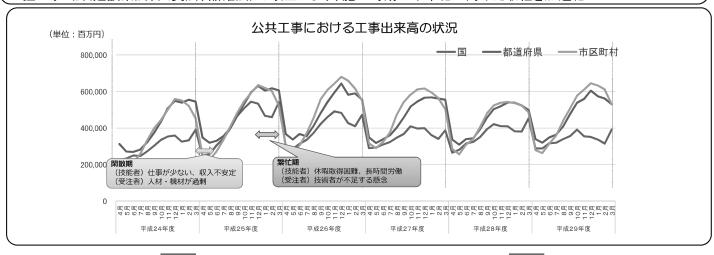
5

施工時期等の平準化の必要性



○ 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障 ○ 年度内の工事量を平準化することにより、経営の安定化や、人材・機材の効率的な運用を図ることが必要

⇒担い手3法(建設業法、入契法、品確法)の改正により、施工時期の平準化に向けた取組を加速化





施工時期の平準化の推進



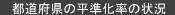
建設業者(受注者)に期待される効果

- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 〇 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 技能者の処遇の改善(特に休日の確保等)
- 〇 稼働率の向上による機械保有等の促進

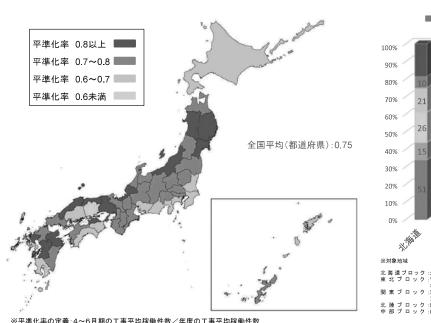
発注者に期待される効果

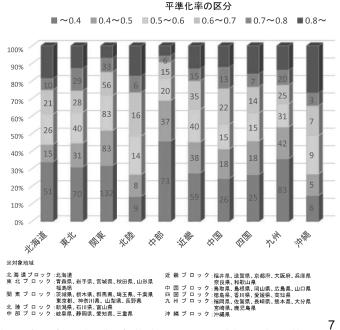
- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

○ 入契調査等を踏まえ、他の団体との比較を通じ、取組の遅れている地方公共団体が自らの現状を認識し自主的な取組が促されるよう、全ての地方公共団体について、平準化率の数値と具体的な取組状況を「見える化」して公表



各地域における平準化率別の市区町村の構成割合

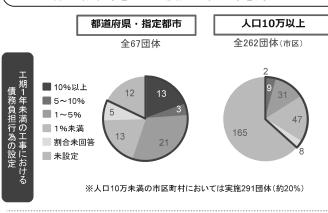


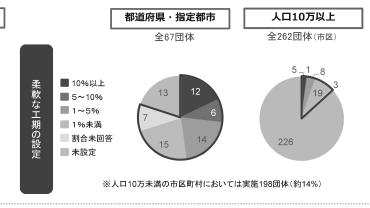


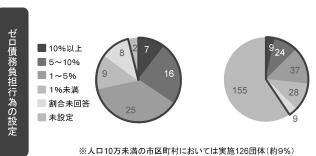
※平準化率の定義:4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数 ※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コレズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)(一部未登録の地方公共団体あり)

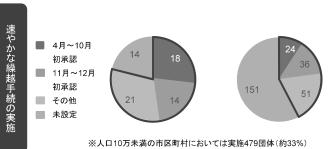
【平準化「見える化」概要②】平準化に関する主な取組状況

- ○「見える化」では、全ての地方公共団体におけるゼロ債務負担行為や繰越手続等について、設定割合や実施時期など、 具体的な取組状況をデータ化して公表
- 平準化に関する取組は都道府県・指定都市では一定程度進展してきており、今後は、特に人口10万以上の市を中心に、都道府県等をはじめ優良な事例等を周知しつつ、取組の改善と充実を促していくことが重要



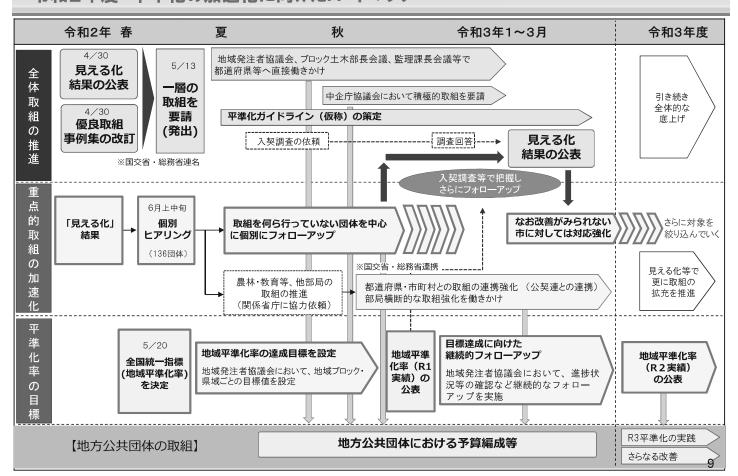






出典: 令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査

令和2年度 平準化の加速化に向けたロードマップ





3. 建設業における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(抜粋)

(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下の事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
 - (例) インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等) 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)

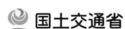
等

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(<u>河川や道路などの公物管理、公共工事</u>、廃棄物処理、個別法に 基づく危険物管理等)

11

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う建設工事等の対応(概要)



令和2年7月2日時点

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針における建設工事等の位置づけ

- ○公共工事等の安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については、緊急事態宣言時においても最低限の事業継続を要請 ※「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」においては、公共工事の早期執行を図り、景気の下支えに万全を期すこととされている
- ○緊急事態宣言時においても、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係等に係る事業者については、自宅等で過ごす国民が必要最低 限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続を要請

工事現場等での感染予防対策 (都道府県・政令市・建設業者団体あて)

○建設現場やオフィスにおける、感染予防対策の基本的事項について、<u>「建設業</u> <u>における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を作成</u>し、周知。 ※コロナウイルス対策に伴う熱中症リスク軽減のための取組等も追記

(令和2年5月14日国土建第18号、令和2年7月1日国不建第1号等)

- ○施工中の工事の現場等において、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意するよう依頼
- ○コロナウイルス感染症の感染者(感染の疑いのある者を含む。)及び濃厚接触者があることが判明した場合に、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、<u>都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるよう依頼</u>

(令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年4月17日国土建第7号、令和2年5月25日事務連絡等)

○建設工事の現場では、元請事業者はじめ、施工に携わるそれぞれの立場で、極力、「三つの密」の回避や影響の軽減がなされることが重要。特に、建設現場での朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業などについて、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、「三つの密」の回避や影響緩和のための対策徹底等について依頼(建設現場の「三つの密」回避等の取組事例についても周知)

(令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年4月17日国土建第7号、令和2年5月25日事務連絡等)

※直轄事業: 感染拡大防止対策を徹底するとともに、追加費用を要する感染拡大防止対策で必要と認められるものについては請負代金額や工期等の変更を行う旨通知

(令和2年4月20日国地契第5号等)(地方公共団体及び建設業者団体等に参考送付)

公共工事における一時中止等の対応

- ○施工中の工事等における一時中止措置等の対応について通知
 - ・新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等に伴い技術者等が確保できない場合や、資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合において、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う

(令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年5月25日事務連絡等)

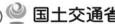
- (参考) 直轄事業における一時中止措置等 (令和2年4月7日国地契第1号等、令和2年5月25日事務連絡等) ※都道府県等に対して参考周知(令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年5月25日事務連絡等)
 - 受注者から一時中止等の希望の申出がある場合、感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、工事等の一時中止や設計図書等の変更を行い、一時中止措置等行った場合においては、必要に応じて請負代金額の変更や工期の延長等、適切に対応する。 ※工事等を継続又は再開する場合に、感染拡大防止対策を適切に実施
 - 【入札等の手続及びヒアリングの実施等について】
 ・総合評価落札方式における評価等について、適宜柔軟な対応を行う
 ・公告案件において原則ヒアリングを実施しない。公告済の案件も、可能な限り省略

民間工事における一時中止等の対応(建設業者団体・民間発注者団体あて)

- ○公共工事に係る対応(一時中止等や工事現場等での感染予防対策)について、民間 発注者団体に対しても周知
- 資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により 工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款において、「不可抗力」 によるものとして受注者は発注者に工期の延長を請求でき、増加する費用については 受発注者が協議をして決めることとされている旨を周知

(令和2年4月8日事務連絡、4月17日国土建第7号、令和2年5月25日事務連絡等)

【新型コロナウイルス対応 】建設工事等の対応(下請適正化・前金払その他)(概要) 🎱 国土交通省



感染拡大防止対策に伴う下請契約等の適正化

- ○今般の緊急事態宣言等を受け、工事の一時中止等について、<u>下請負人・技能労働者の事業や生業継続への配慮や、元下間の取引の適正化の</u> 徹底に努めるよう通知
- ○建設工事の一時中止・延期等に際し、<u>下請契約においても、工期の見直し、一時中止の措置等を適切に講じる</u>とともに、<u>下請契約における適正な</u> <u>工期や請負代金の設定、適切な代金支払等、元下間の取引の適正化の徹底に努める</u>よう、建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイ ドラインに明記するとともに通知を発出
 - ※下請工事標準請負契約約款において、元請負人は必要があるときには工事を中止し、工期延長について元下間で協議することや、増加費用については、元請負人と下請 負人が協議して決めることとされていることを周知
- ○元下間の取引適正化を図るため、<u>「建設業法令遵守ガイドライン」や「駆け込みホットライン」</u>の周知を図るよう依頼

(今和2年3月11日国土建推第38号・国土建整第132号。今和2年4月17日国土建第7号。今和2年5月14日国土建第18号等)

- ○公共工事の一時中止等に伴い、資金繰りに支障が生じることのないよう。
- ・中間前金払いの迅速・円滑な実施
- ・出来形部分払の請求があった場合の適切な対応 について通知 ※直轄工事における中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化等の措置も周知

(令和2年3月11日国土入企第53号)

- 〇元請が部分払(出来高払)や完成払を受けた場合について、下請への適正な支払いや、下請セーフティネット債務保証事業、下請債権保全支援事業など 金融支援事業の活用による下請への支払いの適正化に配慮する旨通知
 - ※資材業者、建機等の賃貸業者、警備業者等についてもこれに準じて対応することを通知
- (令和2年3月11日国土建労第38号·国土建整第132号、令和2年4月17日国土建第7号)
- ○補正予算に盛り込まれた資金繰り支援や雇用調整助成金、新たな給付金制度等を積極的に活用し、現場の労働者の雇用維持・安定に努めるよう 通知し、制度概要について周知 (令和2年4月17日国土建第7号、令和2年5月1日事務連絡、令和2年6月19日事務連絡)
- ○資金繰り支援措置として、セーフティネット保証5号の対象業種を拡充 (現時点では建設業関係43業種が対象)

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

技術者配置や講習等に関する対応

- ○学校の臨時休業に伴う育児のために監理技術者等が一時的に現場から離れることや途中交代が可能であること等について通知 ※監理技術者等本人が感染あるいは濃厚接触者等となった場合も、従前通り監理技術者等が一時的に現場から離れることや途中交代は可能。 (令和2年2月28日国土建第482号等)
- ○監理技術者講習について、<u>当面の間、延期又は自宅学習の方法により実施</u>するよう実施機関に通知

(令和2年2月27日国土建第474号、令和2年3月23日国土建第530号)

実施機関等に通知 (令和2年3月6日国土建労第1466号、令和2年4月9日国土建労第24

建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年7月1日改訂版

1. はじめに

- ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針(令和2年5月25日変更)」において、<u>公共工事</u>は社会の安定の維持の観点から、<u>緊急事態措置の期間中</u> <u>継続を求められる事業</u>として位置づけられている。
- ○また、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係(電力、ガス、上下水道等)、家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)等の 事業者について、自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続を要請するとされており、<u>公共</u> 工事以外の建設工事についてもこれらの事業の継続のために必要な工事については継続することが求められるものと考えられる。

2. 感染防止のための基本的な考え方

○「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制 / (2) 健康確保 / (3) 建設現場 / (4) オフィス等における勤務 / (5) 通勤 / (6) 従業員・作業員に対する協力のお願い / (7) 感染者が確認された場合の対応 / (8) その他

- ○施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、<u>手洗いなどの感染予防の徹底</u>に加え、<u>建設現場における「三つの密」の</u> 回避やその影響を緩和するための対策の徹底を図ることが必要である。
- ○建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や <u>密室・密閉空間における作業</u>などについて、<u>「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策を徹底する</u>ものとする。
 - (i)建設現場における対応
 - 現場入場時の体温測定等、個々の建設現場 において適切な健康管理を実施する。
 - 内装工事や仮設昇降機内などで閉鎖もしく は狭い空間に多人数が集まる場面では、マ スク着用は元より、工事エリアごとに区画 を設定し、人数制限を設けるほか、扉・窓 の開放による自然換気、換気装置の設置な どにより、感染を予防する。
 - 特に、重機や車両のハンドルや操作レバー 等複数の従業員が頻繁に触れる箇所につい てはこまめに消毒を行う、必要に応じ、車 両運転時に使い捨てのゴム手袋等を着用す 等
 - ※気温・湿度が高い時期においては、現 場の状況に応じた熱中症対策に取り組む。

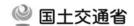
- (ii) 建設現場への移動・立ち入り
- 現場の状況に応じ、作業員を複数班 に分け、入場時間や退場時間を一定 時間ずらす。
- 建設現場に車両で移動する際には、 車両数を増やす、近隣に借地し駐車 スペースを確保する等により、同 乗・相乗りを可能な限り避けるよう にする。 等
- (iii) 作業員宿舎における対応
- 宿泊する作業員が密な状態とならな いよう、発注者と協議の上、十分な 広さの作業員宿舎を確保する

- (iv) 休憩・休息スペース
- 食堂等で飲食する場合、時間をずらす、椅子を間引く、車中で 食事を取る他、できる限り2メートルを目安に距離を確保する よう努める。困難な場合も、対面で座らないようにする。 らの措置が困難な場合は、簡易なパーテーション(アクリル板 等)を設置する。

(v) トイレ

(vi) 入札契約に関する対応

- 建設工事の一時中止等の際には、下請契約においても、工期の た成工学の ボイエラの活電等を適切に講じるほか、下請負人や技 能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないよう十 分な配慮をするとともに、適切な代金の支払い等、元請負人と 下請負人との間の取引の適正化の徹底を図る。
- 感染拡大防止対策に必要な設計変更について発注者との協議を 行うなど、入札契約手続きにおいて適切な対応を行う。等



消毒液の使用やうがい、石鹸による手洗い励行、体温測定等による健康管理と作業・打合せ時のマスク着用等、政府の対 処方針※を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて現場では様々な取組・工夫が実践

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年5月14日変更)

朝礼・KY活動。における取組事例

- 朝礼時の配列間隔の確保 (作業員間の一定距離の確保 (2m程度))
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等 (参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する等)
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化 (説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等)
- 肩もみ等の接触を伴う活動の省略
- マスクの入手が困難な場合の指差し呼称の省略 (指差し呼称する場合には十分な距離を確保する)
- 朝礼時の体温測定等(非接触体温計の活用等)
- テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催 等

現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- Web (TV) 会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保
 - (例)対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する、 対面とならないよう座席を配置する など
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- 現場事務所等での空気清浄機の使用





作業員間の一定距離の確保

サーモグラフィーカメラによる体温計測









等

等

建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ②

国土交通省

食事・休憩時における取組事例

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行
- 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化 (時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など)
- 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
- 簡易なパーティション (アクリル板等) による密接の防止
- 手洗い時のタオルの撤去(ペーパータオルの利用等)

現場作業や移動時の取組事例

○ 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避

○ 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行

(ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等)

○ 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行

○ 現場と自宅の直行直帰の推奨

(室内作業や型枠組立、内装工事など)

○ 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底

(現場へ移動するための車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等)



休憩室の窓の常時開放

時間差による休憩時間の分散化



パーティションで密接を防止

屋外で対人距離を確保して休憩







作業員の配置をプロック分けし密接した作業を回避

🥯 国土交通省

内装工事等、室内の現場における取組等

- 内装仕上げや設備工事等の室内の作業では、 工事エリアごとに区画を設定して作業
- 狭い場所や居室での作業は、広さ等に応じ て入室人数を制限して実施

(入口に掲示等を行い周知、室内は窓を開けて換気)

- 大部屋での作業等においても、あらかじめ 工程調整等を行ってフロア別に人数を制限 (また、職種別に作業日を分散して、1日の現場入場 人数を制限)
- 室内には換気装置を設置し、換気を実施
- 工程管理や内装仕上げの確認・是正にWeb カメラや通信端末等を利用し、遠隔で実施 (データの共有、相互確認が可能)
- 作業用エレベーターは3密の回避のため 使用のルール化

(定員制限やポスター掲示による周知徹底、乗降時や 階数ボタン等の消毒の徹底) 等



建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ④



EVの操作盤等の消毒を徹底

🥯 国土交通省

17

オリジナルのポスターやロゴ、看板による意識向上

○ 現場や事務所にオリジナルのポスターやロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る







作業用エレベーターの使用のルール化 (定員を1~3名程度に限定、ポスター掲示)

【コロナ感染防止十則】						
1	出勤前の検温実施					
2	率先しよう時差出勤					
3	マスクは正しく要着用					
4	休憩前のうがいと手洗い					
5	扉をあけて部屋換気					
6	詰所はみんなで清潔に					
7	適正距離で行動し					
8	不要な外出控えよう					
9	日々の体調管理しっかりと					
10	怪しい時はすぐ報告					





手洗い うがい 確実に 十分とろう 睡眠は! 毎朝検温 忘れずに! 人混み避けよう!マスクせよ! 必ず換気 休憩所!

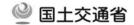


「咳ェチケット」「マスクの着用」を徹底しよ作業前 「手のアルコール消毒」 「うが新型コロナ対策

の3つの密を避ける「密閉空間」「密集場新型コロナ対策 よう



【 新型コロナ対策 】 対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例



新型コロナウイルスの出現に伴い、マスクの着用や三つの密を避ける等の「新しい生活様式」が求められている中で、 建設現場では熱中症予防のための様々な取組・工夫が実践されている

マスク着用に関する取組事例

- 〇 マウスシールドやフェイスシールドの活用
- 冷感素材等を用いたマスク等の活用
- マスクと併用可能な空調機器等の活用 (空調機能が付いた作業服の着用や、首掛けクーラーの活用等)
- 現場作業において、特に不要な場合はマスクを外す 等 (屋外で人と十分に距離を確保できる場合や一人での作業など マスクを外しても良い例外的な場合を明示し、現場で周知等)

現場作業や休憩所に関する取組事例

- 現場でのスポットクーラーや扇風機等の設置
- 〇 ドライミスト発生装置の設置
- 屋外作業の現場で、送風機等により通気性を確保
- テント付きの屋外休憩所の設置
- 休憩所等において、エアコンと換気扇等を併用







マウスシールド等の活用 フェイスシールド等の活用

冷感素材のフェ イスマスクの活用

空調機能付きの作業服の活用



首掛けケーラー等の活用



マスクを外してよい 条件を設定



スポットク - 等 の活用

等



屋外休憩所にドライミスト



【新型コロナウイルス対策】 建設業関係 支援策1 (二次補正後)

国十交诵省

令和2年6月19日16:00時点

資金繰り関係

建設業向け金融事業 [別添①、②]

〇地域建設業経営強化融資制度

公共工事請負代金債権を譲渡担保とすることで融資を受けられます。 また、工事の出来高を超えた分の融資について保証会社による保証が受けら れるようになります

〇下請債権保全支援事業

下請企業が元請企業に対して有する工事請負代金等の債権の支払をファクタ <u>リング会社が保証</u>します。また、一部のファクタリング会社は手形の買い取りに も対応しており、<u>早期に資金化することが可能</u>となります。

<金融支援事業について>ht<u>tps://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/index.html</u>

無利子·無担保融資 [別添8~11]

○日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付 <u>・信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げ</u>を実 施。据置期間は最長5年

〇商工中金による危機対応融資

■商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した 事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施。

〇マル経融資の金利引下げ(新型コロナウイルス対策マル経)

・商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた 小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。 〇特別利子補給制度

■日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス 対策マル経融資」等もしくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中 小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。

日本公庫等の既往債務の借換 [別添⑫] ※2次補正措置あり

日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工中金等の危機対 応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象。

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等 [別添③]

■(独)中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度、 貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件が緩和。

経営セーフティ共済の特例措置 [別添4]

・取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借入れできる制度。

DBJ・商工中金による危機対応融資 [別添15]

業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施。

中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業 [別添個]

Ī

Ī

■キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再 建に取り組む持続可能な企業に対して、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支 援を促しつつ、事業の成長・継続を支援

個人向け緊急小口資金等の特例 [別添①]

- ■給付対象者:一時的な資金が必要な方(主に休業された方)が対象
- : 学校休業、個人事業主等の場合、20万円以内(その他、10万円以内) ■貸付上限 20
- ■償還期限:2年以内 ■貸付利子:無利子

支援内容一覧[別添③]

セーフティーネット保証 4号・5号の対象拡大 [別添4]

売上高が前年同月比▲20%以上(4号)、▲5%以上(5号)減少等の経営の安定 <u>に支障が生じている中小企業者は、信用保証協会などによる保証</u>(※)を受ける ことができます。

(※) 一般保証とは別枠(2.8億円)で、4号100%、5号80%保証

4号保証【地域指定】・・3/23に47都道府県が指定 5号保証【業種指定】・・・5/1より全業種が指定

緊急保証制度の適用

-フティネット保証とはさらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種を対象に100% 保証を受けることができます

⇒セーフティネット保証枠と併せて最大5.6憶円の信用保証別枠の確保が可能

民間金融機関における実質無利子・無担保融資 [別添6]

•都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無 担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債 務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。

<対象要件><u>セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証の適用要件と連</u> 動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。

※2次補正で利子上限額が引き上げ セーフティーネット貸付の要件緩和 [別添?]

- 時的に資金繰りに著しい支障を来している等の要件を満たす中小企業者 は、日本政策金融公庫などによる融資を受けることができます。

令和2年6月19日16:00時点

資金繰り関係 税制関係

納税の猶予の特例【国税・地方税】 [別添18]

- ・2月以降、売上が減少(前年同月比▲20%以上)したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税が猶予されます。
- ・法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象。

欠損金の繰戻し還付 [別添19]

- ・資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。
- 今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大。

固定資産税等の軽減 [別添20]

・中小企業・小規模事業者の税負担を軽減のため、<u>事業者の保有する設備や建物等の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2</u>とします。

簡易課税制度の適用に関する特例 [別添②]

- ・影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける(又はやめる)必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける(又はやめる)ことができます。
- ※特例として、課税期間の開始後であっても選択が可能。

<税制関係特例について>https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

雇用対策関係

雇用調整助成金 (緊急雇用安定助成金) [別添②-1] (詳細は[別添②-2])

拡充

・経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するもの。今般、助成内容・対象が大幅に緩和。

■助成内容・対象

- ▶休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3)
- →解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業10/10) 大企業3/4)
- ➤雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象 など

■受給要件

▶支給限度日数は通常1年間で100日までであるが、緊急対応期間(4/1~9/30)は、年間支給限度日数とは別に本助成金が利用可能

- ★生産指標の要件を緩和
- ▶事業所設置後1年未満も対象 など
- ■主な2次補正拡充内容
- 上限額が1人1日当たり1万5000円まで拡充、出向期間の条件が緩和
- ・上記赤枠部(解雇等を行わない中小企業の助成率の拡充、対応期間延長)

※学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も、「緊急雇用安定助成金」の支給対象となります、詳細は下記参照ください。

<雇用調整助成金について>https://www.mhlw.go.ip/stf/press1401_202005061030_00004.htm

小学校休業等対応助成金 [別添23]

- 小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な、
- ①労働者(保護者)に対し、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に助成
- ②委託を受けて個人で仕事をする方(保護者)に対し、就業できなかった日について支援の2種類あり。

■給付額

①【事業主向け】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10/10

※支給上限は1日あたり8,330円(令和2年4月1日以降取得の休暇分は15,000円)

②【個人向け】

就業できなかった日について、1日あたり4,100円定額

※令和2年4月1日以降の日については、1日あたり7,500円定額

■給付対象者

①【事業主向け】子ども(※)の世話を保護者として行う必要となった<u>労働者に対し、労基法</u>上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた事業主

②【個人向け】子ども(※)の世話を行う必要となった保護者で、一定の要件(個人で就業予定、業務委託契約等に基づき報酬が支払われている)を満たす方

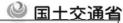
(※)A:臨時休業等した小学校等に通う子ども

B: 感染などにより休む必要がある子ども

<小学校休業等対応助成金について>https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000625688.pdf

21

新型コロナウイルス対策 】建設業関係 支援策③ (二次補正後)



令和2年6月19日16:00時点

給付金関係

持続化給付金 [別添徑-1]

(詳細は、中小法人等向け[別添24-2]、個人事業者等向け[別添24-3])

- 特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、 事業全般に広く使える給付金を支給。
- ■給付額
- 法人は200万円、個人事業者等は100万円 (昨年1年間の売上からの減少分を上限)
 ■給付対象者
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が全年同月比で50%以上減少

<計算方法>

- 前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上×12か月)
- ・事業収入を得ている中<u>堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、</u>その他各種法人等
- <持続化給付金について>https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html

新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金特別定額給付金(仮称)

新規

新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、休業期間中に休業手当を受けることができなかった被保険者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施。

■給付額

中小企業の被保険者に対し休業前賃金の80%(月額上限33万円)を休業実績に応じて 支給

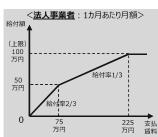
※なお、本給付金等に係る雇用保険法の臨時特例等に関する法律案が成立したところではありますが、詳細な内容はまだ公表されておりませんので、後日更新されましたらご案内いたします。

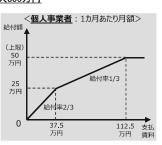
法案については、下記参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/000637670.pdf

家賃支援給付金(仮称)の創設 [別添25]

- ・5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する<u>事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給</u>。
- ■給付対象者
- ■門12公券 ・<u>テナント事業者</u>のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等で あって、<u>5~12月</u>において以下のいずれかに該当する者
- ①いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少
- ■給付額•給付率
- ・申請時の直近の支払賃料(月額)に基づいて算出される給付額(月額)を基に、6カ月分の給付額に相当する額を支給。
- →法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円





- <特別家賃支援給付金について>https://www.meti.go.ip/covid-19/pdf/pamphlet.pdf

特別定額給付金 [別添36]

- ■給付額
- 給付対象者1人につき10万円
- ■給付対象者
- 基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている者 ※収入による条件はありません。
- ※収入による条件はありません。
 <特別定額給付金について>https://www.kyufukin.soumu.go.jp

令和2年6月19日16:00時点

その他(事業再開・設備投資等)支援関係

生産性革革命推進事業による 事業再開支援パッケージ [別添②]

「通常枠」に加え、新型コロナの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に 「特別枠」を設け、事業再開を強力に後押しするため、「事業再開支援パッケージ」として業種別 ガイドライン等に基づいて行う取組への支援を拡充。

補助上限•補助率	通常枠	特別枠(類型A)	特別枠(類型B又はC)				
持続化補助金	50万円 • 2/3	100万円•2/3	100万円 • <u>3/4</u>				
(販路開拓等)	【 <u>事業再開枠】50万円 定額(10/10) ※</u>						
ものづくり補助金	1,000万円・	1,000万円 •2/3	1,000万円 • <u>3/4</u>				
(設備導入)	1/2(小規模2/3)	【事業再開枠】50万円・定額(10/10)					
IT導入補助金 (IT導入)	450万円 • 1/2	450万円•2/3	450万円 • <u>3/4</u>				

※事業再開枠の補助額は、総補助額の2分の1以下であること

類型A:サプライチェーンの毀損への対応

「<u>類型B:非対面型ビジネスモデルへの転換</u>

(例)自動精算機、キャッシュレス決済導入

(例)部品調達困難による部品内製化

「類型C:テレワーク環境の整備

補助経費の1/6以上が、下記のいずれかに合致

【特別枠の申請要件】

する取組であること

|【事業再開の枠の対象】

*業種別ガイドライン等に基づく、以下の感染防止対策

· | •消毒、マスク、清掃

・飛沫防止対策(アクリル板・透明ビニルシート等)

■換気設備

■ •その他衛生管理(クリーニング、使い捨てアメニティ用 品、サーモカメラ、キーレスシステム等)

■ 掲示・アナウンス(従業員・顧客に感染防止を呼びか

(例)WEB会議システム等の導入 <中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト>https://seisansei.smrj.go.jp/

厚生年金保険料等の猶予制度 [別添⑧]

■厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるな どの一定の要件に該当するときは、換価の猶予又は納付の猶予が認められる場合がありま

- ▶猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- ▶財産の差押えや換価(売却等現金化)が猶予されます。
- ▶猶予期間中の延滞金が一部免除されます。
- また、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)について、特別な理 由がある者については、条例等の定めるところにより、保険者の判断で、徴収猶予を行うことが 可能。

働き方改革推進支援助成金 [別添29]

新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク <u>用通信機器の導入等に係る経費について助成</u>。

中小企業強靭化対策事業 [別添⑩]

- ・中小・小規模事業者に対して、感染症対策を始めとする自然災害等への 事前対策に係る「事業継続力強化計画」を含むBCPの策定を支援。
- ⇒新型コロナウイルス感染症を含む自然災害等へ備えるための「事業継 続力強化計画」の策定を支援
- ➤認定を受けた事業者は、税制優遇や金融支援などを受けることが可能 <事業継続力強化計画について>

https://www.chusho.meti.go.ip/keiei/antei/bousai/keizokurvoku.htm

| 固定資産税の特例の拡充・延長 [別添③]

・中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体 の定める条例に沿って、<u>投資後3年間固定資産税が減免(※)</u>されま すが、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物を追加するとともに、 2021年3月末までとなっている適用期限が2年間延長。

※通常、評価額の1.4%のところ、投資後3年間、ゼロ~1/2軽減 (軽減率は、各自治体によって異なります)

中小企業経営強化税制の拡充、運用の弾力化 [別添②]

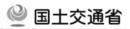
- *新型コロナの拡大により顕在化した社会的課題に対応する非対面*非 接触ビジネスを促進するため、中小企業経営強化税制に新たな類型を 追加。
- ・事業プロセスの①遠隔操作、②可視化、③自動制御化 備投資に対し、即時償却または7%の税額控除を認める
- ※本特例の適用には、経営力向上計画の認定を受ける必要
- ・また、設備取得から経営力向上計画の申請(受理)までの期間が60日 を超過する場合であっても、令和2年9月30日までの期間は申請を受理
- <経営力向上計画について><u>https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/</u>

| 少額減価償却資産の特例 [別添③]

・中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備(パソコンやソフトウェア) について、全額損金算入することが可能。

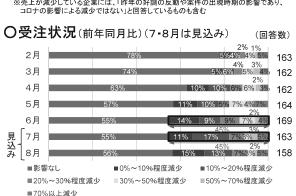
参考:支援策パンフレット(中小企業庁)(全体版) https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf

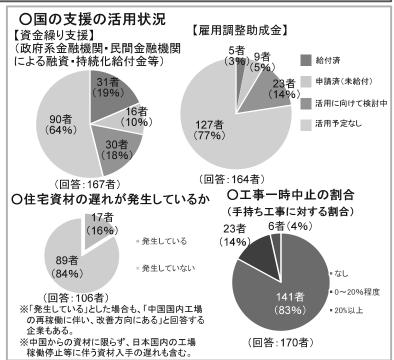
新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響調査 (建設産業)



- 売上金額については、前年同月比で2割以上減少した事業者は、6月は5月とほぼ同様の全体の2割であるが、7月以降は やや改善する見込み。
- 受注状況については、影響があると回答した事業者が、6月は5月とほぼ同様の全体の約5割であり、7月以降も同様の傾向。 ○ 国の支援制度について、資金繰り支援を約3割の事業者が活用しており、約2割の事業者が給付済み。雇用調整助成金を
- 活用している事業者は8%となっている。







4. 建設キャリアアップシステム普及・ 活用に向けた官民施策パッケージ

25

赤羽国土交通大臣と建設業団体の意見交換会(R2.3.23)



意見交換会の概要

日 時:令和2年3月23日 17:00~ 出席団体:日本建設業連合会、全国建設業協会 $17:00\sim17:40$

全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

開催趣旨:建設キャリアアップシステムについて、団体の協力のもとに

作成した官民施策パッケージの今後の更なる普及・促進を要請

赤羽国土交通大臣からの要請等の内容

〇技能労働者の賃金水準の確保について

- 公共工事設計労務単価を8年連続で引き上げたが、引 き上げ幅は過去最小となっており、8年間続いている 賃金上昇の好循環の流れが途切れないことが重要。
- 建設業4団体が先導して、現場の建設技能者への適切 な水準の賃金支払いと適切な請負金額での下請契約を <u>改めてお願い</u>する。

D建設キャリアアップシステム (ccus) について

- 今回の官民施策パッケージでは、
- 建退共の建設キャリアアップシステム活用への完全移行
- 社会保険確認の建設キャリアアップシステム活用の原則化
- 国直轄丁事での義務化モデル丁事や活用推奨モデル丁事を 実施するなどの施策を盛り込んでいる。
- 官民が協力して取り組む「令和5年度からの<u>建設キャリプ</u>〇建設産業専門団体連合会 アップシステムのあらゆる工事での完全実施」までの道筋 <u>が、具体性を持って描かれた</u>。
- 国も不退転の決意で取り組むので、業界も一体となって取▶ り組んでほしい。官民が一致団結して施策を推進する。

建設業4団体の取組等

〇日本建設業連合会

- 「労務費見積もり尊重宣言」に基づき、労務単価引き上げ 効果が現場の技能者に届くよう、引き続き取組を推進。
- 直轄工事における義務化に適切に対応するとともに、会員 会社の現場におけるカードリーダー設置の推進等、本シス テムを的確に運用できる環境を整備。

〇全国建設業協会

- ▶ 各協会においてCCUS研修会等を実施。
- ▶ CCUSに係る「モデル工事現場」を選定、現場見学会等を 通じた地元建設業者への理解促進と普及促進に向けた課題 <u>等の共有化</u>を図る。

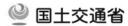
〇全国中小建設業協会

システム利用による効果・課題の確認・把握のため、モ デル工事である<u>ちゃれんじ工事の試行に取り組む</u>。

- 適正賃金の目標額の設定ができたら、その見積もりを尊重 していただきたい。
- 令和2年9月末までに全会員団体企業のCCUSの企業ID取 得、令和2年度末目標に個人カードの全員取得を目標。等
- 官民が一致団結して施策を推進することにより、建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、 現場の 生産性向上、ひいては、建設業における担い手確保を図っていく。また、フォローアップ体制を立上げ。



建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ



建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための建設キャリアアップ システムについて、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完 全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

建退共のCCUS活用への完全移行 Ι

建設技能者の将来の保障とコンプライアンス問題解決のため、建退共 におけるCCUS活用を官民一体となって推進

- ・令和2年度は、本格実施に向けた運用通知・要領等改正、活用呼びかけ
- ・令和3年度から、CCUS活用本格実施
- >公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等履行強化
- >民間工事では、業界において、掛金納付・充当の徹底を促進
- ・令和5年度からは、民間丁事も含め、CCUS活用へ完全移行
- ・経営事項審査での掛金充当状況の確認方法の見直し

社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

・令和2年10月からの作業員名簿の作成等の義務化に伴い、労働者の 現場入場時の社保加入確認においてもCCUS活用を原則化

Ⅲ 国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用 ・令和2年度は、国直轄の一般土木工事(WTO対象工事)において、

- > CCUS義務化モデル工事(発注者指定・目標の達成状況に応じて工事 成績評定にて加点/減点)を試行
- > CCUS活用推奨モデル工事(受注者希望・目標の達成状況に応じて同 評定にて加点)を試行
- ・このほか、地元業界の理解を踏まえ、Aランク以外のCCUS活用推奨モデル 工事の試行を検討
- ・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に積極的な取組を要請 するとともに、入契法に基づく措置状況の公表、要請等のフォローアップ
- ・上記取組と併せ、業界は加入促進に積極的に取り組む
- ・令和3年度以降、段階的にCCUS活用工事の対象を拡大し、Iと連動して 公共工事等での活用を原則化

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- ○専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の 賃金目安を設定し、下請による職長手当等マネジメントフィーの見 積りへの反映と元請による見積り尊重を促進・徹底
- ○CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

更なる利便性・生産性向上

- ○CCUSの情報セキュリティ強化と**人材引き抜き防止**策
- 発注者によるCCUS閲覧等による事務効率化、書類削減 ○CCUSと連携した施工実態の把握・分析による労働生産性向上の研究
- ○CCUSによる勤怠・労務管理機能強化や顔認証入退場への活用促進
- ○令和4~5年度までにCCUS登録と安全衛生資格等の資格証の携行義務を -体化(マイナポータルとの連携)

以上の取組を推進・進化するために、**国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに「業界共通の制** 27 度インフラ」であるCCUS活用を要請。フォローアップ体制を立上げ

「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた道筋



活用促進・推奨フェーズ

原則化フェーズ

令和2年度~

電子申請

試行

令和5年度~

建退共

夏頃 運用通知等改正 10月から

令和3年度~ CCUS活用電子申請の本格実施 公共工事における掛金充当等に係る 履行強化と経審評価

民間レベルでの掛金充当の徹底 (業界による自主的な取組を含む)

民間工事も含め、 CCUS活用へ完全移行

作業員名簿

10月からの作業員名簿の義務化に併せて、

労働者の現場入場時の社会保険加入状況の確認におけるCCUS活用を原則化

国直轄 発注

CCUS義務化モデルエ 事及びCCUS活用推奨 モデル工事を試行 地元業界の理解を踏ま

え、Aランク以外の推奨

モデル工事の検討

令和5年度からの建退共のCCUS 完全移行と連動した公共・民間工事 でのCCUS完全実施に向けて、段階的

に対象丁事を拡大

地公体 発注

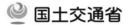
先進県で 総合評価等で加点 先進事例を参考に積極的な取組を要請 入契法に基づく措置状況の公表、要請

あらゆる工事における CCUS完全実施

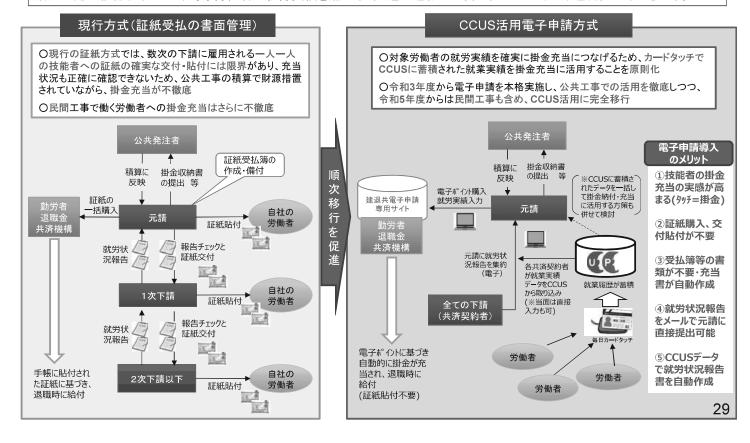
民間発注

建退共CCUS完全実施に向けて 積極的な取組を要請

28



令和3年度から、技能者本人自身がCCUSに蓄積した就労履歴データを活用した電子申請を本格実施し、令和5年度からCCUS活用に完全移行することで、対象労働者の就労実績を漏れなく建退共退職金の掛金充当につなげ、透明性も向上させる。



CCUS義務化モデル工事(試行)(令和2年度)について (案)



1. 概要

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を<u>成果として特記仕様書及び入札説明書に明記(契約事項)</u>するとともに、その達成状況に応じて工事成績評定において加点/減点するモデル工事を試行。

2. 対象工事 : 一般土木工事(WTO対象工事)を対象とする。発注予定を踏まえつつ、各地方整備局等で1件程度ずつ実施。

<u>3. 試行内容</u>

(1)特記仕様書に条件明示

- ① CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置すること
- ② 工事期間中の平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努めること
- ③ 工事期間中の平均就業履歴蓄積率(カードタッチ率)50%を達成するよう努めること
- ※上記①~③の達成状況により、工事成績評定で加点/減点

(2)施工段階

特記仕様書に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

事業者登録率 / 技能者登録率 / 就業履歴蓄積率(カードタッチ率)

(3)工事成績評定(工事完成検査/成績評定時)

特記仕様書に記載された①~③の達成状況により工事成績評定で加点/減点

※目標達成: 1点加点(平均技能者登録率90%以上の場合は2点加点)

※目標を著しく下回った場合(平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満):1点減点

※上記以外の場合: ±0点

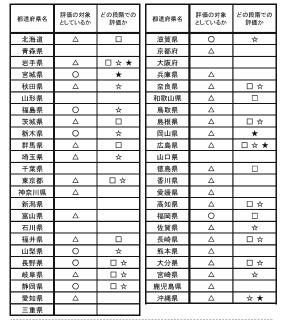
※上記CCUS義務化モデル工事に加え、一般土木工事(WTO対象工事)を対象に、受注者希望方式によるCCUS活用推奨モデル工事(試行)を、各地方整備局等で3~4件程度ずつ実施(活用推奨モデル工事では、目標を著しく下回った場合、工事成績評定の減点に替えて、目標を著しく下回った旨、その要因、改善策等を簡潔にとりまとめ、元請業者のホームページで公表することを求める。)

都道府県によるCCUSに係る企業評価の導入状況

- 令和2年4月、都道府県等に対して、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえ取組を要請
- 現在、都道府県のうち8割が企業評価を導入又は検討中 (8県が企業評価を導入※2、31都道府県で評価の導入を検討)

※今年度から、入契調査等において、市町村を含めた地方公共団体における導入状況をフォローアップする方針

※2:R2年度内に実施予定の団体を含む

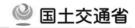


- 評価する(R2年度内予定を含む) 今後評価を検討 空欄 評価予定なし
- 競争入札参加資格 個別工事の入札案件(総合評価等)
- 国と類似のモデル工事形式

R2.7 国土交通省調べ



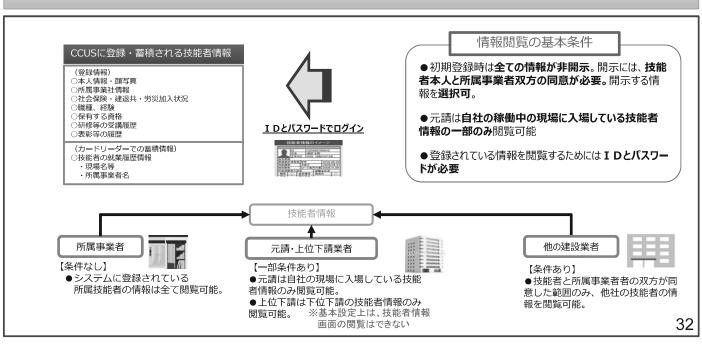
CCUSの情報セキュリティ強化と人材引き抜き防止策

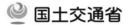


31

対策1) 令和元年度補正予算(7億円の内数)を活用して、令和4~5年度のCCUSとマイナンバー カード・マイナポータルの連携が行える**レベルまでセキュリティを強化**し、**更なる情報漏洩・不正アクセスを講じる** ⇒ データベースへのアクセス権管理の強化、セキュリティ対策の強化(改ざん検知ツール、ログ分析ツールの強化等)を実施

人材引き抜き防止策として、事業者の判断で、技能者登録に必要な電話番号、メールアドレスは、 会社のものでもよいこととする運用に変更する





OCCUSでは、元請や上位下請が閲覧できる技能者情報には、以下のとおり制限を設けており、 過度な情報の見える化につながらないよう配慮している。

〇引き続き、懸念のある情報閲覧については、逐次、適用の改善やシステムの改修を行ってい

■ポイント2

が必要

■ポイント1

技能者情報の基本画面を見られるのは、本人 と雇用主のみ



閲覧できない

■ポイント3

初期登録時は全ての情報が非開示。開示には、本人と雇用主双方の同意

現場施工中に、元請や上位下請が閲覧できる情報も、既に「作業員名簿」 に掲載されている情報と、過去自社の現場での就業履歴に限定

■ポイント4

所属事業者の判断により、連絡先(電話・メール)を会社とすることも可 能とする措置を講じる

				一、気はまやこれで	-																	_	
	技能	者ID		技能者	洺	フリガナ		E	撻	3	立場			作業内	VE.		有古物	首の取り扱い。 への従事有別	COMMENSOR A	雇用年月日	生年月日		
607	6524053	5721	公共建	E		コウキョウケンジ	普通	作業員·	普通作業員	3	泪·	提拉	毎 丁	d	11-	-	上詩	お F	仕つ	きか	閲覧	でき	- Z
801	33013686	6721	構造建	Œ		コウゾウケンゾウ	普通	作業員·	普通作業員												同じ		(A)
626	57536076	6821	原寸匹	I AB		ゲンスンシロウ	普通	作業員·	普通作業員	-	"	10.	111	7	尺尺	1	净】	リカド	∓IX C	المالم			
			現住所			至為持續完			数元の被集は新				激	のなる味	ME					台第内容等 2	必要な保存性等		
年餘	(都高启昌)	(#5	高度組以路)	TEL	(都首府外面中華)	(836915)	TEL	一份使多少的	特殊的	部型		使复杂	t .		年金保険		尼用保険	DHERES	1522+	927 - 104	(255)877	1001000	その教を中
	(SP/CDTI)RO		CONTROVERY	111	(DIENTRING)	(SEEEERA)	166	数約日	種集 規約日		Mλ	SWEE	祖保殊者兼号	加入	安地祖 组	Mλ	祖保険素質号	MINMAKKEN	DML	SOAT - SHIM	DEME	1009449	CORXE
34 意	神奈川県	口浜市口口	×4-1	090-0000-0000	現住所と同性と同じ	現金所と同じ	044-1234-5678	2019/12/12	有概章前2019-08-30 ▼	0		国民建築保険 組合			厚生年金		1234567890	月壁一	《土》	乙谷长	医骨骨	2 ±	<i>\(\</i> \= :

組命 国民健康民族

祖合

再生任全

医牛年余

044-1234-5678 2019/12/12 有程容針2019-08-30 ▼ O

044-1234-5678 2019/12/12 有機容割-2019-08-30 ▼ 0

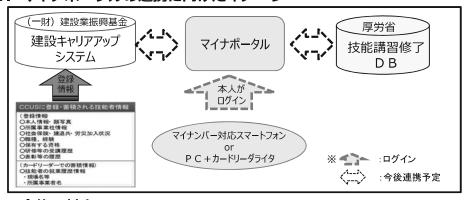
建設キャリアアップシステムの登録情報と安全衛生資格等の資格証の一体化について

マイナポータルを通じて、建設キャリアアップシステム(CCUS)と労働安全衛生法上の各種資格者情 報が連携されることにより、CCUSの登録と安全衛生法上の資格者証の携行義務の一体化を目指す。

1. マイナポータルの連携に向けたイメージ

090-0000-0000 現住所と同じ所と同じ 現住所と同じ

090,0000,0000 現住所と同じ、特と同じ、現住所と同じ



【連携による効果】

○ CCUSに技能者情報を登録する際に、 マイナポータルを通じて、労働安全衛生上 の資格者情報が取得できるため、CCUSへ の登録手続きの簡略化及び登録情報の真 正性が向上

閲覧できる資格情報も、作業

33

に必要な主な資格のみ

2. 今後の対応

厚生労働省と連携し、現場での携行が義務付けられている安全衛生法上の資格者証について、CCUSの登録情報に て、資格者証の携行義務を満たしているものとするための検討を行い、令和4~5年度までにその一体化を目指す。

【イメージ】



技能者は、現場入場時に、資格者証を複数所持



5. 一人親方問題の現状の課題と施策の方向性

35

一人親方問題の現状の課題と施策の方向性



1. 現状の課題

- 〇 国土交通省においては、
- 老後の生活や怪我時の保障など技能者に対する処遇改善
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平 健全な競争環境の整備

等の観点から、平成24年度から社会保険加入対策を推進しており、企業単位・技能者単位ともに保険加入率上昇が見られるなど、一定の効果が発現

- 令和2年10月から建設企業の社会保険加入が建設業許可・更新の要件として位置付けられるなど、社会保険加入対策をさらに強化
- 一方で、社会保険加入対策や労働関係法令規制の強化に伴って、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、技能者の個人事業主化(いわゆる一人親方化)が進む懸念
- 建設業界への聞き取りや企業アンケートにおいても、技能者の一人親方化が進んでいる傾向が示されており、その中には、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、偽装請負の一人親方として従事している技能者も一定数存在

法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、偽装請負としての一人親方化を進めることは、技能者の処遇低下のみならず、法定福利費等を適切に支払っていない企業ほど競争上優位となるなど、公正・健全な競争環境を阻害するのみならず、社会保険加入対策の根幹を揺るがす重要な問題

2. 施策の方向性

① 一人親方等に直接訴求する取組(令和元年度実施済)

⇒ 社員(労働者)と一人親方(個人事業主)の適切な働き方の理解 を促すとともに、社員として働いた場合は一人親方として働いた 場合と比較して、将来の年金給付額が多くなる可能性等につい て、直接一人親方等に周知

② 実効性ある一人親方対策(今後実施)

⇒ 職種ごとの一人親方の実態把握等を行いつつ、規制逃れを目的とした一人親方化対策、その他一人親方の処遇改善対策等について、新たに設置する「建設業の一人親方問題に関する検討会」において実効性ある施策を検討。推進

36

検討会において想定される主な論点

- ① 各職種(団体)における偽装一人親方に対する認識
 - ⇒ 偽装一人親方に対してどのような認識を持っているか
 - ⇒ 規制逃れを目的とした偽装一人親方化の現状はどうか(増加しているか等)
 - ⇒ 偽装一人親方対策について、<u>これまでどのような取組</u>を行ってきたか
- ② 偽装一人親方(⇔適法な一人親方)の定義付け
 - ⇒ 偽装一人親方(⇔適法の一人親方)について、どのような定義付けを行うべきか
- ③ 偽装一人親方への対応
 - ⇒ 自らを一人親方と認識していない場合に、技能者本人にどのように認識させるべきか
 - ⇒ 現場での確認作業に建設キャリアアップシステムをどのように活用すべきか
 - ⇒ 明らかに実態が雇用形態であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせている企業に対してどのような 措置を講ずべきか
 - ⇒ 偽装一人親方本人に対してどのような対応を図るべきか
- ④ 適法な一人親方に対する処遇改善策
 - ⇒ 実態も請負形態である適法な一人親方に対し、どのような処遇改善措置を講ずべきか

37

建設業の一人親方問題に関する検討会の進め方



「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会(第4回)」にて検討会を設置 令和2年6月15日

令和2年6月25日

第1回「建設業の一人親方問題に関する検討会」

【開催済】

- 検討会設置趣旨·規約·座長選任
- 一人親方問題の背景と対応方策
- 今後の進め方 など



8~9月頃

第2回「建設業の一人親方問題に関する検討会」

○ 職種別の一人親方の実態ヒアリング など



11~12月頃

第3回「建設業の一人親方問題に関する検討会」

- 規制逃れを目的とした一人親方化対策
- 一人親方の処遇改善対策 など



令和3年2~3月頃 第4回「建設業の一人親方問題に関する検討会」

○ 中間とりまとめ

など

- ※ 進捗状況等については、協議会に報告
- ※ 令和3年度以降も必要に応じて検討会で議論

工期に関する基準(案)について



国十交诵省

工期に関する基準の作成について(中央建設業審議会WGにおける検討)



- 適正な工期による請負契約の締結を促すため、改正建設業法において、中央建設業審議会が工期に関する基準を作 成・勧告できることが規定された。
- これを受けて、中央建設業審議会に「工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ」を設置し、令和元年 11月より基準の検討を開始。令和2年6月の第6回WGにて基準案をとりまとめた。

委員

青柳 剛 一般社団法人全国建設業協会総合企画委員会副委員長

菅 弘史郎 電気事業連合会工務部長 今泉 満

一般社団法人日本電設工業協会人材委員会働き方改革専門委員会副主査

小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科教授

河﨑 茂

一般社団法人全国中小建設業協会副会長 一般社団法人日本建設業連合会建築生産委員会施工部会長 木谷 宗

東日本旅客鉄道(株)建設工事部担当部長

佐藤 善彦 一般社団法人全国建設室内工事業協会常任理事

佐藤 りえ子 弁護士

西日本高速道路(株)執行役員・技術本部長 里深

仲田 裕一 古阪 秀三 -般社団法人不動産協会企画委員会委員長 【座長】立命館大学OIC総合研究機構グローバルMOT研究センター客員教授

村上 清徳 東京都建設局企画担当部長

(五十音順、敬称略、第6回WG開催時)

WGでの検討事項

適正な工期を設定するために考慮すべき事項

- ・工期全般にわたって考慮すべき事項、工程別に考慮すべき事項
 - (例) 自然要因、休日・法定外労働時間 等
- ・主要民間発注分野(住宅・不動産、鉄道、電力、ガス)において考慮すべき事項

スケジュール

令和元年11月28日 第1回ワーキンググループ

令和2年2月3日第2回ワーキンググループ

4月22日 第3回ワーキンググループ(書面開催)

6月 4日 第4回ワーキンググループ

6月19日 第5回ワーキンググループ

6月30日 第6回ワーキンググループ(とりまとめ)



等

(第1回WG 古阪 座長挨拶) 1

工期に関する基準(案)



● 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項の集合体であ り、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1) 背景 (2) 建設工事の特徴
- (iii) 工期とコストの密接な関係
- (i) 多様な関係者の関与 (ii) 一品受注生産 (iii) 工期とコス(3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
- (i)公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii)公共工事における考え方 (iii)下請契約

(4) 本基準の趣旨

(i) 資機材調達・人材確保 (ii) 資機材の管理や周辺設備

- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の言称

(i)基礎工事 (ii)土工事 (iii)躯体工事

(iv) シールドエ事 (v) 設備工事 (vi) 幾器製作期間・搬入時期 (vii) 仕上工事 (vii) 前面及び周辺道路状況の影響 (ix) その

第3章 工程別に考慮すべき事項

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
- 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等(2)休日・法定外労働時間

改正労働基準法に基づく法定外労働時間

建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保

- (3) イベント
- 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- (4)制約条件
- 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等(5)契約方式
- 設計段階における受注者(建設業者)の工期設定への関与、分離発注 等
- (6)関係者との調整
- 工事の前に実施する計画の説明会 等 (7) 行政への申請
- 新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生
 - 働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更
 - 当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の 変更等を受発注者間で協議・合意
- (10) その他
 - 施工時期や施工時間、施工法等の制限

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1)住宅・不動産分野 (2)鉄道分野
- (3)電力分野(4)ガス分野

第6章 その他

(i)完了検査

(iii) 原型復旧条件

(iii) その他

(ix) その他

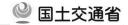
(ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) 新型コロナウイルス感染症焼対策を踏まえた工期等の設定 受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
 - 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は別紙に整理

工期に関する基準(案) 詳細 (1/4)



● 第1章では、本基準を作成した背景や、建設工事の特徴、請負契約及び工期に関する考え方(公共、民間(下請契約 含む))、本基準の趣旨及び適用範囲、工期設定に受発注者の責務について記載。

第1章 総論

- (1)背景
- (2)建設工事の特徴
- (i) 多様な関係者の関与
- 建設工事の工期については、元下間などの各々の下請契約においても適正な 工期が確保されるように全工程を通して適切に設定することが求められる 一品受注生産
- 供与目的に応じて、**発注者から、一品ごとに受注して生産**され、受注した工事ごとに、工程が異なるほか、目的物が同一であっても、天候や施工条件等によって 施工方法は影響を受けるため、追加工事や設計変更、工程遅延が発生する場
- (iii) 工期とコストの密接な関係
- 建設工事において、品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関係しており、ある要素を決定するに当たっては、他の要素との関係性を考慮しなければ ならない
- (3)建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
- (i)公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
- 建設工事の請負契約については、建設業法第18条、第19条等において、受発 注者間及び元下間が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結 し、信義に従って誠実に履行しなければならない
- (ii) 公共工事
- 建設業法に加え、公共工事品質確保法や入札契約適正化法において 公共工 事独自のルールが定められている
- 元請負人は、工事を円滑に完成するため、関連工事との調整を図り、必要があ る場合は、下請負人に対して指示を行うが、工期の変更契約等が生じる場合は、元下間で協議・合意の上、工期や請負代金の額を変更する
- (iii) 下請契約
- 前工程で工程遅延が発生した場合は、**後工程がしわ寄せを受けることのないよ** うに、元下間で協議・合意の上、工期や請負代金の額を変更する

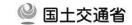
(4)本基準の趣旨

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人含 む) が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期 を確保するための基準
- (5) 適用範囲
- 本基準の対象は、公共工事・民間工事を問わず、発注者及び受注者 (下請負人を含む)を含む、あらゆる建設工事が対象
- 本基準における工期とは、建設工事の着工から竣工までの期間

事業化/構想 設計 入札/契約	着工竣工
工期を設定する期間	工期
	元下間の工期 下隣契約Aの工期 下研契約Bの工場 下側契約Cの工期
	分離発注の場合
	第6項的AのI用 動作型的BのI用 動作型的COI用 (液) 各工事が並行する場合もあり

- (6) 工期設定における受発注者の責務
- 公共工事、民間工事を問わず、建設工事の請負契約を締結するに当 たっては、適正な工期を設定できるよう、契約の当事者が対等な立場で **それぞれの責務を果たす必要性**がある
- 工期設定における発注者/受注者が果たすべき責務について規定

工期に関する基準(案) 詳細(2/4)



● 第2章では、自然要因や休日・法定外労働時間、契約方式、関係者との調整、行政への申請、工期変更等、工期全般 にわたって考慮すべき事項について記載。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

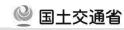
- (1) 自然要因
- 降雨日・降雪日(雨休率の設定等)
- 寒冷・多雪地域における冬期休止期間 等
- (2)休日・法定外労働時間
- 改正労働基準法の令和6年からの適用
- ・ <u>週休2日(4週8休)</u>をすべての建設現場に定着させていくためには、 建設業界が一丸となった意識改革が必要。 価値観の転換のためには、 4週8閉所の取組は有効な手段の一つであると考えられる。また、交代 勤務制による建設業の担い手一人ひとりの週休2日(4週8休)の 確保が有効な手段の一つであると考えられる。
- ただし、必ずしも4週8閉所等が適当とは限らない工事が存在することに留意。
- 週休2日に当たっては、日給制技能労働者等の処遇水準の確保に十分 留意し、労務費等その他の必要経費に掛かる見直し等の効果が確実に 行き渡るよう、適切な賃金水準の確保等を図る
- (3) イベント
- ・ 年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク、地元の催事等に合わせた特別 休暇・不稼働日 等
- (4)制約条件
- 鉄道近接、航空制限などの立地に係る制限
- 周辺への振動、騒音、粉塵、臭気、工事車両の通行量等に配慮した作業や搬出入時間の制限
- (5) 契約方式
- 契約方式によっては、受注者(候補者含む)が施工段階より前に工期 設定に関与する場合があり、受注者の知見を設計図書等に反映し、受 発注者双方の協議・合意の上で、施工段階の適正な工期を確保してい くことが重要

- 分離発注の場合は、発注者が、分離発注した個々の工事の調整を行い、適正な工期を設定すると共に、前工程の遅れによる後工程へのし わ寄せの防止に関する取組等を行う必要がある
- (6) 関係者との調整
- 電力・ガス事業者などの占用企業者等との協議調整に要する時間 等
- (7) 行政への申請
- 交通管理者(警察)との道路工事等協議、道路使用許可申請等に 要する時間 等
 - (8) 労働·安全衛生
- (9) 工期変更
- 当初契約時の工期で施工ができない場合、工期の延長等を含め、適切 に契約条件の変更等を受発注者間で協議して合意したうえで施工を進 める
- 工期変更等に伴う工期延長や、工程遅延等が生じたにも関わらず工期延長ができず、後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる等の場合は、受発注者間で協議の上、必要な請負代金の額の変更等、適切な変更契約を締結
- (※) 受発注者間で契約条件の変更等をした場合には、その結果を適切に元下間の契約に反映

(10) その他

4

工期に関する基準(案) 詳細(3/4)



- 第3章では、準備段階・施工段階・後片付け段階の各工程において考慮すべき事項について記載。
- 第4章では、民間発注工事の大きな割合を占める住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの4分野については、分野別の考慮事項を記載。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1)準備
- (i) 資機材調達·人材確保
- 資機材の流通状況や職種・地域により特定の人材が不足する場合があるため、 必要に応じ、それぞれの調達に要する時間
- (ii) 資機材の監理や周辺設備
- 工事用資機材の保管及び仮置き場の設置や駐車場の確保、宿泊施設の手配等に要する時間等
- (iii) その他
- (2)施工
- (i) 基礎工事
- 杭、山留等に関する考慮事項
- (ii)土工事
- 地山掘削、盛土工事に関する考慮事項
- (iii)躯体工事
- 構法、鉄骨等に関する考慮事項
- (iv)シールド工事 ・ シールドマシンの制作時間、先行作業 等
- (v)設備工事 ・ 荷揚げ設備による制約(クレーン、エレベーター、リフト、構台)やサッシ・建具の 取り付けの遅れ等に関する考慮事項
- (vi)機器製作期間·搬入時期
- (vii) 仕上工事
- 地山掘削、盛土工事に関する考慮事項
- 塗装工事・タイル工事等に関する考慮
- (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
- (ix) その他
- アスベスト対応(届出、前処理、除去作業、事後処理)に要する時間

- (3)後片付け
- (i) 完了検査
- 自主・消防・官公庁等の完了検査に要する時間
- (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
- (iii) 原形復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅·不動産分野
- (i) 新築工事
- (ii) 改修工事
- (iii) 再開発事業
- (2) 鉄道分野
- (i) 新線建設や連続立体交差事業等の工事
- (ii) 線路や駅等の改良工事
- (iii) 線路や構造物の保守工事
- (3)電力分野
- (i)発電設備
- (ii) 送電設備
- (4) ガス分野
- (i)新設工事
- (ii)改修工事



- 第5章では、働き方改革・生産性向上に向け、他社の優良事例を参考にすることが有効である旨を記載。
- ●第6章では、本基準を運用するうえで考慮すべき事項などを記載。

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

建設業の働き方改革や生産性向上を進めるに当たっては、自社の取組のみならず、他社の優良事例を参考にして、様々な創意工夫を行っていくことも必要である。そのため、別紙として『週休2日達成に向けた取組の好事例集』から取り組みを抽出し、別紙を作成
『週休2日達成に向けた取組の好事例集』: https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensa

第6章 その他

(1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応

法令違反行為の疑義情報を受け付ける**駆け込みホットラインが設置**されており、締結された請負契約が、本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合は、発注者、元請負人、下請負人問わず、適宜相談が可能

著しく短い工期による請負契約を締結したと判断された場合には、許可行政庁は、建設業法第19条の6に基づき発注者に対する勧告を行うことができるほか、勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することが可能

(2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、手洗いなどの感染予防の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底を図ることが必要

国土交通省では、「三つの密」回避やその影響を緩和するための対策の徹底のため、ガイドラインを作成・周知

こうした施工中の工事における新型コロナ感染症の拡大防止措置等の取組を実践するに当たっては、入室制限に伴う作業効率の低下や、作業員の減少に伴う工期の延長、作業場や事務所の拡張・移転、消毒液の購入、パーテーションの設置等に伴う経費増等が見込まれることから、あらかじめ請負代金の額に必要な経費を盛り込むほか、受発注者間及び元下間において協議を行った上で、必要に応じて適切な変更契約を締結することが必要

特に、「三つの密」回避に向けた取組の中で、前工程で工程 遅延が発生し、適正な工期を確保できなくなった場合は、元下間で協議・合意の上、必要に応じて工期の延長を実施

サプライチェーンの分断等による資機材の納入遅れ、感染者又は感染疑い者の発生等による現場の閉鎖、現場必要人員の不足等により工期の遅れが生じた場合や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下において、特定警戒都道府県より労務調達を要する場合は、当該労務者の健康状態にかかる経過観察期間を要するため、受発注者間及び元下間において協議を行った上で、必要に応じて適切な工期延長等の対応をすることが必要

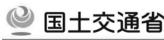
(3) 基準の見直し

今後、本基準の運用状況を注視するとともに、本基準の運用状況等を踏まえて必要がある場合は、適宜、見直し等の措置を講ずる。また、今後の長時間労働の是正に向けた取組や、i-Constructionなどの生産性向上に向けた技術開発、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた安全衛生の取組などの状況については、本基準の見直しの際に適宜検討し、必要に応じて本基準に盛り込んでいくことが必要

6

資料3

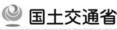
経営事項審査の審査基準の改正について

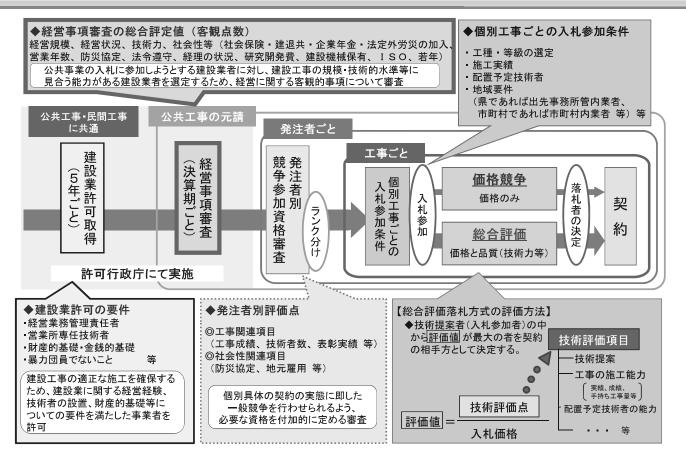


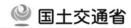
1. 経営事項審査の概要

1

公共工事の入札・契約までの一般的な流れにおける企業評価







〇 完成工事高(X1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出。

項目区分		審査項目	最高点/最低点	ウェイト
経営規模	X1	完成工事高(許可業種別)	最高点: 2,309点 最低点: 397点	0.25
社	X2	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益	最高点: 2,280点 最低点: 454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性·効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点: 1,595点 最低点: 0点	0.20
技術力	Z	①技術職員数 <u>(許可業種別)</u> ②元請完成工事高 <u>(許可業種別)</u>	最高点: 2,441点 最低点: 456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 ⑪知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 (R3.4.1施行予定)	(現行) 最高点: 1,966点 最低点: ▲1,995点 (R3.4.1以降) 最高点: 2,061点 最低点: ▲1,995点	0.15
総合評定値	Р	0.25X1+0.15X2+0.20Y+0.25Z+0.15W	最高点:2,14 (R3年度以降 最高 最低点:▲18	点:2,157)

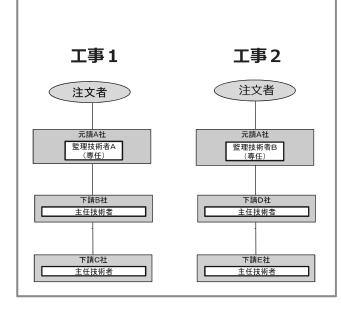
2. 技術力(Z) 技術職員数(Z₁)の改正



※令和2年10月1日施行

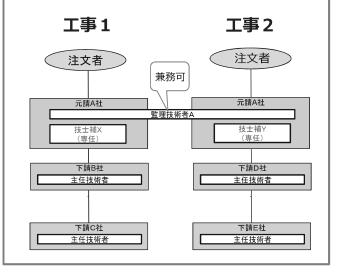
【現 状】

・建設工事の請負代金の額が3500万円(建築一式工事にあっては7000万円)以上である場合については、<u>監理技術者は現場に専任</u>の者でなければならない。



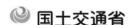
【改正後】

- ・<u>監理技術者の職務を補佐する者</u>として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の <u>兼務を認める</u>こととする。(当面 2 現場とする 予定。)
- ・政令で定める者は、今回創設する技士補制度の うち、<u>1級の技士補であって主任技術者の資格</u> <u>を持つ者</u>などとすることを検討中。



5

監理技術者を補佐する者の新設に係る経営事項審査の改正(案)



- 監理技術者を補佐する資格を有する者 = 「主任技術者となる資格」 + 「1級技士補」
- <u>監理技術者を補佐する資格を有する者</u>は、少なくとも主任技術者となる資格を有する者であって、1級の 第一次検定に合格した者であることから、<u>主任技術者</u>相当の評点(最大3点)より上位であり、監理技術者 相当の評点(5点)より下位である、4点を付すこととする。

建設業の種類ごとの技術職員の評価(案)

	改正前	改正後
6点	監理技術者講習修了者	監理技術者講習修了者
5点	1級技士、技術士 等	1級技士、技術士 等
4点		監理技術者を補佐する者として配置可能な一級技士補
3点	登録基幹技能者講習修了者 レベル4技能者	登録基幹技能者講習修了者 レベル4技能者
2点	2級技士、1級技能士 レベル3技能者等 等	2級技士、1級技能士 レベル3技能者等 等
1点	実務経験10年 等	実務経験10年 等

3. その他(社会性等) 労働福祉の状況(W₁)の改正

7

労働福祉の状況関係



現行

経営事項審査の「その他(社会性等)」の審査においては、法定労災の上乗として、任意の補償制度に加入している企業を評価している

〇 評価対象となる補償制度の提供者 (建設業法第27条の23第3項の経営事項審査項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第1196号))

· 全日本火災共済協同組合連合会 (中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者)

- 公益財団法人建設業福祉共済団
- 一般社団法人全国建設業労災互助会
- (平成17年改正保険業法附則第2条第1項に基づき共済事業を営む者)

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会) 保険会社 (保険業法第3条の規定に基づく免許を受けて保険業を営む者)

○ 評価対象となる補償制度の要件 (経営事項審査の事務取扱いについて(通知)(平成20年国総建第269号))

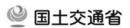
労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3章の規定に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に 係るものを含む。)に関する給付についての契約であって、下の①・②の要件を満たすもの

- ① 申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とする給付であること。
- ② 原則として、労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。
 - 〇 保険業法に基づいて設立された組織については、保険商品が上記の要件に適合しているかを確認して加点
 - 〇 保険会社以外の組織については、上記の4団体の補償制度であって、要件を満たしている契約を加点
 - = 補償制度自体は要件を満たしていても、その商品の提供者が保険会社でない場合は、告示に列記されている4団体以外は加点していない状況。

改正案

<u>中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者</u>は、同法により補償制度の提供者としての適格性が担保されており、同法の規定に基づき共済事業を営む者との間で加点要件を満たす契約がなされた場合、経営事項審査上評価できるよう、所要の改正を行う。

- 〇 (現行)「全日本火災共済協同組合連合会」
- 〇(改正案)「中小企業等協同組合法の認可受けて共済事業を行う者」 (令和2年度中に措置措定)



「保険」・・・人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険 (保険業法(平成7年法律第105号)第2条)

原則、保険業を営むには、内閣総理大臣の免許を受けなければならないこととされている(保険業法第3条)ところ、次の事業にあっては保険業法の適用除外とされている。

○ 他の法律に特別の規定があるもの(保険業法第2条第1項第1号)

=他の法律・・・「農業協同組合法」 (JA共済)

「水産業協同組合法」(JF共済)

「消費生活協同組合法」(COOP共済)

「中小企業等協同組合法」(現行では、加点対象となる補償制度の提供者として日火連のみが告示上列記されているが、今般、同法に基づき共済事業を営む者との間の契約について加点できるよう改正

- 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの、学校がその学生を相手方として行うもの 等 (保険業法第2条第1項第2号)
- 〇 保険業法等の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)附則第2条第1項に基づく認可を受けた保険業 (このうち、建設業福祉共済団、全国建設業労災互助会、全国労働保険事務組合連合会が加点対象)

保険業を営むことができる者

保険業法第3条に 基づく内閣総理大臣 の免許を受けた者 =いわゆる保険会社 (日本生命、損保ジャパン 等) 他の法律に基づく認可を受けて保険業を営む者

=JA共済、COOP共済

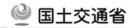
中小企業等協同組合法に基づく共済(全日本火災共済協同組合連合会、 中小企業福祉共済協同組合連合会 等)

> 保険業法第2条第1項第2号に掲げる事業を行う者 (地方公共団体、学校等)

その他、平成17年改正保険業法の公布の前から保険業を営んでいた者は、附則第2条第1項に基づく各行政庁の認可の下、当面の間保険業を営むことができる

9

中小企業協同組合法に基づく共済について



- 〇 中小企業等協同組合法
 - ・・・・中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助 の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について、当該組合の設立や、共済事業を行うにあたっ ての規制等を規定したもの。
- 当該法律に基づいて設立される組合に加入できる組合員の範囲
 - ・・・ 資本金3億円未満(小売業又はサービス業については五千万円、卸売業については1億円未満) 従業員の数が300人未満(小売業については50人、卸売業又はサービス業については100人未満) 業種に特段の制限はない(=建設業者も組合員として加入できる)
- 当該法律に基づいて共済事業(保険業)を営むためには、第二十七条の二の規定による認可を受けて組合を 設立し、提供する共済の規程について法第9条の6の2の規定による認可を受ける必要がある。
- また、認可を受けて共済事業を営む者は、毎事業年度終了後、決算書を行政庁に提出する必要がある。 財務の健全性について確認された結果、共済契約者の保護を図るために必要があると認められると、経営の 健全性を確保するための改善計画の提出や、業務の全部又は一部の停止命令が出されることとなる。 (法第106条の2)
- <u>中小企業等協同組合法に基づいて共済事業を営んでいる者は</u>、共済商品の提供者としての<u>適格</u> <u>性に特段の問題はない</u>ものと判断される。
- 〇 現在においても、中小企業等協同組合法に基づいて事業を行っている全日本火災共済協同組合 連合会との間の共済契約が経営事項審査上の評価対象となっている。

災害対応について



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1.令和2年7月豪雨災害について

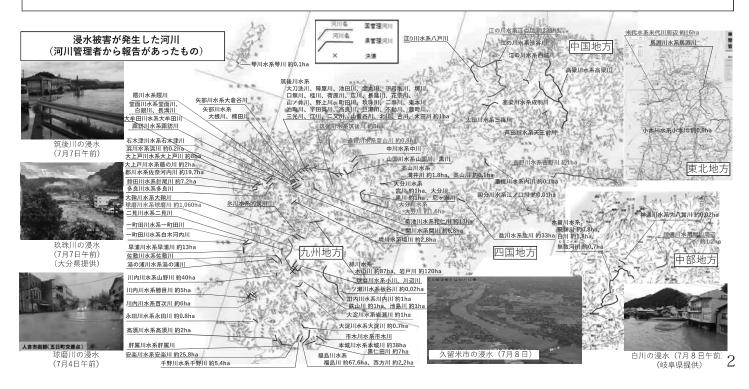


令和2年7月豪雨による浸水状況について

令和2年7月17日5時時点

国土交通省 水管理 • 国土保全局

- 〇 国が管理する6水系6河川で決壊等による氾濫が発生。浸水面積は合計約1,290ha。
- うち、2箇所で決壊、11箇所で氾濫した球磨川水系球磨川(熊本県人吉市、球磨村等)では、浸水面積は約1,060ha。
- 〇 国が管理する米代川水系米代川周辺、信濃川水系犀川周辺において、本川の水位が高かったため、水路等が排水できず浸水が発生。
- 県が管理する51水系107河川で氾濫が発生。うち、鹿児島県が管理する川内川水系百次川、勝目川では、決壊による浸水が発生。





TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)の活動状況

- ○九州地方整備局を中心として全国の地方整備局等のTECーFORCEを被災地に派遣
- ○本日325人のTEC-FORCEが排水活動、被災状況調査、リエゾン・JETT(気象庁)による自治体支援を実施。 降雨時の排水に備え、排水ポンプ車57台(うち九州54台)を現地へ配備。

のべ4,097人・日 災害対策用機械

○熊本県の要請に応じ、球磨村周辺を中心に、施設被害状況等を調査し、県の行う被害額算定や査定設計書作成等を支援。

■熊本県内の被災状況調査の実施状況

2市6町5村の調査要請に応じ、のべ1,921人の隊員を現地へ投入し、 現地踏査等を実施。7月15日までに河川・道路・砂防の689件の施設 被害等の調査を完了。

■TEC-FOECEによる被災状況調査の流れ)■被害報告件数(7/16)



内容	河川	砂防	道路	合計
被害件数	131	33	525	689

自治体から被災調査の要請



7月9日 相良村からの調査要請 (能本県相良村)

公共土木施設の被災状況調査



7月13日 護岸が被災した河川の現地調査 (熊本県錦町)

■TEC-FORCEの現地派遣人数と進捗率







要請箇所内の被害報告





〔〕は、リエゾン及び被災状況調査班として派遣した人数(のべ人・日)。 「※1」はリエゾンのみを派遣。 ・これは速報であり、数値等は今後変わることがあります。

令和2年7月豪雨に係る災害復旧工事等の取扱いについて(概要)

◎ 国土交通省

<入札契約>

入札契約の方法について

- ・発災直後から一定の間に対応が必要となる応急復旧事業や 緊急度が極めて高い本復旧事業については、随意契約を活 用すること
- 上記以外の当面の復旧工事等は、指名競争入札又は可能な 限り手続きに要する期間を短縮した一般競争入札を活用す

入札及び契約で配慮すべき事項

- ・ 手続の簡素化・迅速化を行うこと
- 透明性・公正性の確保すること
- ダンピング対策を徹底すること
- 特定調達契約の対象工事等でも期間短縮等が可能

その他

・災害復旧工事等の発注について、他の発注者との連絡を 密に行うこと

※災害復旧工事等:災害応急対策、災害復旧に関する工事及び調査・設計・測量等

<設計・積算>

適切な予定価格の設定

・見積りを活用するなど、施工地域の実態に即した実勢価格 等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めること

適切な代金の支払い

- ・工事費の精算に当たり、直接工事費の材料単価の変動につ いては、単品スライド条項を適切に実施すること
- ・遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴 う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに 努めること

<施工段階>

工事の一時中止

- ・今般の豪雨災害により施工できなくなった工事について、的 確に工事の一時中止を指示すること
- 施工中の工事が被災していない場合においても、優先度の高 い緊急復旧等の調査、計画検討、工事等への対応が必要であ るときは、被災地における災害応急対策を優先して行うこと ができるよう、当該施工中の工事について、施工会社の意向 も踏まえ、工事の一時中止を指示すること
- なお、繰越等の措置を適切に講ずること

前金払の適切な実施

- ・受注者である建設企業の意向も踏まえ、出来る限り速やかに 前金払を行うこと
- 暫定契約書などを活用し、積極的に前金払を行うこと

-時中止・前金払の適切な実施については、調査、設計、測量等の業務も同様

技術者に関する特例について

- ・所属建設業者と監理技術者等が3ヶ月未満の雇用関係であっ ても差し支えないこととすること
- なお、災害発生に関わらず、現場施工着手前や工事を全面的 に一時中止している期間、工事完成後については、監理技術 者等の専任を要しないことに留意すること

<許可等の期限の延長>

特定非常災害の特例について

・災害救助法が適用される区域に主たる営業所を持つ建設業者 については、建設業の許可、監理技術者資格者証、経営事項 審査の期限が一律令和2年12月28日まで延長されること

※国不入企第1、2号及び国不建第12、15号等をもとに作成

2.総力戦で挑む防災・減災プロジェクト



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

激甚化・頻発化する水災害、切迫化する地震災害

いのちとくらしをまもる 防 災 減 災

6

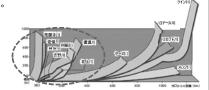
- 我が国は、河川が急勾配であるとともに、都市部においてゼロメートル地帯が存在。また、多くの活断層やプレート境界が分布しており、巨大地震の切迫が懸念されるなど、脆弱な国土条件にある。
- 氾濫危険水位を超過した河川数が2014年比で約5倍となるなど、気候変動の影響が顕在化。

■ 自然災害への脆弱性

○ 四方を海で囲まれ、国土の中央を脊梁山脈が縦貫しており、河川が急勾配であるとともに、都市部においてゼロメートル地帯が広域にわたり存在。

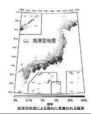


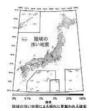
【隅田川・荒川・江戸川と市街地の標高の関係】



【我が国と諸外国の河川勾配比較】

○ 日本列島には未確認のものも含め多くの活断層やプレート境界が分布しており、全国どこでも地震が発生する可能性がある。また、南海トラフ地震、首都直下地震の発生確率は、それぞれ今後の30年以内で約70%であり、甚大な被害が想定されている。









■ 気候変動による水災害の頻発・激甚化



○ 短時間強雨の発生頻度が直近30~40年間で約1.4倍に拡大。

※ 令和元年東日本台風では、103もの地点で24時間降水量が 観測史上1位の値を更新



○ さらに今世紀末には、洪水発生頻度が約2倍 に増加する見込み。

※ バリ協定における将来の気温上昇をZC以下に抑えるという 目標を前提

7

「防災・減災の主流化」とは

- 「防災の主流化」という言葉は、国連の国際防災戦略(UNISDR)が2005年に策定したガイドラインで用いられている。※英語原文: Mainstreaming Disaster Risk Reduction
- •我が国では、平成27年3月の第3回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組の中で「防災の主流化」の取組 の推進を位置付け。それを受け、平成27年8月に策定した国土

形成計画に「防災の主流化」を推進することを記載。

「防災・減災」が主流となる社会

災害から国民の命と暮らしを守るため、<u>行政機関、民間企業、国民一人ひとりが、意識・行動・仕組みに防災・減災を考慮すること</u>が当たり前となる社会

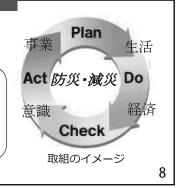


「防災・減災」が主流となる社会の実現に向けた取組方針・イメージ

行政プロセスや経済活動、事業に様々な主体を巻き込み、防災・減災の観点を取り入れた「防災・減災×○○」の取組を進めていくことにより、防災・減災に関する国民意識を普段から高め、事前に社会全体が災害へ備える力を向上させる。

- ・今般とりまとめた施策が、防災・減災の観点から国民目線で分野横断的に実施されているか、定期的にフォローアップを実施。【令和2年7月~】
- ・連携 (防災・減災×○○)や工夫により防災・減災機能が強化された事例を共有し、良い取り組みを地域・住民個々の活動まで、幅広に展開・拡大 (表彰制度の創設や出前講座の実施など)【令和2年7月~】

※これらの取り組みを防災・減災対策本部で実施



主要施策一覧

いのちとくらしをまもる 防 災 減 災

- 1. あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換
- 2. 気候変動の影響を反映した治水計画等への見直し
- 3. 防災・減災のためのすまい方や土地利用の推進
- 4. 災害発生時における人流・物流コントロール
- 5. 交通・物流の機能確保のための事前対策
- 6. 安全・安心な避難のための事前の備え
- 7. インフラ老朽化対策や地域防災力の強化
- 8.新技術の活用による防災・減災の高度化・迅速化
- 9. わかりやすい情報発信の推進
- 10.行政・事業者・国民の活動や取組への防災・減災視点の定着

1. あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

いのちとくらしをまもる

- 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、 主体的に取組む社会を構築する必要
- 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者※により流域全体で行う「流域治水」へ転換する※国・都道府県・市町村・企業・住民等
- ・気候変動による水災害リスクの増大に 備えるためには、これまでの河川管理 者等の取組だけでなく、流域に関わる 関係者が、主体的に取組む社会を構築 する必要
- ・行政が行う防災対策を国民にわかりや すく示すことが必要

集水域

推進

テ選される。

事前放流によ 容量を確保

FOX B S

- ・河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・ 住民等)により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換
 - 令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、 全国の一級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像「流域治水プロジェ クト」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速【全国の1級水系を対象に、夏頃 までに中間とりまとめを行い、令和2年度中にプロジェクトを策定】

■「流域治水」への転換

「流域治水」へ転換し、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)により、**地域の特性** に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧 ・復興のための対策を総合的かつ多層的に推進

【これらの取組を円滑に進めるため、河川関連法制の見直しなど必要な施策を速やかに措置】

(よりリスクの低いエリアへ誘導)

土地利用規制、移転促進、金融による 誘導の検討等 [市、企業、住民]

(被害範囲を減らす) 二線堤等の整備[市]

①氾濫をできるだけ防ぐ

(ためる、しみこませる)[県・市、企業、住民

雨水貯留浸透施設の整備

[国・県・市、利水者] 利水ダム等において貯

留水を事前に放流し水 害対策に活用

(安全に流す)[国・県・市]

(氾濫水を減らす)[国・県]

グリーンインフラの活用

自然環境が有する多様

な機能を活用し、雨水 の貯留・浸透を促進

田んぼやため池等の治水利用※グリーンインフラ関係施策と併せて

遊水地等の整備・活用[国・県・市]

河床掘削、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備

「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

河川区域

②被害対象を減少させる

利水ダムの活用 株木 治水ダムの再生

谱水炬

堤防強化

智族投禁備 一

10沿海域。

雨庭の整備(京都市)

1302

二線堤整備 🤼

集水域

③被害の軽減・早期復旧・復興

(土地のリスク情報の充実)[国・県] 水災害リスク情報の空白地帯解消等

(避難体制を強化する)[国・県・市] 河川水位等の長期予測の技術開発、 リアルタイム浸水・決壊把握

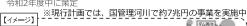
(経済被害の最小化) 「企業、住民」

(**件まい方の工ま)**[企業 住民] 不動産取引時の水害リスク情報提供、 金融の活用等

(**支援体制を充実する)**[国·企業] 官民連携によるTEC-FORCEの体制強化 (氾濫水を早く排除する)[国·県·市等] 排水門等の整備、排水強化

■流域治水プロジェクト

- ○全国の1級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策から なる流域治水の全体像をとりまとめ、国民にわかりやすく提示
- 戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施 内容*等をベースに、夏頃までに関係者が実施する取組を地域で 中間的にとりまとめ、早急に実施すべき流域治水プロジェクトを 今和2年度中に策定



★戦後最大(昭和XX年)と 同規模の洪水を安全に流す 浸水範囲(昭和XX年洪水)

★対策費用

■河川対策

■ソフト対策 ・水位計・監視カメラ設置 マイ・タイムライン作成 等 ■流域対策 (集水域と氾濫域)

■利水ダムの治水活用

全国の1級水系(ダムがある99水系)毎に事前放流等を含む治水協定を締結し、新たな運用を開始【令和2年出水期から】 2級水系についても同様の取組を順次展開

氾濫域

(今後の水害対策の進め方)

1st 近年、各河川で発生した洪水に対応 ・緊急治水対策プロジェクト(基大な被害が発生した 7水系)

流域治水プロジェクト(全国の1級水系において早急に 実施すべき事前防災対策を加速化) **遠やかに** 気候変動を踏まえた河川整備計画等の見直し

気候変動の影響を反映した 抜本的な治水対策を推進 ・治水計画の見直し・将来の降雨量増大に備えた対策

遊水地整備

堤防整備

気候変動の影響を反映した治水計画等への見直し

いのちとくらしをまもる

気候変動の影響による降雨量の増加や海面水位の上昇等が予測されているため、これらをあらかじめ見込んだ対策を行う必要。

ngh in

- 対策の実施に必要な計画や基準等を「過去の降雨実績や潮位に基づくもの」から、「気候変動による降雨量の増加、潮位の上昇などを考 慮したもの」に見直し、抜本的な対策を講じる。
- ・気候変動によって降雨量が増加し、 海面水位も上昇
 - ・現在の計画や基準には、将来の降雨量 の増加や海面水位の上昇が反映されて おらず、計画が完了・施設が完成して も安全・安心を確保できないおそれ

・気候変動の影響を踏まえた各地域毎の具体な対策を実装するための詳細な評価を 進め、河川、海岸、港湾、下水道に関する整備計画や施設の基準について、気候 変動の影響を考慮したものとし、気候変動により降雨量等が増加した場合でも国 民のいのちやくらしを守ることができるよう、抜本的な対策を推進

【気候変動対策の目標設定】

パリ協定での「世界の平均気温上 昇を産業革命以前と比べて2℃未 満に抑える」というシナリオを対 策の目標として設定

【気候変動の影響を幅広く・詳細に評価】

2℃上昇した場合を想定し、大雨の発生頻度や強度の増加、海面水位の上 昇に対する影響の評価を実施

・更に今後、降雨量の増加や海面水位の上昇等の評価を、条件(降雨確率、 地域区分等) に応じて詳細に実施する必要

・発生土砂量の変化や渇水などへの影響等についても評価

降雨量の将来予測

降雨量 洪水発生頻度 約1.2倍 約2倍

被害を減少させるための計画・施設の安全性を確保するための設計基準へ反映

【対策の実装に向けた計画・設計基準等の見直し】

計画や基準等を 「過去の降雨実績や潮位に基づくもの」から、「気候変動による降雨量の増加、潮位の上昇などを考慮したもの」に見直す。

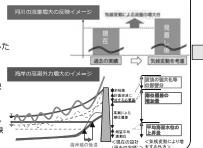
気候変動の影響を 受ける現象 施設整備の 対象外力等の見直し 大雨の発生頻度や 強度の増加 砂防計画で扱う十砂量 海面水位の上昇 ・海岸保全等の目標とする潮位 台風等の強大化 無降水日数の増加 ・水資源開発施設(ダム等)が 供給できる水量 積雪量の減少 等

河川整備計画、計画に係る基準 河川整備基本方針を適宜見直し 流量の増加を反映【R2年度より実施】

下水道計画に係る計画雨水量の増加を反映した 雨水管理総合計画を策定【R2年度より実施】

砂防計画に係る技術基準類等を見直し 降雨の増加と、それに伴う土砂量変化を反映 【R2年度中目途】

海岸保全基本方針を変更【R2年度中目途】 海岸、港湾の施設の技術上の基準等を見直し 『R3年度中目途』、海面水位の上昇等海反映



【抜本的対策に着手】

気候変動による影響 を反映した計画や基 準に則り、

流域治水をはじめ ハード・ソフト -体となった抜本的 な対策に着手

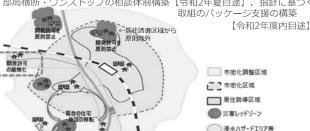
3. 防災・減災のためのすまい方や土地利用の推進

いのちとくらしをまもる

- 人々のすまい方や土地利用についても、自然災害リスクの抑制の観点から、そのあり方の見直しが必要。
- 災害ハザードエリアにできるだけ住まわせないための土地利用規制・誘導に加え、災害リスク情報の更なる活用、都市開発プロジェクト における防災・減災対策の評価などにより、防災・減災のためのすまい方や土地利用を推進。
- ・災害リスクのあるエリアにできるだけ 住まわせない規制や誘導が必要
 - ・具体的なリスク(例:どの程度の雨で、 どの場所が、どの程度浸水するのか) に基づくまちづくりが重要
 - ・個別の都市開発プロジェクトにおいても 防災・減災の推進が重要
- ・都市計画法等改正による災害ハザードエリアにおける開発抑制【令和4年4月施行予定】 同エリアからの移転促進、立地適正化計画の強化(防災指針の追加)【令和2年9月施行予定】
 - ・災害リスク情報をまちづくりに活用するためのガイドライン【令和2年度中に策定】や建築 物の電気設備の浸水対策を推進するためのガイドライン【令和2年6月策定】により、居住 誘導区域の設定や建築物の浸水対策を促進
- ・水災害対策と連携した都市開発プロジェクトにおける容積率緩和制度創設【令和2年夏まで】

■災害ハザードエリアにできるだけ住まわせないための 土地利用規制・誘導

- ・災害ハザードエリアにおける新たな開発を抑制 【令和4年4月施行予定】
- ①災害レッドゾーン*1における自己の業務用施設*2の開発を原則禁止
- ※1 土砂災害特別警戒区域等 ※2 店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等 ②市街化調整区域の浸水ハザードエリア※3等における開発許可を厳格化 ※3 水防法の浸水想定区域のうち、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高いエリア
- ・災害ハザードエリアに立地している住宅等の移転を促進【令和2年9月施行 予定】、立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドン 一ンを原則除外 【令和3年10月施行予定※】、移転促進のための更なるインセンティヴ検討 ※現状、運用指針において原則除外する旨規定していたところ、政令において規定
- ・居住誘導区域等の防災・減災対策を定める「防災指針」の作成支援のため 部局横断・ワンストップの相談体制構築【令和2年夏目途】、指針に基づく

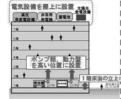


■災害リスク情報を活用した まちづくりの推進

- 災害リスク情報がまちづくりに反映しやすい 形で提供されるよう、モデル都市での検討も 行い、ガイドラインを策定【令和2年夏までに 骨子提示、令和2年度中にとりまとめ】
 - (例) 河川氾濫や内水氾濫について、どの程度の雨で、どの場所が、どの程度水に浸かるか 治水事業等の進捗に応じてリスクがどのような場所でどのよう に変化するか 等

■建築物の電気設備の浸水対策

電気設備の浸水 対策を講じる際 に参考となる ガイドラインを 作成・公表 【令和2年6月】



■水災害対策と連携した容積率緩和制度の創設

都市開発プロジェクトにおける水災害対策を評価し、容積率を緩和する制度を創設 【今和2年夏まで】

プロジェクトとの関係に応じた水災害対策の手法(イメージ) 銀の保全 (赤字)住民の避難支援

12

4. 災害発生時における人流・物流のコントロール

いのちとくらしをまもる

災害時の安全確保や長時間の閉じ込め等の防止、人命救助・物資輸送の観点から、災害時の交通抑制や緊急輸送ルートの確保が必要。

計画運体の深化や空港の孤立化防止、船舶の走錨事故防止対策に加え、災害後の人命救助・緊急物資輸送に資する緊急輸送ルートの確保 など、災害時の人流・物流コントロールを適切に推進。

- ・過去の災害時において、以下の課題が発生
 - 列車の駅間停車や駅での乗客の集中による混乱等が
 - 空港運用再開後も空港アクセス(鉄道・バス)が途 絶、空港に多数の滞留者が発生
- 漂流した船舶が橋梁に衝突し、空港アクセスや物流 を遮断
 - 踏切が長期間遮断し、緊急車両の通行に支障
- ・熱帯低気圧の段階からの台風の進路予報提供【令和2年9月頃】や鉄道事業者向けワークショッ プの開催【令和2年出水期】など関係機関と連携して計画運休を深化
 - 成田空港をモデルとして、滞留者の抑制と空港運用のバランスに配慮した航空交通量コント ロール等の滞留抑制策をとりまとめ【令和2年6月目途】
 - ・走錨事故防止のため、船舶を湾外退避させる仕組みの創設【令和2年中に方向性とりまとめ】
 - ・緊急輸送道路等にある全国約1,500箇所の踏切において、優先開放の指定や迂回等の対策によ り緊急車両の円滑な通行を確保【令和2年度中】

■関係機関と連携した計画運休の深化

- ・鉄道事業者・気象庁が連携し、鉄道事業者による適時の計画 運休開始・運転再開を支援
- ①鉄道事業者に対し、台風になる前の熱帯低気圧の段階から 5 日先までの予報を提供【令和2年9月頃】
- ②鉄道事業者向けワークショップを開催、気象情報の活用方法 等をアドバイス【令和2年出水期から】

■空港の孤立化防止策

- 成田空港における対応
- ①災害前からアクセス事業者を含む「総合対策本部」を立ち 上げ、計画運休等に関する情報を共有
- ②鉄道アクセス途絶に備え、バス・タクシ 結し、代替バス等の手配を迅速化
- ③滞留者数を予測し、航空交通量のコントロール (制限)
- ○③に関して、成田空港の事例をモデルとして滞留抑制策に関する考え方 をとりまとめ【令和2年6月目涂】、他空港へ展開

-事業者と協定を締

■災害時の踏切長時間遮断対策

緊急輸送道路等にある約1,500箇所の踏切に ついて、警察・消防・道路管理者・鉄道事業 者で連携し、災害時に優先的に開放する踏切 と迂回等の対策を行う踏切とに分類し、決定 【令和2年度中】



優先開放路* ●○○

e e

※赤囲い: 台風となった後の進路予報(現行の予報範囲)

<成田空港における滞留者発生状況の変化>

■船舶の走錨事故再発防止等のための総合対策

- ・平成30年台風第21号で発生した関西国際空港 連絡橋への船舶衝突事故等を踏まえ、以下の対策 を総合的に実施
- ①船舶を湾外退避させるため、実効性の ある仕組み (勧告制度等)を創設 【令和2年中に方向性とりまとめ】

【新たな監視手法】

変化をA I を活用し 走鍋の<u>予鶏</u>を検知

海上保安庁からの要請に基づき ― 事業者が自主的に湾外退避(現状)



③船舶が衝突した場合の被害軽減のため、

湾外退避



航行制限等

海上交通

対応可能

AIにより走錨の予兆を検知 錨泊検討地点における走錨リスクを自動判定

■通れるマップの迅速かつ効果的な提供

ETC2.0データ等を活用して作成した「通れる マップ」の情報について、緊急車両に加え、 トラック・バス事業者や防災行政機関に対し ても即時提供【令和2年度中目処】





台風になる前からの 災害対策が可能に



5. 交通・物流の機能確保のための事前対策

いのちとくらしをまもる

- 令和元年東日本台風をはじめ近年の激甚化した災害により、交通機能が長期にわたって損なわれ、社会・経済活動に大きな影響を与える 事態が発生。
- \bigcirc 交通運輸事業者の災害対応力向上や被害を甚大にさせないための対策を講じ、激甚化する災害に対応した交通・物流の機能確保を推進。
- ・交通運輸事業の大半は民間が担っており 中小企業が多く、自然災害への対応体 制・取組は強化の途上
 - 令和元年東日本台風において、新幹線車 両が浸水、橋梁等が損傷
- 近年の激甚化する災害に対応した交通イ ンフラの機能確保が不可欠
- ・企業全体で取り組むべき防災体制の構築・実践の進め方を示した「運輸防災マネジメント 指針」を策定、国土交通省による評価・助言により事業者の取組を支援【令和2年夏から】
 - ・新幹線の浸水対策として車両避難の実施や車両基地の復旧迅速化【令和2年出水期から】
 - ・河川・鉄道・道路分野が連携して橋梁の流失防止対策等を推進
 - ・緊急輸送道路等の無電柱化【令和2年度までに着手】や空港・港湾BCP強化【令和2年秋か ら】、災害に強い道路ネットワークの構築など、激甚化する災害に備えた対策を推進

■交通運輸事業者の防災マネジメントの推進

・交通運輸事業者の企業防災体制の構築・実践の要点をまとめ、経営トップのリーダーシップの 下、その実践を促す「運輸防災マネジメント指針」を策定【令和2年7月】

・地方運輸局等主催の説明会を通じて中堅・中小企業の理解の醸成を図るとともに、災害対 応力向上に関するコンサルティング、経営トップとの対話を通じたマネジメント評価・助言等の支 援を、事業者の取組状況に応じて実施し、防災マネジメントの導入を促進【令和2年夏から】

■新幹線の浸水対策

- ・車両避難計画(※)に基づく新幹線車両の浸水被害を最小化するための車両避難の実施や 予備品を活用した車両基地の復旧迅速化【令和2年出水期から】 令和元年12月に国土交通省よりJR各社へ策定指示
- ・計画規模降雨により被害が想定される車両基地においては、電気設備のかさ上げ等を実施

・地方整備局等から鉄道事業者に対し、車両避難の判断に資する予測時間の長い河川水 位予測情報 (6時間先) を提供【令和2年出水期から】



■河川・砂防・鉄道・道路分野が連携した橋脚等の防災・減災対策

・河川管理者からの洗掘状況等の情報を活用し 全国の鉄道橋梁約7,700か所を総点検【令和 2年3月]し、橋脚の流失等防止対策を実施

・河川管理者の情報(河床等の状況)を活用した道路構 造物の点検のルール化【令和2年度中】や土砂災害警戒 区域等と道路区域の重複箇所の調査【令和2年度中】に





■無雷柱化の推進

・「無電柱化推進計画」等に基づき、市街地の緊急輸送道路等約2,400kmにおいて、電線管理者と連携し、 全区間で無電柱化に着手【令和2年度まで】、低コストの単独地中化方式の活用等を推進

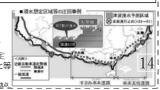
■港湾における高潮・高波対策の強化

- 最新の波浪データに基づき施設の耐波性能を昭香(令和2年) 度中」、嵩上げ・補強を実施
- ・浸水被害軽減のため、臨港道路の嵩上げ等により多重防護



■災害リスクに対応した空港・港湾のBCP強化や道路ネットワ--クの構築 |

- ·令和2年改正航空法に基づく空港BCP(A2-BCP)
- 定期監査【令和2年秋から】 ※A2-BCP: 「Advanced」(先進的) な「Airport」(空港) のBCP(事業継続計画) ・津波発生時の船舶退避等を考慮した港湾BCPガイドライン 改訂【令和2年秋】、高潮·高波対策も含め各港のBCPを改訂
- 道路のルート選定時のコントロールポイント※として洪水浸水想定 区域等を考慮【令和2年度から基準等への明示に着手】すること等 により、災害に強い道路ネットワークを構築



6. 安全・安心な避難のための事前の備え

いのちとくらしをまもる

- 住民一人一人が避難行動を地域とともに自ら考えることにより、自助、共助の醸成を促し、地域防災力の向上を図ることが必要。
- また、災害発生時において誰もが迅速かつ円滑に避難ができる環境整備が必要。
- ハザードマップを活用したマイ・タイムラインによる実効性のある避難体制の確保、避難しやすいまちづくりの推進や既存インフラの 有効活用、新型コロナウイルス感染症拡大にも対応した避難場所の確保など、安全・安心な避難のための事前対策を推進。
- ・地域防災力の向上を図るため、住民一人 一人が自らの避難行動を予め考える必要
 - 洪水や津波等から逃れるための高い建物 がないエリアでは避難が困難
- 新型コロナウイルス感染症など感染症拡 大の状況下における避難も想定する必要
- ・マイ・タイムライン等の取組が住民一人一人の避難行動につながるよう、その普及拡大のた めの手引き等の作成や地域と連携した人材育成を推進【令和2年度から】
 - ・避難場所となる高台や建物から浸水区域外に移動できる避難路の整備により、線的・面的に つながった「高台まちづくり」を推進【具体的な取組を令和2年中にとりまとめ】
 - 津波等からの避難に活用可能な全国の道路高架区間を一時避難場所として提供【令和3年度 以降順次提供】
 - ・避難場所における換気機能の導入等による3密対策の推進【令和2年度から】

■マイ・タイムラインによる実効性のある避難体制の確保

住民一人一人が、ハザードマッフ を用いて自らの水害リスク等を知 り、避難行動を考えるマイ・タイ ムラインについて広く住民の意識 が高まるよう、優良な取組例の公 表等を実施【令和2年7月から】

クショップの手引きを作成 【令和2年6月】、これを活用した 自主防災組織等との連携型ワー ショップの開催、マイ・タイムライ ン検討のサポート役となる地域リ ダーの育成、専門家派遣を促進

スマートフォンに不慣れな高齢者で もハザードマップなどで災害リスク を容易に確認できるよう

ワークショップにおいて、 ハザードマップを用いて自らの水害リスク等を知り、避難行動を考える マイ・タイムフィン作成のためのブェックシート 洪水ハザードマップや漫水想定区域医等でチェック A. w. willy a letter the 時間 多なたの仕んでいる成名は安定的研究の数 が正区域(記憶前・河岸接負)ですか? □ はい □ いいえ



地域のリーダー向けマイ・タイムライン講座

DE位置の災害リス

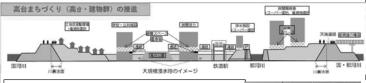
サイトの利便性向上【令和2年度以降順次】

■新型コロナウイルス感染症への対応

- 高台まちづくりの推進により、広域避難の対象者を減少させるとともに、 多くの避難スペースを確保することで密の回避にも寄与
- ・避難場所における換気機能の導入等による3密対策の推進【令和2年度から】 ・避難所として提供可能なホテル・旅館等の宿泊施設リストを作成し、
- 地方公共団体へ提供【令和2年5月より開始】_ _

■高台まちづくりの推進

ゼロメートル地帯で大規模浸水が発生した場合でも、建物から浸水区域を経由せずに 高台などへの安全な避難が可能【具体的な取組を令和2年中にとりまとめ】



■道路高架区間の一時避難場所としての活用

津波等からの避難に活用可能な高架区間等を全国的に リストアップし、避難階段の整備やハザードマップ の位置づけにより、一時避難場所として提供 【令和3年度以降順次提供】





15

7. インフラ老朽化対策や地域防災力の強化

いのちとくらしをまもる

○老朽化したインフラや所有者不明土地、少子高齢化による地域の防災力の低下など、災害リスクを増大させる課題が山積。

○インフラ老朽化対策を着実に進めるとともに、土地の適正な利用・管理の促進、災害リスクに対応するための連携体制や支援体制の構築、 担い手確保・育成の取組、新型コロナウイルス感染症も踏まえた国土のあり方の検討など地域防災力の強化を図る。

- 社会資本の老朽化が加速度的に進行、緊 急的に対応が必要なインフラが多数存在
 - 増加する所有者不明土地等は、防災・減 災対策の重大な支障
 - ・三大都市圏の水害被害回避に向けた関係 者の連携が必要
 - 災害対応に従事する自治体の体制確保、 建設業の担い手の高齢化
 - ・都市部への人口集中による災害リスクや 感染症リスクの増大

・インフラの持続可能なメンテナンスサイクルの実現に向けて、国土交通省インフラ長寿命化 計画(行動計画)の改定【令和2年度内】

- 改正土地基本法に基づく取組実施と新たな手法も活用した地籍調査の円滑化・迅速化 【令和11年度末までに優先実施地域での進捗率を現在の約8割から約9割まで向上】
- ・河川管理者や地下施設管理者から構成される協議会の設置やタイムラインの作成【令和3年度中目途】 などにより、地下空間の浸水対策を推進
- ・TEC-FORCEの強化や権限代行の拡充による自治体支援、建設キャリアアップシステムの あらゆる工事での完全実施【令和5年度より】
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大も踏まえた今後の国土のあり方について検討【令和 3年夏頃とりまとめ】

■待った無しのインフラ老朽化対策

インフラの機能に支障が生じる前に対策を行う「予防保全」へ 本格転換するとともに、新技術の活用等により点検の高度化・ 効率化、集約・再編等によるインフラストックの適正化を推進

【国土交通省インフラ長寿命化計画 (行動計画)を令和2年度内に改定】

■土地の適正な利用・管理の促進

・改正土地基本法に基づく土地基本方針【令和

土地の境界を明確化する地籍調査について、

進捗率を現在の約8割から約9割まで向上】

【令和11年度末までに優先実施地域(*)での

山村部におけるリモートセンシングデ 活用等により円滑かつ迅速に推進

※土地取引が行われる可能性が低い地域等を除いた地域

2年5月策定】にのっとり、管理不全・所有者



不明十地等対策を推進





リモ

道路橋の損傷写真を撮影っ 内部の鉄筋が露出した橋梁 陥没した港湾施設のエプロン部分

■三大都市圏等の低平地における関係機関が連携した浸水対策

・河川管理者・地下街・地下鉄・隣接ビル<mark>等の関係者が</mark>連携し協議会を設置、**計画運休・休業要請等** の実施に向けた多機関連携タイムラインを作成【令和3年度中目途】

■自治体支援の充実

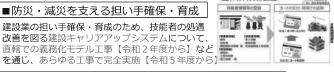
- ○民間と連携したTEC-FORCEの強化等 ○権限代行の拡充
- ・建設業者等とTEC-FORCEが一体的に 活動できるよう、災害協定締結支援や 連携体制強化【令和2年度から】
- 自治体と運送事業者との災害協定締結 支援【令和3年度から】
- 複数の自治体向けに同時にオンラインで 気象解説を実施【令和2年度から】

- ・改正道路法により、国が道路啓開や災害 復旧事業を代行できる対象について、 全ての地方管理道路に拡充 【令和2年5月から】
- 国や都道府県が管理する河川が決壊等した 場合、近傍の被災河川も国が災害復旧事業 を代行できるよう対象拡充を検討



令和元年東日本台風被災箇所の 国による権限代行事例

改善を図る建設キャリアアップシステムについて、 直轄での義務化モデル工事【令和2年度から】など





■災害や感染症のリスクを踏まえた国土のあり方の検討

・増大する災害リスクや新型コロナウイルス感染症拡大の影響も踏まえた2050年の国土のあり方 について検討・とりまとめ【令和3年夏頃】

8. 新技術の活用による防災・減災の高度化・迅速化

(航空写真等)

いのちとくらしをまもる

- 災害予測・災害状況把握・災害復旧・被災者支援の一連の流れを高度化・迅速化するためには新技術を活用することが不可欠。
- 0 新たな働き方への転換と抜本的な生産性や安全性向上を図るインフラ分野のDX(デジタル・トランスフォーメーション)を強力に推進 することで、新型コロナウイルス感染症のリスクに対応しつつ、防災・減災対策を進めていく。

ETC2.0やAIを活用した交通滞留状況の早期把握

・ドローンやAI等を活用した浸水把握の早期化

- 従来型の手法では、激甚化・頻発化する 災害に機動的に対応するための情報収集 などの対応が困難
 - ・新型コロナウイルス感染症等のリスクに 備え、3密を避けた災害対応を行う必要
- ・高度な予報や災害予測、避難、災害状況の把握、災害復旧、被災者に対する支援といった 災害に関するあらゆるプロセスに、AI、ドローン、5G、衛星システム等の新技術を導入 することにより、防災・減災の取組を高度化・迅速化
- インフラ分野のDX(デジタル・トランスフォーメーション)を強力に推進し、非接触・リ モート型の工事施工やBIM/CIMを活用した新たな働き方への転換と抜本的な生産性向上を 実現することで、感染症リスクにも対応しつつ防災・減災対策を展開

■予報・災害予測

- 新たな気象レーダーやAI技術等の活用等により気象予測を長 期化·高精度化【令和2年度以降提供開始】
- ・AIにより突風探知精度の向上を図ることで、緊急停止など、列車運転 規制を高度化 【令和4年度までに技術開発

■ 近箕 AIを用いた公共交通のリアルはシーダークスに選挙状況の提供・予測

ドライバーへ危険・避難情報を一斉配信できるコネクテッドカーの開発・普及促進【令和3年度以降性能要件を具体化】

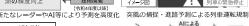


5日先までの雨量予









※混雑経和により3家対策に寄与





■災害状況把握

【令和2年度に現場実証】



AIカメラを活用した越流検知

・カメラやレーザー、AI等を活用した鉄道線路・隣接斜面、道 路法面等、港湾施設、航路標識の被災・変状の早期把握 【令和3年度までに技術開発(鉄道、道路、港湾施設)

実証実験(航路標識)等】

列車先頭に搭載したカメラで電柱の傾きを検出







道路法面等の土砂災害の予兆を把握

■災害復旧

- ・空港における除雪車の運転や操作の省力化・ 自動化【令和2年度省力化実証実験、令和3年度以降自動化棒計開始1
- 空港除雪の省力化・自動化



・地震による堤防被災状況を迅速に解析し、洪水リスクを踏まえた 復旧の優先順位を提示するシステムの活用 【令和2年度に システムを活用できる連絡・調整体制について実河川で検討】



■被災者支援



・電気自動車等の給電機能を活用し

た停電地域における電力供給支援

【令和2年度に電気自動車等を迅

速に派遣できる連絡・調整体制の構 築について検討開始】

復旧支援システム(イメージ)



電気自動車等を照明に活用

■インフラ分野のDXの推進

により災害時の混雑を緩和

- ・ICTや3次元データを活用したリモート化・無人化 や生産性向上により、感染症リスクに対応しつつ 防災・減災対策を推進
- 【令和5年度までに小規模を除くすべての公共工事 O5G等を活用した無人化施 でBIM/CIMを活用】

【令和3年度までに提供・予測システムの開発】

- ○ICT環境を整備し、「現場・ 実地」から「非接触・リモート」 に転換
- 工技術開発の加速化



OBIM/CIM※の導入により をデジタル化し、建設 ・管理の効率化・高度化



○熟練技能者の動き などリアルデータを 活用し、省人化・ 高度化技術の開発 を推進



9. わかりやすい情報発信の推進

いのちとくらしをまもる

- 大雨特別警報やハザードマップなど、災害に関する情報を行政側において発信・提供しているが、住民や事業者の具体的な行動(避難や 企業活動)につながっていない事例も発生。
- 分野連携や新技術も活用しつつ、訪日外国人や障がい者も含む国民目線に立って、いのちとくらしを守るわかりやすい情報発信を推進。 行政による防災・減災に関する施策に ついても国民にわかりやすく情報発信
- ・大雨特別警報の「解除」を安心情報と捉え た住民が避難先から自宅に戻った後に被災
 - ・ハザードマップ等では個々の建物の具体的 なリスク(浸水がどのくらいの高さまで迫るのか 等) が把握困難
 - 訪日外国人等も含め、わかりやすい言葉や 表現による情報発信が必要
- ・防災・減災対策自体も国民にわかりやすく 示すことが必要
- 大雨特別警報の切替後の氾濫に対する注意喚起を行うため、今後の水位上昇の見込みなど 河川氾濫に関する情報を発表、メディア等とも連携してわかりやすく情報発信 【令和2年出水期より】
 - ・ハザードマップなど災害リスク情報と建物の高さなど土地利用に関する情報について、地図 上で3D表示【令和2年度に30~40都市で先行実施】
 - ・外国人旅行者に伝わる用語集の作成【令和2年度中】や、 「旗」を活用した津波警報の伝達 【令和2年6月から】のほか、防災用語の改善にも着手【令和2年出水期から順次反映】
 - ・流域治水プロジェクトの必要性・効果・実施内容等をわかりやすく情報発信【令和2年度中】

■大雨特別警報の切替後の氾濫に対する注意喚起

- 「特別警報の解除」から「警報への切替」と表現を改善【令和2年出水期から】 警報への切替にあわせて、 今後の水位上昇の見込みなど河川氾濫に関する情報
- を発表し、引き続き警戒が必要であることや大河川ではこれから危険が高まる



表域県の大雨は峠を越え、大雨特別警報は警報に切り替わりますが、久慈川はこれからも増 水、氾濫への警戒が必要です。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、増水

977. |製薬所(受滅暴用立方) では 水位が上屋(Tおり 会後 記載機能水位を経過する目込



記者会見の実施やSNS等の活用により。 メディア等と連携して情報発信 【令和2年出水期から】



■流域治水プロジェクトの全体像をわかりやすく提示

流域の関係者の理解促進や意識向上を図りながら施策を計画的に推進するため、 流域治水プロジェクトの必要性・効果・実施内容等の中長期的な全体像について わかりやすく情報発信【令和2年度中】

■災害リスク情報の3D表示

- 浸水のリスク等をより視覚的にわかりやすく発信するため、**災害リスク情報を** 地図上に3次元で表示【令和2年度に30~40都市で先行実施】
- 3次元データを活用し、防災・減災に対応したスマートシティを実現 【全国展開に向けたガイドラインを令和2年度に策定】







建物の浸水がどれくらいた

■用語や伝達手法の工夫・改善

・津波警報を聴覚障がい者に 「施」 確実に伝えるため、 を用いた伝達手法を定め 【令和2年6月】 全国へ 周知・普及を推進



・災害や地名の予備知識がない外国人旅行者に正確な 情報を伝えるための用語集を作成し、交通事業者等 に提供【令和2年度中】

(例)関東地方(Kanto area)→東京圏(Greater Tokyo) 「大雨のため運転を見合わせています」等の例文を作成 「震度5強」:「物につかまらないと歩くことが難しい状況」等の解説を多言語化

・水害や土砂災害に関する用語 が、住民や報道機関にとって わかりやすく、的確な判断・ 行動に繋がるものとなるよう 改善【令和2年出水期から 順次検討結果を反映】

(用語の例) <緊急的な対応を促す用語> 異常洪水時防災操作 (注意喚起をする用語> 危機管理型水位計 <状況を説明する用語> バックウォーター

18

10. 行政・事業者・国民の活動や取組への防災・減災視点の定着

- 行政機関、民間企業、国民一人ひとりが、意識・行動・仕組みに防災・減災を考慮することが当たり前となる社会を構築する必要
- 行政プロセスや経済活動、事業に様々な主体を巻き込み、防災・減災の観点を取り入れた「防災・減災×○○」の取組を進めていくことにより、防災・減災 に関する国民意識を普段から高め、事前に社会全体が災害へ備える力を向上させる。
- 行政による施策に防災・減災の視点を 取り入れる必要
 - 同時に、民間企業の事業活動や国民の 意識や行動に対して、防災・減災を考慮 することを促す仕組みが必要
- ・行政による計画策定や地域における拠点形成において、防災・減災の観点を強化 【次期国土形成計画へ反映、令和2年度に「防災道の駅」認定開始】
 - 不動産取引をはじめ、民間の経済活動において防災・減災を考慮する仕組みを導入 【不動産取引において、令和2年夏より水害リスクの説明を義務化】
 - ・防災教育の推進による国民の意識向上など、防災・減災視点を根付かせる取組を推進

国自治体

■防災・減災×計画 国 自治体 企業 国民

「防災・減災の主流化」の観点を国土形成計画において 明確化し、関連する各種計画と -体的に取組を推進 【次期国土形成計画へ反映】



国

- ・不動産取引時の重要事項説明に、水害ハザードマップに おける対象物件の位置の説明を義務化【令和2年夏までに
- 防災性能等に優れた不動産に 資金が向かう流れを形成する ため、気候変動への対応等に 関する情報開示を促すガイダ ンスを策定【令和2年度中】

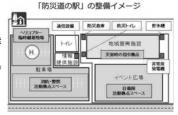
■防災・減災×不動産

<開示する情報のイメージ> ・災害によりサプライチェーンが断絶 した場合の収益への影響 気候変動により海面上昇した場合 の不動産への影響・豪雪/雪不足、高温に伴う営業中 止や客減少による収益への影響

企業国民

■防災・減災×地域拠点

- 広域的な復旧・復興活動の 拠点となる「道の駅」を 「防災道の駅」として認定 する制度を創設し、防災機能 を強化【令和2年度に認定】
- 「みなとオアシス」 「小さな拠点」など、 地域住民に身近な拠点を



■防災・減災×教育

新学習指導要領に対応した動画を作成、YouTUBEで公開【令和2年4月】 するなど、防災教育を推進

ウェブサイトや各県版マップ(多言語) の作成を開始【令和2年度から】するなど、東日 本大震災の被災地における災害伝承の取組を推進





国 自治体 国民

■防災・減災×物流施設

港湾施設を災害廃棄物の仮置場として活用 【令和2年度より港湾BCPへ仮置場候補地



熊本地震時の熊本港における廃棄物仮置

■防災・減災×ビッグデータ



官民の保有する様々なデータを連携する 【令和4年に構築】を防災・減災に活用

<活用イメージ>



地図データと想定浸 水深データ等の重ね 合わせにより、垂直 避難に資する情報 を提供

自治体

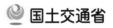
企業

19 ※上記のほか、防災・減災×環境 (グリーンインフラ)、防災・減災×交通 (防災マネジメント)、防災・減災×自動車(電気自動車等活用) などあらゆる分野における取組を推進

3. 地域の建設業における災害対応



災害時における建設産業の役割



○ 災害時には、復旧工事等、最前線で地域の守り手としての役割が求められている。

建設産業の役割

建設産業は、**地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手**であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、 **最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手**として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

今和元年台風19号における災害応急復旧

- ◆河川•道路等の復旧、 二次被害の防止
- 二次被害が懸念される土砂災害発生 箇所の対策を早急に実施
- 高度な技術等を要する自治体管理河川、 道路等の復旧工事を、国が権限代行 により実施
- ・被災した河川等の 改良復旧等

長野県東御(とうみ)市 海野宿(うんのじゅく)橋



◆災害復旧事業の迅速化

- ・災害査定及び災害復旧事業の迅速実施
- ·緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等 による指導・助言

【堤防決壊個所の応急復旧工事(千曲川長野市穂保地区)】





完成した鋼矢板仮締切堤防

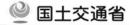


【河川堤防緊急応急(栃木県佐野市)】



20

地域建設業者による災害対応状況(令和2年7月豪雨)



熊本県

■災害協定について

各県建設業協会は、災害への迅速かつ的確な対応のため、国、都道府県等との間で「災害協定」を締結している。発災時には、当該災害協定による要請に基づき、災害復旧支援活動を実施

以下、熊本県建設業協会を例に記載

(一社) 熊本県建設業協会

本部:熊本市中央区九品寺 4-6-4

○会員数:701社

○12支部・2部会で構成

①熊本支部、②荒尾支部、③玉名支部、④鹿本支部、⑤菊池支部、⑥阿蘇支部、⑦上益城支部、

⑧宇城支部、⑨八代支部、⑩人吉支部、⑪芦北支部、⑫天草支部、⑬建築部会、⑭舗装部会

【令和2年7月豪雨での主な協会活動】

▶ 本部及び各支部・部会間における緊密な情報交換のため、オンライン会議を随時開催

- ➤ 国・県等との協定に基づく要請により、八代支部、人吉支部、芦北支部、天草支部、荒尾支部、玉名支部、宇城支部の7支部が被災状況を調査 [294社 延べ約14,450名が対応]
- ▶ 国・県等との協定に基づく復旧及び道路啓開等に、約300社 延べ約3,000名が対応
- ➤ 要請があった人吉市、相良村及び球磨村に、一輪車135台、剣スコップ210本、角スコップ160本、 高ぼうき100本、土嚢袋10,000袋を支援

※ 日建連から、土嚢袋(17,200袋)、カラーコーン・コーンウェイト(各1,200個)、デリネーター(2,000個)等の資材を熊本県等へ支援

2 2

地域建設業者による災害対応状況(令和2年7月豪雨)



被災状況調査

○ 国・県等の災害協定に基づき、早期の復旧工事に取りかかるため、被災地において河川、道路等の豪雨災害状況 を速やかに調査

国道219号線













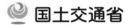








地域建設業者による災害対応状況(令和2年7月豪雨)



球磨川の決壊箇所への緊急復旧工事(中神地区、大柿地区)

- ○球磨川流域では2箇所が決壊、11箇所で越水・溢水が発生
 - E 大柿地区:8日18:00~9日9:30[<u>のべ重機 7台、30名が稼働</u>]

•復旧工事期間

・人吉市、多良木町の建設企業が対応(丸昭建設、味岡建設)

中神地区:4日22:00~6日9:30[<u>のべ重機23台、104名が稼働</u>]

- ○<u>熊本県建設業協会の会員企業(地元建設企業各社)</u>は、九州地方整備局との災害協定に基づき
- ・約30mにわたる決壊箇所に対し、昼夜を問わず24時間体制で3日間かけ復旧工事を実施[写真左:人吉市中神地区]
- ・約10mにわたる決壊箇所を、夜間作業を続け一晩で復旧工事を完成「写真右:人吉市大柿地区」



地域建設業者による災害対応状況(令和2年7月豪雨)

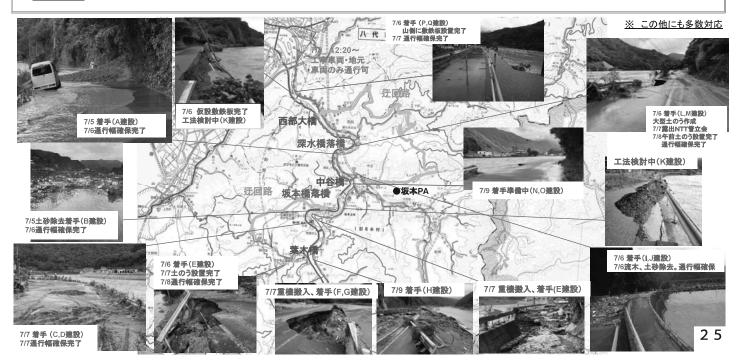


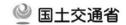
国道219号線の八代市渡町〜坂本町周辺における道路啓開

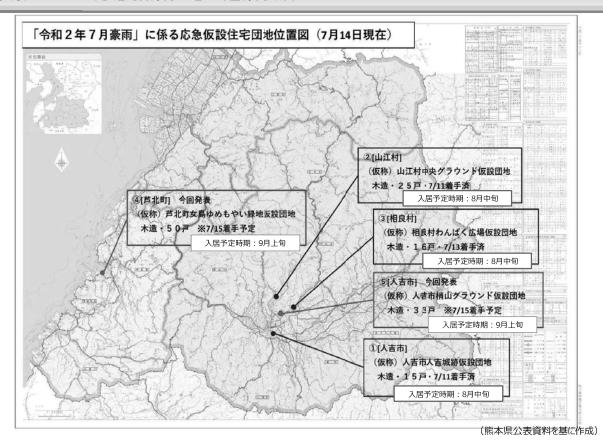
○令和2年7月豪雨では、全国で国道・県道等で300余箇所が被災

昼夜を問わず行われる堤防復旧工事

- ○<u>熊本県建設業協会の会員企業(地元建設企業各社)</u>は、熊本県との災害協定に基づき、R219号線の八代市渡町から坂本町葉木周辺の道路啓開を実施
- ・八代支部の建設企業が対応
- ●復旧工事:7月5日以降順次着手







地域の建設業者における災害対応



26

- 近年、災害が頻発する中、災害の復旧や復興において、建設産業の果たす役割は益々大きくなっている。
- その中で、出水期における河川工事等、工事を施工するうえで一定の損害が生じるリスクを伴う場合もありうる。
- 公共約款においては、発注者と受注者のいずれの責にも帰すことができないものを不可抗力としているが、予見可能性の高いリスクによって生じた損害は不可抗力による損害に当たらないと考えられ、その解釈について明確化する必要がある。

課題認識と方向性

○ 主に地域の中小建設業者が、地域の守り手として、災害の復旧や復興に係る工事にあたっているが、こうした工事は、リスクが高い中でも施工することが求められる場合がある。



- ○近年の災害の頻発状況を踏まえ、リスクを伴う災害復旧工事においては、適切に対応されるよう、**不可抗力による損害について、解釈を明確化**する必要がある。
- ※(方向性案)公共約款における不可抗力の解釈及び不可抗力条項の取扱いの明確化

リスクの高い工事の途中に被災して生じた損害については、予め想定して対処すべきものもあると考えられる。公共約款第30条における不可抗力は、「天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの」とされており、予見可能性が高く発注者において考慮すべきリスクについては、不可抗力の対象とならないことに留意する必要がある。

(参考) 公共約款の規定では、不可抗力による損害が生じた場合、損害額と損害の取片付け額の合計額のうち、請負代金額の1/100を受注者が負担することとされている。

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令案について (令和2年10月1日施行予定)(概要)

令 和 2 年 5 月 国 土 交 通 省 土地·建設産業局

1. 背景

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第30号)及び建設業法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第〇号)の施行に伴い、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)及び施工技術検定規則(昭和35年建設省令第17号)について、所要の改正を行う必要がある。

2. 建設業法施行規則における改正の概要

(1) 経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準及び提出書類について(第3条及び第7条(法第7条)関係)

経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準は ①及び②の要件を満たすものとする。

- ① 適切な経営能力を有すること
- 適正な経営能力を有するものとして、下記の(イ)又は(ロ)のいずれかの体制を有する ものであること。
 - (イ) 常勤役員等のうち一人が下記の (a1)、(a2) 又は(a3)のいずれかに該当する者であること。
 - ※常勤役員等:法人の場合は常勤の役員、個人の場合はその者又は支配人をいう。以下同じ。
 - (a1) 建設業に関し5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者
 - (a2) 建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として5年以上経営業務を管理した経験を有する者
 - (a3) 建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として6年以上経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者
 - (ロ) 常勤役員等のうち一人が下記の(b1) 又は(b2) のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として、下記の(c1)、(c2) 及び(c3)に該当する者をそれぞれ置くものであること。
 - (b1) 建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関し、建設業の役員等の経験二年以上を含む五年以上の建設業の役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における経験を有する者
 - (b2) 建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関し、建設業の役員等の経験二年以上を含む五年以上の役員等の経験を有する者

- (c1) 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者
- (c2) 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の経験を有する者
- (c3) 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の運営業務の経験を有する者
- ※ (c1) (c2) (c3) は一人が複数の経験を兼ねることが可能

② 適切な社会保険に加入していること

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、全ての適用事業所又は適用事業について、 適用事業所又は適用事業であることの届出を行った者であること。

- ※ ①及び②の要件を満たしていることを示す書類として、①に関し、使用人の証明書や会社 の組織図等、②に関し、届出の内容を記載した書面や届出を行ったことを示す書類の提出を 求めることとする。
- ※ ①及び②の要件に関し、変更が生じた場合は、一部を除き、変更から二週間以内にその内容について届出をしなければならないこととする。

(2) 事業承継に係る認可の手続について (新設(法第17条の2)関係)

- ① 認可の申請については、法律に定める認可の区分に応じ、関係者の連名で申請書を提出することとし、許可の場合に準じた書類及びそれぞれ以下の書類を添付させることとする。 (譲渡及び譲受け)
 - 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し
 - ・譲渡人又は譲受人が法人である場合には、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは 社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに 関する意思の決定を証する書類

(合併)

- 合併の方法及び条件が記載された書類
- 合併契約書の写し及び合併比率説明書
- 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類

(分割)

- 分割の方法及び条件が記載された書類
- 分割契約書 (新設分割の場合にあっては、分割計画書) の写し及び分割比率説明書
- 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思決定を証する書類
- ② 認可申請書の提出先が国土交通大臣となる場合において、都道府県知事の許可を受けている認可申請者は、認可の申請を行った旨を当該都道府県知事に届出をすることとする。
- ③ ②の場合は、国土交通大臣は、当該都道府県知事に対して、当該都道府県知事の許可を受けた建設業者に係る書類の提出その他必要な協力を求めることができることとする。
- ④ 国土交通大臣又は都道府県知事は、上記のほか、必要と認められる書類を認可申請者に

提出させることができることとする。

- ⑤ 建設業者としての地位を承継する者が建設業者である場合など、一定の場合に、提出書類の一部を省略することができることとする。
- ⑥ 認可を受けて建設業者としての地位を承継した者は、一定の期間内に(1)②の届出を 行ったことを示す書面等を提出しなければならないこととする。
- (7) その他所要の措置を講ずることとする。

(3) 相続に係る認可の手続について (新設(法第17条の3)関係)

認可の申請については、法律に定める認可の区分に応じ、相続人が申請書を提出することとし、許可の場合に準じた書類及びそれぞれ以下の書類を添付させることとする。

- 申請者と被相続人との続柄を証する書類
- ・申請者以外に相続人がある場合にあっては、当該建設業を申請者が継続して営むこと に対する当該申請者以外の相続人の同意書
- ・相続した者が建設業者として適正な者であることを担保する書類等、その他の添付書類、書類の免除や相続後に提出を求める書面の規定については、承継と同様とする。
- ※手続きに関して、(2)と同様の規定を設けることとする。

(4) 建設工事の請負契約締結に係る情報通信の技術を利用する方法について (第13条の2第 2項関係)

電子情報処理組織を利用する場合の技術的な基準の要件について、当該契約の相手方が本人であることを確認するための措置を講じていることを追加する。

(5) 工期等に影響を及ぼす事象について(新設関係)

法新第20条の2の国土交通省令で定める事象は、以下に掲げる事象とする。

- ・地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

(6) 施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項について(第 14 条の 2、第 14 条の 4 関係)

施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項について、以下の事項を追加する。

- ① 監理技術者を補佐する者について、氏名及び保有資格を記載することとする。
- ② 当該建設工事の従事者に関する事項を追加する。具体的には、当該建設工事に従事する 者に関する記載事項は以下のとおりとする。
 - 氏名、生年月日及び年齢
 - ▪職種
 - 社会保険の加入状況
 - 中退共又は建退共への加入の有無
 - 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容

• 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(※工事に従事する者が希望しない場合は記載を要しない。)

また、①の者を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有すること及び恒常的に雇用されていることを示す書類を施工体制台帳に添付することとする。

※ ①の記載については作成建設業者に限る。

(7) 施工体制台帳の電子的な取扱について (第14条の2、第14条の4関係)

- ① 施工体制台帳の添付書類のうち、契約書及び下請契約書の写しについては、書面により 契約を締結した場合であっても、電子的措置による添付に代えることを認めることとす る。
 - ※ 再下請通知書に係る下請契約書についても同様
- ② また、下記の書類について、電子的措置による添付に代えることを認めることとする。
 - ・監理技術者及び主任技術者がその資格を有することを示す書面及び恒常的な雇用関係 を示す書面
 - ・監理技術者を補佐する者又は専門技術者を配置する場合は、その者が主任技術者資格 を有することを示す書面及び恒常的な雇用関係を示す書面

について、電子的措置による添付を認めることとする。

(8) 施工体系図の記載事項について (第14条の6関係)

施工体系図の記載事項としてそれぞれの下請の業者に関する以下の事項を追加する。

- ・ 代表者の氏名
- 特定専門工事の該当の有無
- ・当該下請負人が受けた建設業の許可の番号
- 受けた許可の一般建設業及び特定建設業の別

(9) 特定専門工事を利用する場合の元下間の合意内容について(新設(法第26条の3)関係)

法第26条の3の規定により、上位下請の主任技術者が下位下請の主任技術者が行うべき工事の施工管理を自身の本来行うべき施工管理と併せて行う場合に、上位下請と下位下請が合意すべき事項は、以下のとおりとする。

- 特定専門工事の内容
- 特定専門工事の下請契約の請負代金額の額
- 他に特定専門工事に該当する下請契約があるときは、それらの請負代金の額の総額
- 元請負人(上位下請)が置く主任技術者の氏名及び有する資格

なお、法第26条の3第6項第1号の基準を満たしていることを証する書面及び主任技術者を 専任で設置する旨の元請負人の誓約書の添付を求めることとする。

(10) 特定専門工事の注文者の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法について(新設(法 第26条の3第5項、令第31条第1項)関係) 法第 26 条の 3 第 5 項の方法は、一定の要件を満たす電子情報処理組織を使用する方法又は磁気ディスクを使用する方法とすることとする。また、令第 31 条第 1 項の規定により示すべき事項は、注文者が使用する方法及びファイルへの記録の方式とすることとする。

(11) 監理技術者講習の有効期間の起算点の見直しについて (第 17 条の 14 関係)

工事現場に専任しなければならない監理技術者は、選任の期間中のいずれの日においても、その日の前5年以内に行われた監理技術者講習を受講していなければならないこととされているところ、監理技術者講習の有効期間の起算点を見直し、講習を受けた日の属する年の翌年の1月1日から5年以内に監理技術者講習を受講していなければならないこととする。

(12) 経営事項審査の審査項目に必要な知識及び技術又は技能の向上に取り組む技術者及び技能者を追加することについて(第18条の3関係)

経営事項審査の評価項目として、建設業者による技術者及び技能者の知識及び技術又は技能 の向上の取組の状況を追加する。

(13) 経営事項審査の審査項目のうち「建設業の経理に関する状況」の見直し(第 18 条の3 関係)

「建設業の経理に関する状況」の、評価項目を見直し、下記の者による建設業の経理が適正 に行われたことの確認の有無を評価することとする。

- 公認会計士又は税理士のうち国土交通大臣が定める講習を受講した者
- ・登録経理試験に5年以内に合格した者及び登録経理試験に合格し、5年以内に登録経理 講習を受講した者
- ・上記と同等以上の建設業の経理に関する業務を遂行する能力を有すると認められるもの また、建設業の経理に関する業務を遂行する能力を有するものと認められる者の数の評価 対象についても、対象を上記に該当する者とすることとする。

(14) 登録経理講習実施機関の創設について(新設関係)

- (12) に関連し、登録経理講習を実施する機関に関する登録制度の規定を整備する。
 - 登録は登録経理講習事務を行おうとする者の申請により行うこととする。
 - ・次の登録の要件のすべてに適合しているときは、国土交通大臣はその登録を行わなけれ ばならないこととする。
 - ・建設業の原価計算、財務諸表、財務分析(1級に限る。)に関する科目について講習が 行われるものであること。
 - 登録経理講習の種目に関する科目を担当する教授等を2名以上含む、5名以上の者によって構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判断が行われるものであること。
 - 登録経理講習機関は、次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければな

らないこととする。

- 講習は、講義及び試験により行うものであること。
- 受講者の本人性を確認すること。
- ・講義及び試験は、建設業の原価計算、財務諸表、財務分析(1級に限る。)に関する科目について、講義を合計6時間以上、試験を1時間以上行うこと。
- 修了者に対して、登録経理講習修了証を交付すること。

等

その他登録経理講習機関の登録、講習の実施に必要な規定を設けることとする。

(15) 建設業者団体の取組に関する規定について(第23条関係)

建設業者団体が行っている取組の内容について国土交通大臣に届け出ることができる事項と して、以下を追加する。

- ・建設工事に従事する者の処遇改善及び生産性の向上に関する取組を支援する事業を実施 している場合
- ・災害が発生した場合における当該災害を受けた地域における公共施設その他の施設の復 旧工事の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な措置を講じている場合

(16) 標識の記載事項の見直しについて (別記様式第29号関係)

工事現場に掲げる標識について、監理技術者等が非専任となる場合のうち、監理技術者補佐 を配置する場合は、その旨が明確になるよう、様式の記載要領部分を改正する。

(17) 帳簿の添付資料の電子化について (第26条関係)

法第 40 条の3の規定により、保存する必要がある帳簿本体及び営業に関する図書に添付すべき書類について、書面による契約の場合であっても当該契約書の写しを電子的な方法により保存することを認めることとするとともに、現行で電子的な保存が認められていない以下の2つについても電子的な措置による保存を認めることとする。

- ①特定建設業者が注文者となった下請契約に係る、支払った額及び支払った年月日及び支払 い手段を証する書面又はその写し
- ②施工体制台帳の以下に関する事項を記載した部分
 - 監理技術者等の氏名及びその有する資格等に関する事項
 - 当該建設工事の下請負人の称号又は名称、許可番号
 - 当該建設工事の下請負人の請け負った建設工事の内容及び工期
 - 当該建設工事の下請負人の配置した主任技術者等の氏名及びその者が有する資格

(18) その他

その他必要な措置を講ずるものとする。

※施工技術検定規則等においても必要な規定の整備を行う。

(19) 経過措置について (附則関係)

① (4)(6)(8)に関する経過措置

施行日前に締結した契約にあっては、電子情報処理組織を用いて契約を行う場合の技術的 基準並びに施工体制台帳、再下請通知書及び施工体系図の記載事項については、なお従前の 例によることとする。

② 経営事項審査に関する経過措置

経営事項審査の客観的事項に関する規定は、令和3年度において行われる経営事項審査から適用するものとし、令和2年度において行われる経営事項審査については、なお従前の例によることとする。

③ 登録経理講習実施機関に関する経過措置

登録経理講習実施機関の登録の申請は、施行日前においても行うことができることとし、この場合において、登録は、令和2年10月1日から効力を生ずることとする。

3. 今後の予定

公布:令和2年6月(予定) 施行:令和2年10月1日

建設業法等の改正に伴う関係告示の改正等について(概要)

令和2年6月 国土交通省 土地·建設産業局

1. 背景

建設業法(昭和24年法律第100号、以下「法」という。)、建設業法施行令(昭和31年政令第273号、以下「政令」という。)、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号、以下「規則」という。)及び施工技術検定規則(昭和35年建設省令第17号)の改正に伴い、関係告示について、所要の改正等を行う必要がある。

2. 改正の概要

Ⅰ. 監理技術者を補佐する者関係(政令新第28条関係)

政令新第28条第1号の「監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者」を定める告示を新設する。

具体的には、以下のいずれかに該当する者とする。

- 一級の第一次検定に合格した者(①)
 - :一級の技士が監理技術者となることができる建設工事の区分に対応する。
 - (例) 一級土木施工管理技士補は、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事及び水道施設工事において、監理技術者を補佐する者として認められる。
 - ※政令新第 28 条の規定により、監理技術者を補佐する者となることができる者は、 一級の第一次検定に合格した者であることに加え、法第7条第2号イ、ロ又はハ に該当する者であることが求められる。
- ・法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者(②)

Ⅱ. 技術検定関係

- (1) 技術検定の種別を定める告示について(政令新34条関係)
 - ①「建設機械施工について種別を定める等の件」(昭和 48 年建設省告示第 860 号) について 法改正により、技術検定が第一次検定及び第二次検定によって実施されること、並びに 政令改正により、「建設機械施工」が「建設機械施工管理」に改められたことに伴い、文言 の整理等を行う。
 - ②「土木施工管理について種別を定める等の件」(昭和59年建設省告示第1254号)及び「建築施工管理について種別を定める等の件」(昭和58年建設省告示第1508号) について 法改正により、技術検定が第一次検定及び第二次検定によって実施されることに伴い、 文言の整理等を行う。
- (2) 技術検定の受検資格を定める告示について(政令新第36条、第37条関係)

- ①一級の第一次検定の受検資格について
 - 一級の第一次検定の受検資格を有する者として以下の者を規定する。
 - ・現行の告示(「建設業法施行令第 27 条の5第1項第1号から第3号までに掲げる者と同 等以上の知識及び経験を有する者を定める件」(昭和 37 年建設省告示第 2755 号))で一 級の技術検定の受検資格を有する者として規定されるもの(第二十七号から第三十二号 までに規定するものを除く。)
- ②一級の第二次検定の受検資格について
 - 一級の第二次検定の受検資格を有する者として以下の者を規定する。
 - ・現行の告示(「建設業法施行令第 27 条の5第1項第1号から第3号までに掲げる者と同 等以上の知識及び経験を有する者を定める件」(昭和 37 年建設省告示第 2755 号))で一 級の技術検定の受検資格を有する者として規定されるもののうち、第二十七号から第三 十二号までに規定するもの
 - ※政令改正により、受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した者は、一級の第二次検定を受検する際に、その種目に関する指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を求められることとなったことを踏まえ、二級の技術検定に合格した後上記の実務経験に相当する実務経験を有する者については、一級の第二次検定の受検資格を有する者として規定することとする。
 - ・「建設業法施行令第27条の7の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件」(昭和45年建設省告示第758号) に規定するもののうち、技術検定の学科試験の全部を免除の範囲とされるもの
- ③二級の建設機械施工管理の第二次検定の受検資格について
 - 二級の建設機械施工管理の第二次検定の受検資格を有する者として以下の者を規定する。
 - ・現行の告示(「建設業法施行令第27条の5第2項第1号口(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件」(平成27年国土交通省告示第1196号))で二級の建設機械施工の実地試験の受検資格を有するものと規定されているもの
 - ・「建設業法施行令第27条の7の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件」(昭和45年建設省告示第758号) に規定するもののうち、建設機械施工技術検定の学科試験の全部を免除の範囲とされるもの
- ④二級の第二次検定(建設機械施工管理以外の種目)の受検資格について 二級の第二次検定(建設機械施工管理以外の種目)の受検資格を有する者として以下の者 を規定する。
 - ・現行の告示(「建設業法施行令第 27 条の5第2項第2号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件」(平成 27 年国土交通省告示第 1197 号))で二級の実地試験(建設機械施工以外の種目)の受検資格を有するものと規定されているもの
 - ・「建設業法施行令第27条の7の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件」(昭和45年建設省告示第758号)

に規定するもののうち、技術検定(建設機械施工以外の種目)の学科試験の全部を免除 の範囲とされるもの

- ・受検しようとする第二次検定と同じ種目に係るその回の第一次検定を受検し、当該第一 次検定に合格することが見込まれる者
- (3) 技術検定の経過措置に関する告示について

建設業法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第174号)附則第2条第3項の現行の二級の技術検定の学科試験に合格した者が、改正後の二級の技術検定の第二次検定の受検資格を有する者とみなすこととされる国土交通大臣が定める期間を定める告示を新設する。

具体的には、以下に掲げる要件のいずれか短い方の期間とする。

- ・受検しようとする二級の第二次検定と種目(建設機械施工又は土木施工管理にあっては、種目及び種別)を同じくする令和2年度までに実施された二級の技術検定の 学科試験に係る合格発表の日の属する年度の初日から起算して12年以内であること。
- ・当該学科試験と種目(建設機械施工又は土木施工管理にあっては、種目及び種別) を同じくする令和2年度までに実施された二級の技術検定の実地試験又は令和3年 度以降に実施される二級の第二次検定を受ける日の属する年度の初日から起算して 2年以内であること。
- (4)「建設業法施行令第 27 条の 10 第 1 項の表に掲げる額から減じる額を定める件」(昭和 63 年建設省告示第 1318 号) について

政令改正により、建設機械施工管理の技術検定の手数料が見直されたことに伴い、二級の第二次検定で合格した科目について、一級の第二次検定で免除を受けようとする者が納める手数料に関し、減じられる額を6,400円から9,600円に改正する。

- (5)その他の技術検定に関する告示について
 - ①技術検定の試験免除を定める下記の告示について、
 - ・法改正により、技術検定が第一次検定及び第二次検定によって実施されること
 - ・政令改正により、「建設機械施工」が「建設機械施工管理」に改められたこと に伴い、「学科試験」を「第一次検定」に、「実地試験」を「第二次検定」に改める等の文言 の整理等を行う。
 - ・「建設業法施行令第 27 条の7の規定による二級の技術検定に合格した者について免除する一級の技術検定の実地試験」(昭和 37 年建設省告示第 2754 号)
 - ・「建設業法施行令第27条の7の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件」(昭和45年建設省告示第758号)
 - ・「建設業法施行令第27条の7の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件」(昭和56年建設省告示第506号)
 - ・「建設業法施行令第27条の7の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件」(昭和59年建設省告示第118号)

- ・「建設業法施行令第27条の7の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件」(昭和62年建設省告示第1946号)
- ・「建設業法施行令第27条の7の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件」(昭和63年建設省告示第2093号)
- ・「建設業法施行令第27条の7の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件」(平成2年建設省告示第1467号)
- ・「建設業法施行令第27条の7の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件」(平成5年建設省告示第1661号)
- ②「建設業法施行令第27条の7の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件」(平成27年国土交通省告示第1199号) について 技術検定制度の改正により、二級の第一次検定合格(二級技士補)が永久資格となることから、廃止する。
- ③「監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件」(平成7年建設省告示第 1297 号) について

政令及び規則の改正により、条ずれが生じるため、所要の改正を行う。

3. 今後の予定

公布:令和2年7月(予定)

施行:建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和2年10月1日及び令和3年4月1日)

	令和2年10月1日施行	令和3年4月1日施行
I	②に係る部分	①に係る部分
П	令和2年10月1日施行の	技術検定制度の
	法改正等に伴う条ずれ等	改正に係る部分等